

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアの地域格差を是正するための超高速ブロードバンド整備によるメリット・デメリット及び費用対効果等を明確にし、進めていく必要があると考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	ユーザー側の事情や利用促進のニーズを十分把握して低廉で利活用の高い、利便性のある施策を実現することが重要と考えます。 安価な品質の高いサービスを提供することが、大前提になりますが、競争により品質が低下しないようにすることが望まれます。 やはり、信頼と実績により、顧客満足を得られることが重要と考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>地域活性化, 及び, 日本のIT技術向上のため, 超高速ブロードバンド基盤整備は必要であると考えが, その利用方法についても同時に議論するべきである。</p> <p>全世界に超高速ブロードバンドを整備すれど, その利活用について国が無関心だと, よく言われる「箱物整備」と同様であり, 有効な税金の使い方だとは思わない。</p> <p>また, 未整備エリアについては, 過疎化及び高齢化が進んでいる地域だと思われるので, 生きがい対策, 独居老人対策等にも目を向けるべきである。</p> <p>サービスと物理層基盤の関係が一對一で無くなった今日において必要なのは, 光ファイバーの未整備地域の解消ではなく, IPインフラ未整備地区の解消である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには, 低廉な料金で利用可能となるように, 事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが, NTTの組織形態の在り方も含め, この点についてどのように考えるか。</p>	<p>この先, ITの革命的な技術革新は見込まれず, 既存技術の組み合わせやブラッシュアップによるサービスインテグレーションがメインになると思われる。そのため, ComCast, ベライゾン, また, Apple等, 欧米のサービスは, 垂直統合サービスでユーザが使いやすいように組み合わせ, ITイノベーションを行っている。</p> <p>光の道構想は, さらにサービス提供者の階層的分離をもたらし, 日本のITイノベーション土壤の悪化につながる。</p> <p>技術開発, サービス展開共に, 国際的な競争が激しい中, 相手にしないといけないのは世界であり, 日本の英知を結集し, 世界に通じるサービス開発を国策として展開すべき時に, 国内の利用料金低廉化のみを主眼として, 事業者について議論している場合ではない。</p> <p>日本国内及び世界のエンドユーザが望むサービス開発の土壤を活性化させる施策こそ望まれていると考える。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	Kビジョン株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>①地域のブロードバンドと放送の設備基盤を持つ当社の立場からは、「光の道」で示されているような、光アクセス会社による光設備の全国整備にかかる費用について、国費やユニバ基金等、国民に負担を課してまで進めることには賛同しかねる。</p> <p>②地域のブロードバンドの設備については、CATV各社・大手通信キャリア・電力系事業者等が、地域のニーズを見極めた上で整備を進めており、コスト効率性を考えても、このような従来の枠組みを生かして進めていけばよいのではないかと考える。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>①電子政府や、医療・教育といった分野においてICTが活用可能となるアプリケーションの構築も必要であるが、より切実なのは、高齢化が進む中で、高齢者にも使い勝手のよい端末インタフェースの確立、端末価格の低廉化など情報リテラシーを確保することだと考える。例えば、今のWINDOWS端末は必ずしも使い勝手がよいとはいえず、より簡便なインタフェースを構築し普及させる等、地域における需要を掘り起こしていくための対策を講じることが、今後のブロードバンドの発展にとって重要と考える。</p> <p>②「光の道」構想についてはさらなる国民的論議が必要であり、拙速に結論を出すべきではないと考える。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	北海道総合通信網株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアは、民間事業者にとって採算性を見込むことが極めて困難な条件不利地域と考える。</p> <p>このため、本来、公正な競争環境のもと、民間事業者によりインフラ整備を行うことが基本であるが、条件不利地域と考える未整備エリアにおいては、公的支援の投入を行い、光ファイバ以外の高速通信手段なども有効に活用しつつ地域事情などに応じた合理的なインフラ整備を行うことが必要と考える。</p> <p>更に、公的支援の投入により投資インセンティブは確保されるものの、運用開始後のランニングコストについて需要が少ない地域では、採算ベースに乗らないケースも想定される。</p> <p>そのため、整備面における初期投資への支援措置に加え、ランニングコストの軽減によりブロードバンドサービスが継続的に利用できる支援策を講じる必要があると考える。</p> <p>また、公正な競争環境のもと、民間事業者の競争を通じて多種多様なサービスの創出により利用者の需要喚起につながるよう、ドミナント事業者が利用する公的支援により整備したインフラを公正・公平に利活用できる措置についても必要と考える。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を通じて料金の低廉化を進めるとともに、利用者にとって利用インセンティブを高める多種多様なサービスの創出・提供を図っていくことが重要と考える。</p> <p>また、更に新たな利活用や付加価値の創出を図るためには、行政・医療・教育など諸分野でICT利活用を促進するための規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要があると考える。</p> <p>加えて、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を確保するためには、NTTグループにおける規制の適用されない県域子会社などを通じた事業活動や活用業務によるなし崩し的な事業拡大など圧倒的な市場支配力を有する現状を鑑みると、公正な競争環境に歪みが生じていると考える。</p> <p>そのため、市場支配力を観点とする更なるドミナント規制の強化について検討されるべきと考える。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 アイ・キャン
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>・当社は、山口県西部地域(主に岩国市等)において、地域の情報格差是正、特に過疎地域のブロードバンド化を推進し、エリア全域のお客様に高度な放送・情報通信サービスをご利用いただくことを目的に、放送および通信設備の構築を積極的に実施しているところです。</p> <p>・特に伝送路設備については、サービスの性質上、面的な構築が前提となるため莫大な投資が必要となり、維持メンテナンスコストも相応に発生するため、投資に対するコスト回収は非常に難しい状況となっています。しかしながら情報格差是正を前提として整備している関係もあり、都市部と同一価格によるサービス提供を維持しております。</p> <p>・今般、「光の道」構想として、2015年までに100%ユーザに光サービスの提供が可能となるブロードバンド基盤を整備するとされていますが、この100%の定義について、CATV事業者のみが光を敷設されているエリアについても整備を計画されるのでしょうか。不採算性地域に二重の光が敷設されると双方の事業そのものが成り立たなくなると思われます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>・仮にNTT東西からアクセス設備を切り離して設立されたNTT光アクセス会社が、NTT光未整備エリアにおいて、コスト効率性を度外視し、ユニバーサルサービスとして光アクセスを構築し事業展開するとすれば、NTTが投資効率等を考慮して光を整備しないエリア等に、補助金等のスキームも活用しながら独自にインフラ整備を行ってきた当社への影響は計り知れません。既に当社が光ファイバの整備を行った地域にまで、さらにユニバーサルサービスとして整備することは、今までの政策との矛盾を感じます。・さらには、全国一律のインフラ整備を課せられたNTT光アクセス会社の設備投資コストが、健全な競争原理に基づかないことにより非効率なものとなり、発生した非効率なコストがユニバーサル基金等の形により国民に転嫁されるようなこととなった場合は、徒にユーザの負担を増大させる懸念があります。・なお、このような事業領域侵害の懸念や、ユーザ負担増大の懸念については、全国の各地域において、地域に根差して事業運営を行う各CATV事業者等に、総じて当て嵌まる懸念であると考えております。・むしろ、政策としては、「利用率30%をいかに100%に引き上げるか」に力点を置くべきであると考えます。現に地方においては、光等の伝送路設備の整備もさることながら、整備したインフラを用いて提供される高速・大容量のブロードバンドを地域</p>

活性化のためにいかに活用していくのかが、明確になっているとは言いがたい面があります。少子化・過疎化が進む地域において、電子政府や医療・教育等の面における規制改革等により、ブロードバンドを利用するための社会インフラを早期に構築する必要があることに加え、一段と高齢化が進んでいく状況の中、誰でも操作可能な端末インタフェースの実現やPCの更なる価格低廉化など、実施すべき課題は多々あると認識しております。これら諸課題に明確な道筋を付け、ブロードバンド需要を喚起することにより、インフラ構築のインセンティブを民間部門に担保することこそが、ブロードバンド環境の発展のためには最重要の事項であり、政府に期待されるべき内容であると確信しております。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	イ 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、光ファイバーの大幅な値下げが必須であると考えます。私自身のエリアはNTTの光ファイバーの提供エリアであるが、一軒家でネットとプロバイダーと光電話込みで7000円以上かかる。5000円以下にならないかぎりには光に乗り換える気は全くないです。現状光ファイバーの他社への貸出し料金が非常に高く、料金が値下げされない限り、他社への貸出し料金を大幅に値下げするのが必須であると考えます。料金を大幅に値下げできないならば、NTTから光の施設を切り離し、全通信会社による共同運営とし、値下げすべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	(財) 日本電信電話ユーザ協会 各務原協会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>ユビキタス社会の実現に向けて、光ファイバー網の整備は必要不可欠である。</p> <p>教育・遠隔医療の分野において、過疎地や山間部、離島など利用者が少ない地域で大いに貢献できるためだ。</p> <p>しかし、そのような地域では採算性が低いと考えられるため、需要創出のための取組みが重要となってくる。ブロードバンド整備の遅れは、上記に挙げたような医療や教育だけでなく企業立地にも影響を与えるため、需要創出のために企業立地を視野に入れて取り組んでほしい。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>かつて携帯電話がそうであったように、利用料金の低価格化は普及率向上に繋がると考えられるが、キラーアプリケーションの数を増やす事も考えていかなければならない。</p> <p>まずは、利用を促すような規制の見直しや事業者間の競争環境の再整備による料金低下によって、利用率向上を促して欲しい。</p> <p>また、先日開催された光の道構想実現に向けた NTT や KDDI、ソフトバンクなど通信事業者に対する総務省のヒアリングでは「NTT 東西のアクセス分離」が話にあがったが、メリットとデメリットがあるためトレードオフの関係にあることを考慮する必要があると考えられる。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	投資効率の悪いことは、明白であり、事業者が100%負担するのは無理がある。従って、公的なコスト負担は必要。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用率が低い要因としては、料金の問題も考えられるが、現時点では、超高速ブロードバンドを利用するサービスメニューのユーザーへの訴求力が弱いということではないか。事業者間の公正な競争が、より料金の低廉化に寄与することは解るが、一部で議論されている「NTTのアクセス部門を分離する…」ことが、グローバル競争の観点から問題がないが疑問である。今後の熾烈なグローバル競争を考えると、NTTグループは、従来以上にR. & D. に注力して、この領域での国内関連業界をリードすべきではないか。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	深川市
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>IRUにより整備した光幹線網などの資産管理は市町村の責務となっており、将来的な更新負担はもとより、設備の維持管理や道路改良工事などによる改修経費などの負担と、これらの事務負担は市町村行財政に新たな負荷となっている。ましてIRU導入の市町村には、これまで民間が独占的に行ってきた通信技術分野を管理監督する体制など、整えることはできないことから、住民への安全で安定したサービスの維持に絶えず不安を抱えている。</p> <p>これまでIRUにより整備した光ブロードバンド設備を民間通信事業者に無償譲渡を可能とするとともに、今後は、不採算地域においても市町村を介することなく、都市部と同様、通信事業者の責任においてブロードバンド化を進めるよう制度を改めていただきたい。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率の向上には、光ファイバーの大幅な値下げが必須だと思います。現状 NTT の光ファイバーの料金は高すぎです。戸建てタイプでネット、isp、光電話で 7000 円は高すぎです。最低でも 5000 円以下にすべきです。</p> <p>また、NTT 一社に超高速ブロードバンドを引き受けさせるのも問題だと思います。</p> <p>2005 年以降 NTT は接続障害を度々起こしており、昨日も横浜市内で起こしています。三本の矢の例えにもありますように、NTT が障害を起こして、インターネットが利用出来ない事がないように、他社にも光ファイバーに参入出来るように接続料金を大幅に下げるか、一芯単位での貸出しをすべきです。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>H22年度の情報通信白書で総務省が「日本のブロードバンドサービスの基盤整備はすでに世界2位と最高水準ですすんでおり、問題はサービスの普及と利活用が進んでいないことである」との認識を示している。</p> <p>この基盤整備は不要であるともとれる認識を示す一方で、まだ必要であるとの論理はその基本認識をどこにおいているのか、はなはだ曖昧である。また、この整備には膨大な土木工事が必要であり、そのためには国がそれを推進せざるをえないと思われるが、2010年6月末の国の債務残高が900兆円を超え、2011年度末には1000兆円を超えようとするこの借金大国で、これ以上の過剰インフラ投資は不要かつ国を潰すものである。</p> <p>国は情報通信白書で述べたように、少子高齢化に向かう中でインターネットを利活用した魅力ある行政コンテンツを提示するとともに、ネットで規制されている医薬品の販売禁止などのネット利用を阻害する規制をどんどん撤廃しブロードバンドサービスの利活用促進を図ることこそ“光の道で豊かな国民生活”をという目的に適うものと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用促進のために料金を可能な限りリーズナブルに安くすると言う点は賛成です。また、競争がサービスの多様性と料金の逡減に寄与することは認識します。しかし、ブロードバンドは必ずしも光ファイバーでしか実現できないものではなく、選択肢は無線も含めて多種あります。利用促進がなぜ電話時代の議論結果であったNTTの東西遠近組織問題の先の設備一元会社のような問題に発展するのかサツパリ分かりません。分割で東西格差は出ているし、利用者目線でのサービスの充実が郵政公社3分割のようにかえって殺がれている部分もあると思われまます。</p> <p>NTT組織分割の功罪を明確にした上での、今後のネット時代の日本最大のキャリアの組織を議論すべきです。検証のない論理押し付けは、単なる手前勝手な牽強付会であると言わざるを得ません。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社五島テレビ
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>弊社は、長崎県五島市において、地域住民の皆様にケーブルテレビを提供しています。</p> <p>我々がサービスを行っている五島市では、民間事業者によるブロードバンドサービスの提供が採算性の観点から難しいと聞いており、行政、住民、事業者が三位一体となり、補助金も活用しつつ地域の情報化に取り組んでいます。</p> <p>地方で事業を営む弊社からみれば、単なる提供料金の低廉化よりも、医療、教育、行政等に加え、漁業、農業等の地場産業の活性化に繋がるよう、ICT 利活用を促進させることが我が国の経済を発展させ、豊かな社会を実現させることになると考えます。政府としても、一部の事業者が求めているような NTT 組織見直しにコストや時間をかけるよりも、我が国の豊かな社会の実現に向けて、省庁の壁を越え、各分野の規制見直し等による ICT の利活用促進に最優先で取り組んでいただきたいと思います。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>(1)提案の前提となる「光の道」構想実現に向けて「基本的方向性」の総務省見解との相違点について、以下の通りと考えている。</p> <p>「1基本的な考え方(1)原則」について、我が国の電気通信政策は、</p> <p>① 基盤整備事業者(旧日本電信電話公社、現日本電信電話株式会社(NTT))が一部民営化(株式の一部を国が保有している)され、基盤整備事業者とサービス提供事業者が一体であることから公平で公正な競争が阻害され、利用者利益の最大化は図れていない。</p> <p>② 事業者間競争は、上記①により、サービス競争と設備競争の両面から促進されていない。</p> <p>この悪しき政策を「光の道」でも踏襲するなら、公平で公正な競争は望めないことになり、またしても利用者利益の最大化が図れていないことになる。</p> <p>「1基本的な考え方(2)2つの視点」で、「基盤が整備されている」とは、加入申込みを行えばブロードバンドサービス提供を受けることができる」とあるが、これは国民負担によって実現されているのであって、「1基本的な考え方(1)原則の「国民負担をできる限り軽減する」とした点と大きく矛盾する。</p> <p>これは、「1基本的な考え方」が既に内部矛盾を起こしていることを伺わせる。</p>

「2「光の道」の推進(1)整備すべきインフラ水準」について、民間ブロードバンド基盤は、既に1Gbps に達しているにも関わらず、2015 年実現の構想が桁落ちの 100Mbps であるのは何故か、市町村間では10Gbps、各家庭には、1Gbps が本来在るべき姿なのではないか。

「2「光の道」の推進(2)想定される技術」において、無線ブロードバンドをコスト負担で優位性が認められるとしているがセキュリティ面に全く触れていないのは何故か、セキュリティ面について有線より無線は遥かに劣る点が全く語られていない。コストとセキュリティはどちらが優先されるべき事項であるのか。

「4利用率向上の考え方(30%→100%)(2)競争政策によるサービスの発展・料金の低廉化 イ ボトルネック性に着目した規制の在り方」について、NTT東西のアクセスインフラは、旧日本電信電話公社から引き継がれたもので民間会社であるNTT東西が独占保有しうるものではない。全面解放或いは分社化/別会社化は当然あるべき姿である。

「4利用率向上の考え方(30%→100%)(4)その他の施策」において、研究開発基盤として世界最先端のオープンな情報通信基盤とある、ここから導き出される光の道は前述の1Gbps に加え、回線の品質保証のないベストエフォート型ではなく、近隣利用者の利用状況に影響なく高い品質を保つことができる占有型とすべきである。

(2)提案は次の通り

NTT東西のアクセス網は100Mbpsを基本とする回線の品質保証を努力目標とするベストエフォート型であることから、既に「光の道」が想定すべき超高速ブロードバンドではない。

また、菅直人内閣総理大臣が掲げる「雇用の創出」の理念からすれば、

旧日本電信電話公社のような独立した「超高速ブロードバンド基盤事業者」を国家予算で設立し、通信事業者(社)ならびに(地方)公共団体やNPOに公平に貸し出し競争環境を提供すべきであろう。

また、貸出費用は「超高速ブロードバンド基盤事業者」が担う光の道の保守を賄う費用とすべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	東洋電機株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアの全てに超高速ブロードバンドが必要なのか、疑問に感じます。 その為の企業・個人の税負担が増えるのではないか。 ユーザにとってメリットのあるサービスや利活用をどう図るかについても、十分な時間をかけて検討していただきたい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTの光しか選択肢がなくなるのは困りますし、通信サービスについては今まで通り複数の企業が競争し、多様なサービスを提供していく事で利用率が向上していく方が健全だと感じます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>⇒全ての未整備世帯へブロードバンド基盤の整備を、しかも光で、との考え方については、国民の選択肢を無くしてしまう。又、他国ではブロードバンド環境は、「光、メタリック、無線」で実現している。</p> <p>国民が利用できるブロードバンドサービスについては、行政が先導役を果たすべきであり、その中でも地方自治体が提供するサービス内容に応じ、その伝送容量に必要なブロードバンド基盤を整備して行くことが適切であると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>⇒利用率の向上について「低廉な料金」を掲げているが、そうではなく利用率の低迷は「キラーコンテンツ不足」「行政サービスの未整備」と考える。</p> <p>上記でも述べたが、光のみによるブロードバンド利用率ではなく、あらゆるシーンに適合した「何処でも使える」選択肢のある環境作りが重要。</p> <p>⇒「NTT組織の在り方」については、公正競争はもちろんであるが、☆ネットワークの品質・信頼性確保(セキュリティ、災害復旧等)、☆日本国内のみならず世界レベル(グローバル競争)への対応、が日本経済の発展に大いに寄与すると考えます。</p> <p>従って、日本国内の見地ではなく、国際的な視野に立った議論・検討が必要と考えます。</p> <p>又、設備とサービスを分離する運営は、世界的事例から見ても決して有効な施策とは言えません。技術の進展が非常に速い中、分離運営は日本の電気通信分野の衰退が大いに危惧されます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>・現場でお客様と日々対応させて頂いているなかでは、光化することが必要と感じられているお客様は多くない。むしろ光化で何が出来るのかという疑問を持つお客様が多い。また高齢化が進みこれからどんどん人口が減少していく地域に高額な光を敷設しても利用者がいなくなってしまう無用の長物となるのではないかと懸念されている。光を望まれないお客様にまで光を押しつけることはよくないし、後から国民に高額な負担を押し付ける事にもなりかねない。「お客様は本当に光を求められているのか」「光ならではの利用方法は何か」等、お客様の混乱を招かないよう時間をかけて議論を進める事が重要ではないかと懸念されている。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>BBの利用率向上のためには、低廉な料金でサービス提供することが重要だが、「光の道構想」は独占的な光アクセス網敷設会社の設立を前提としており、事業者間の競争がなくなることによる、整備・維持管理コストの増大や、事業者の投資インセンティブの低下を招く恐れがあると考えられることから、光アクセス網敷設会社設立は時代の要請に逆行しており、利用率向上の阻害要因になるのではないかと懸念されている。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・光のエリアカバー率は90%に達しており、残り10%(ラストワンマイル)の整備には山間僻地等の過疎地がその主体であることを考えると膨大な設備投資が必要になり、結果的には利用者にそのツツケが回ってくる。 ・私個人は光利用者であるが国民全所帯(100%)に光環境が必須とはとても考えられない。なお当面は十分に利用可能なメタル回線を撤去してまで2015年に光100%にする基盤整備目標の根拠が理解できず到底納得できない。光、メタルの共存に伴うランニングコスト増への対応はキャリアの責任で対処すべき事項である。 ・国はむしろ国際競争力の観点からコンテンツの充実策をサポートし、光利用の是非判断はユーザー判断に任せるべきである。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの低廉化は当然ではあるが我が国のサービス料金が国際的にどのようなポジションにあるのか？を明らかにし、やみくもに過当値下げ競争で事業者の財務基盤を脆弱にさせ、国際競争力を低下させることは避けるべきである。 ・どのような状態が公正・不公正なのか、もう少し客観的な判断基準があってしかるべきである。 ・光事業会社の完全分社化(案)について事業者のend to endサービス品質保証を不可能にし故障時等一元的ユーザー対応ができない。 ・ある事業者ではCATV会社との統合を進め、光回線を保有する動きが加速している。真の公正競争は他人の資産に依存するのではなくコア設備は自ら保有して初めて成り立つものである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>第1に、郵便もバスも行かないところに、ブロードバンドだけを供給することが必要かどうか、検討すべきだろう。現行ユニバーサル・サービスと言われているサービスは、実際には完全にユニバーサルではない実態を念頭におく必要がある。</p> <p>第2に、ブロードバンド未整備エリアの人々の生活水準が他地域の人々のそれにくらべて著しく悪い場合、そういった地域への再分配は必要となるが、それは地域間の直接的な所得移転で対応すべきであり、ブロードバンドという特定の財を通じた再分配方式は非効率である。</p> <p>所得再分配の手段としては、間接的な再分配(特定の財を通じた再分配)と、直接的な所得修正の2種がある。間接的な所得移転は、直接的所得移転に比べて効率の悪い再分配の方法である。言い替えれば、電気通信料金を1000円安くするなら、現金千円を与えるほうが、同じ千円の補助額で、より大きな効用を被補助者に与えることができる。</p> <p>直接的所得修正の利点は、ユニバーサル・サービスの内容が多様化している現在では一層重要である。多様化のすすんでいる社会では、使い道を限定しない直接的所得修正が望ましい。生活を向上させる消費項目はまことに多様であって、ブロードバンドを便利にすれば生活が向上すると一方的に役所が判断すべきではなく、個人の選択に任せることができるよう、直接的所得修正で対応すべきである。</p> <p>したがって、ユニバーサル・サービスの維持という概念を放棄し、貧乏な地域への再分配は直接的な地域間分配、すなわち交付税によって行い、光ファイバーの設置も含め、情報化の費用負担は自治体の責任で対応すべきである。具体的にどのようなサービスを提供するかは、各自治体が、自身の財源と地域間配分される財源をもとに選択すればよいし、どの事業者にやらせるかは、自身で直営するも、電力の電線を活用するも、NTTに委託するも自由に決めればよい。事業者の選択にあたって、競争入札の導入は補助金の効率化に寄与するだろう。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

ブロードバンドの提供に関していえば、消費者の選択が自由に行えるようにさえておけば問題はない。また、赤字でも必要と自治体が判断する場合に、どの事業者を選ぶかを自治体が自由に選択できるよう、上記のように補助制度を改革しておけば、問題はない。

一方で、事業者間の公正競争の確保は常に重要であるが、現在の時点で電気通信事業公正競争の確保に関してまず必要なことは、電気通信市場は、それが自由化された当初に比べても、また、航空や他の公益事業と比べても、はるかに競争的となっているという市場の実態をみすえ、事前規制ではなく事後規制で対応すべきという点である。

新規参入が困難な航空や電力などの分野と比べ、簡単に回線を借りて参入できる電気通信市場では、物理的な参入障壁も制度的な参入障壁もはるかに小さい、自由化された初期の頃と比べて、技術革新の進展が急速であることもあって、既存事業者であるNTTの比重はかなり低下してきている。

したがって、独占力の行使については、自由化の当初こそ、非対称規制を含む制度設計が必要であったが、現在では、単に巨大な企業であるという理由だけで、非対称規制の対象とすることには問題がある。技術革新の激しく市場流動の大きいこのような電気通信事業においては、市場の動きに将来をゆだね、必要な市場介入は事後的に行うことが賢明である。自由化に対応する規制制度が事後規制に基本を置くべきであると言われるのは、それゆえである。

無論、競争的となってきたとはいえ、不断に検討すべき独占禁止法がらみの課題は多く存在する。独禁政策の徹底は図られねばならない。特に、市場シェアの高い支配的事業者の行動には監視と適切な介入といった事後規制が必要である。

しかし、特定の事業者を市場集中度等によって他と区別して事前規制の形で市場介入することは効率的ではない。産業政策的な事前介入を強行うことは、かえって社会の厚生を損なう。

また、市場支配力を背景とした略奪的価格などの反競争的な行動は、支配的事業者に対して非対称事前規制を課しておけば回避できる問題でもないし、一見反競争的な行動が、市場全体の競争促進におおいにつながる場合もあり、個々の行動に基づいた審査が求められるべきである。そのような個々の事後的規制ならば、競争当局の担当に任せればよく、支配的事業者に対する事前規制は無意味である。

さらに、非対称規制は新規参入者をスポイルすることも念頭においておくべきである。事前の支配的事業者規制は、支配的企業の自由な行動を阻むだけでなく、新規参入者の依頼心を大きくしてしまい、競争を阻害する弊害のほうが大きいと言える。航空輸送市場における新規参入失敗の事例はそのことをよく物語っている。

筆者は、新規参入者にとって物理的・制度的な参入障壁は宿命であると考え、新規参入者には、制度を破り、挑戦していく役

割が課されているのである。しばしば、「規制緩和で新規航空会社が登場した」という表現を目にするが、これは全く正しくない。スカイマークが規制に挑戦し、規制を緩和させたのである。スカイマークが旗挙げして初めて、運輸省は新規参入の認可を真面目に検討し始めた。従来あった運賃の下限規制を撤廃させたのもスカイマークである。

この「規制への挑戦者」の役割を自力で戦い抜こうとせず、国に泣きつく姿勢をみせれば、企業は活力を失ってしまう。規制への挑戦者としての役割からは、新規参入者には、今後も、既存事業者が採用できないようなマーケティング手法を駆使して、自身で道を切り開いていく努力が求められる。

無論、このことと、競争政策の果たすべき役割とは別である。新規参入者は参入障壁を承知のうえで参入したのだから、不公正競争は放置しておいてよい、ということにはならない。この意味では、競争当局の事後規制の役割は重要である。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>採算が取れないところが残っているという現状を考えれば、光ファイバーを敷設するよりも、BWAを活用すべきである。インフラのコストを考え、経済性に見合った環境を提供する必要がある。</p> <p>民間にサービスを提供させるためには、行政が利活用を必須とするサービスを提供してゆく必要がある。特に現在サービスが利用できないところは、過疎地やへき地であると想像されるので、従来の支援に加えてICTを利用した地域コミュニティの活性化などの政策を推進するという形でサービス提供の支援をするなどの方法が重要であると考ええる。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>利用者からみれば、通信サービスは、端末、回線、サービスと分離して競争を促進すべきであり、議論されている内容は利用者の視点に立っていない。通信各社が回線とサービスをセット販売している点が問題で、回線料金を当てにして端末料金やサービス料金を割り引くという形が多様なサービスの競争、進展を阻害している。回線料金が最重要で、ユーザが利用するサービスを付加的なものと考えていることが問題で、この考え方ではいつまでも多様なサービスは生まれにくい。多くのサービス業者が参入できる環境を作ることが利用率の向上を目指す上で最重要であると考ええる。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリア(約10%)への基盤整備については、大半の未提供エリアが地方の過疎地と考えられ、ビジネスとして成り立つことが困難であることから、基盤整備は公的資金に頼らざるを得ないだろう。また、公的資金(税金)を利用する場合、「需要と供給のバランス」、「費用対効果のバランス」をしっかりと検討し実施しなければ、単なる「ばら撒き」の公共事業となり、無駄な道路やダム建設と変わりなく、国の借金が増加し将来に大きなツケを残すだけになってしまう。地方の未提供エリア(地域経済・利用者)にとってメリットを感じるものでなければならない。</p> <p>特に、実施時期については、もっとブロードバンド事態が利用者にとって魅力あるものになり、現在のブロードバンド提供エリアでの普及率が向上してからでも、良いのではないかと考えている。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させる要因の一つとしては、事業者間の公正な競争による低廉な料金ということがあるが、現在はそれ以上に、より魅力的なサービス(コンテンツ)を提供することが利用率向上にとって重要ではないだろうか。日常生活に無くてはならないサービスが開発・提供されれば、ブロードバンド市場は飛躍的に拡大するのではないかと考えている。</p> <p>それには、ITを最大限活用したコンテンツ開発を官民一体となり実施できるような体制(連携)づくりが必要ではないだろうか。そして、日本の抱える課題(高齢化社会への問題【介護・福祉】など)の大きな課題の解決に繋がるようなコンテンツが開発されれば、経済の活性化にも繋がっていくと考える。</p> <p>NTTの組織形態の在り方については、公正競争上の課題として検討はしなければならないが、ブロードバンド利用率を向上させていく取り組みにおいては、アクセス網等のインフラ整備に関する企業形態が大きな問題であるとは考えにくい。それよりも世界的な情報通信企業の流れ(分割・合併等)を見た場合、NTTの組織の在り方についても、より慎重な検討・議論が必要ではないかと考える。</p> <p>いずれにしても、本議論においては、一部の事業者に有利・不利というのではなく、国民の利益が最優先され、さらには将来の国益(日本の情報通信の発展や関連ビジネスの成長)に繋がるものであってほしい。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアは約10%といえど、光ファイバーを利用した基盤整備を行うとすると膨大な費用と時間がかかるであろう。現在も一部自治体で実施しているように、部分的に公的投資を行い自治体の将来構想や実情に合わせた基盤整備を行うことになるかと想定するが、ユーザ側でも新たな端末購入などのコスト負担が発生するのではないだろうか。</p> <p>また、過疎地等で昔の電話で十分というような高齢者に対して現時点でインフラのみの整備を行ったとしても費用対効果に見合う投資にはならず公共事業の「ばら撒き」となってしまうのではないかと懸念する。需要と供給のバランスを考え実施時期についても慎重に検討が必要ではないか。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>光ファイバーを利用可能な世帯が全世帯数の90%を占めながら、その利用率が30%程度であるのは、ブロードバンドネットワーク上に「誰もが有益と感じるコンテンツ」が少ないからであり、低廉な料金が大きな要因とは思えない。それは、携帯電話市場を見れば分かる通り、当初は高額な通信料金であったが、その機動性はもとより「iモード」に代表される利便性の非常に高いコンテンツが一般に一般市場に広く受け入れられたことにより、現在のように成長したのではないか。</p> <p>同様に光ブロードバンドにおいても鍵を握るのは「コンテンツ」であり、日常生活になくてはならない新たなコンテンツが広まることで、市場は飛躍的に拡大している。利用率の向上に向けては、アクセス網等のインフラ整備やそれを維持管理する企業形態は大きな問題ではないと考える。逆に独占的な光回線会社設立等は、投資インセンティブをなくし、企業努力による光アクセスの進化を止めるのではないだろうか。</p> <p>今後、日本が国を挙げてITを活用した国づくりに取り組むのであれば、コンテンツ開発力の増強、及び世界的な展開戦略を見据えた官民の連携作りに着手し、まず、利用者の誰もが必要不可欠と感じるコンテンツの開発や導入支援に努めるべきである。</p> <p>本議論は、公正競争の確保という大義名分により、一部事業者への便宜であると誤解されることのないよう、常に国民・利用者の目線に立ち且つ将来の日本の電気通信の発展に繋がる取り組みになることを期待している。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>基盤整備「光の道」構想実現に向けて(2010年5月18日)によると、基本的には、「2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用」する社会の実現を目指すこととし、そのために、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(10%)に、光による100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を・整備普及すべきであるとしている。</p> <p>日本のブロードバンド基盤はとっくに世界最高水準に達していると考え、「すべての世帯でブロードバンドサービスを利用する」とのことからすれば、多様なブロードバンド基盤(光、メタル、同軸、無線等)を活用した、医療、教育、電子政府等の分野におけるICTの利用を妨げる各種規制の見直し等環境の整備が必要である。これは諸外国の例からでも実証できる。必ずしもブロードバンド基盤の整備を固定網の光に規定する必要はないと考える。今後の更なる技術革新の進展とサービスの多様化に対して国民がその提供方法を自由に選択できるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、「光の道」という手段によって、情報化に適した教育・医療等の分野において、ICTの利活用が進み、国民生活が豊かになるという目標設定は間違っていないと思うので、ブロードバンドサービスを利用したユビキタス社会の実現に向け、その先導役を果たす、政府、地方自治体が行うICTによる行政サービス等の導入時期を明確にして、計画的、かつ、タイムリーに超高速ブロードバンド基盤を整備することが必要不可欠であると考え。</p> <p>需要に捉われず、目標達成年次を定め、計画的に「光の道」を推進するのであれば、「すべての世帯でブロードバンドサービスを利用」を国策と位置付け、ICTによる行政サービス等の導入とセットで、従前から実施してきたIRU方式等により基盤整備を行うことが適切な方法であると考え。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	別紙のとおり

意見項目 1 について

1. 需要構造の基礎的考察 — 不確実性の重要性

情報通信サービスの需要の太宗を牽引するものがネット事業者(あるいはコンテンツ事業者。ここでは総称として用いる)からの派生需要となることは、通信インフラへの需要の性格を根本から変化させる。かつての音声・ファックス電話時代にあっては回線への需要が単純な情報の伝送を目的としていたことから、通信サービスは一様性の高いサービスであったと考えられる。すなわちユーザーごとに利用目的は異なるにせよ、通信事業者から見ればトラヒックの発生はある平均的な需要が想定でき、平均値のまわりの分散は相対的に小さかったと言える。平均値のまわりの分散をボラティリティ (volatility) と呼ぶことにすると旧時代の通信トラヒック需要はボラティリティの小さい需要と言い換えることができる。

これに対してネット・サービスから発生する需要は次のような点で根本的に異質のものである。

(1) 音声・ファックスは使用目的が何であれ単純な情報の伝達・交換を目的としていたのに対し、ネット上のサービスはゲームやオークションなど無数の例をあげることができる位、多様化している。人々がインターネット上で情報交換に参加する態様は、全く参加する意思もないあるいは能力もないという人から、ネット上でハッキングをする人まで多様性を分類することすらできない位である。かつての電話では送受信が受信機をとり上げるという一つの挙動に集約されていたのと天地の隔たりがある。

(2) ネット上でサービスを享受する人々の通信回線へのイニシアティブは電話時代と本質的に異なる。音声のケースでは電話をかけるというイニシアティブは発信者自ら(あるいは受信を拒否しないときは受信者)のものであり、他者の介在を受けない。ところがネット・サービスではネット上にネット・サービス事業者がメニューを用意してあってはじめて利用のインセンティブが働く。例えばもっとも基本的な検索サービスを考えてみよう。ネットでする最初のアクセスは辞書をひくのと同じことかもしれない。しかしいったんネット上で検索を始めると、そこで提供されるサービスはネット事業者が自らの利益を実現すべく選択したアイテムの羅列になっている。すなわちネット検索は利用者が自らのイニシアティブで最初始めるように見えるが、ネットに入り込んだ後はサービス・プロバイダーのメニューに踊らされる可能性が高い。

勿論他方ではクラッカーと呼ばれる人々のように OS そのものに入り込み破壊することを喜びとしているグループがある。これも又電話時代には想像できなかった全く別種の通信回線への需要(迷惑需要かもしれないが回線を利用するという点では同じく需要)を形成している。

(3) 前述したようなネット上のサービスを利用する従順な通信ユーザは基本的に少数大手のネット事業者の掌(たなごころ)の上で踊らされているということが出来る。言い換えれば

ばネット事業者の経営方針を反映したビジネス・モデルによって消費が支配されている。だが一方ではユーザの反応によってメニューを常時変えるという作業はネット事業者の収入の大半が広告に依存していることから当然なされる。そしてネット・サービスのビジネス・モデルはたとえ事業者が当面巨大であったとしても広告に圧倒的に依存するというところに特徴がある。広告主は特定のネット事業者にコミットする理由はない。相対的に大きいネット事業者の提供サービスの方が広告のヒット率は高いということはある。しかし創意工夫のある別の事業者が出現して先発から広告収入を一挙に奪うことも可能である。ここではいわゆる「ガラガラポン」の世界がまさに適合している。

以上のことからネット事業者を経由した通信サービス需要は音声型の需要に比べてボラティリティが大きくなることは避けられないであろう。勿論インターネットによって通信量は飛躍的に増大している。しかし回線を供給する電話会社（Telco）あるいはCATV事業者からすれば、平均的需要曲線まわりのボラティリティもまた増大している。

これを図示したのが図 - 1 である。

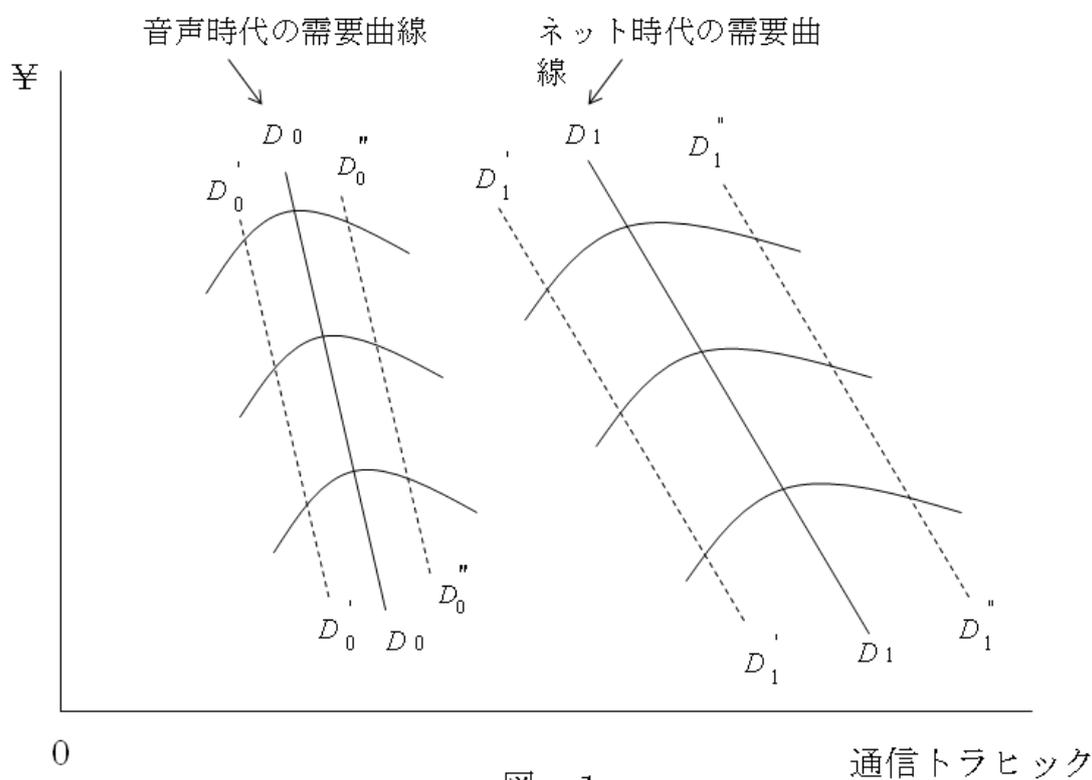


図 - 1 で D_0D_0 は音声中心時代の通信トラヒック需要すなわちユーザの支払い意欲 [Willingness To Pay : WTP] を示す。同時に D_1D_1 はネット・サービス中心の通信トラヒック需要を示している。 D_0D_0 も D_1D_1 も平均的需要の大きさを示していて、その散らばりはつまりボラティリティが両側に示した破線である。たとえば D_0D_0 については現実に実現する需要は D_0D_0 の左側の $D'_0D'_0$ かもしれないあるいは $D''_0D''_0$ であるかもしれない。 D_1D_1 を見ると

需要が多様化することによって価格弾力性が大きくなり、傾きがゆるやかになるとともに、そのボラティリティは $D_1^*D_1'$ 、 $D_1^*D_1''$ のように左右に拡大し想定外の需要減や需要増があることを覚悟せねばならない。

2. 「光化」の限界

以上の考察を前提として、未整備エリアの「光化」の推進に関する政策的な分析を行う。

まず第一に名称の問題であるが、前述したネット事業者の創意工夫による多様なサービスを通信回線上で享受するという事態をブロード・バンド化と呼ぶことにする。さらに超高速ブロード・バンド化の推進とは通信スピードを 100 メガビットを目指しそれを超えるような高速大容量のインフラを整備することと考える。するとまずここで考察せねばならないのは、ブロード・バンドを実現する上での通信回線あるいはネットワークの候補は何かということである。技術進歩のあり方に依存するのは当然として現状で考えられるのは

- (イ) 光ファイバー
- (ロ) 3.9G から 4.0G の移動体
- (ハ) メタル回線の多重化・多機能化

である。

もし 100 メガ以上ということに限定すれば (ハ) は困難かもしれないが、ブロード・バンドのサービスメニューによっては数 10 メガでも不足ないことを考えれば (イ) から (ハ) ままでが現状で考慮すべき手段というべきであろう。

そこでまず (イ) の光ファイバーを 100%敷設するというアイデアについて前節で見た需要曲線との組み合わせで分析を進める。光ファイバー投資については初期段階から現状に至る過程では規模の経済性が基本的に働いてきたと仮定する。すなわち大都市周辺のような需要集積地帯を除き、2重投資は経済的ではなかったと言える。この規模の経済が働いているときに、需要のボラティリティがあるとすると次のようなことが言える。

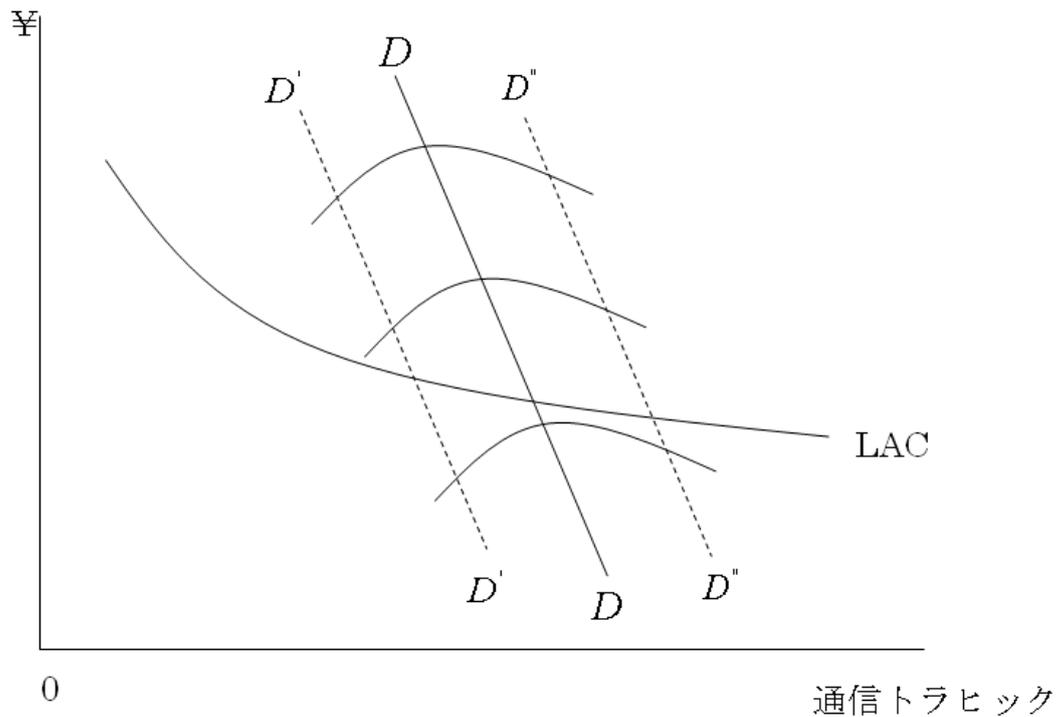


図 - 2

LAC はある設備規模に対する長期平均費用である。需要の平均値が DD でそれが $D'D'$ あるいは $D''D''$ へと振れるとすると $D'D'$ のケースでは予想以下にしか通信は利用されず、 $D''D''$ のケースでは予想以上の利用がある。しかしいずれにしても DD を基準に設備投資をしておけば $D''D''$ という状況があってもこの通信回線設備によって最低のコストでサービスが提供できる。つまり大き目の設備を作っておくことが無駄にはならないという幸運にめぐまれる。

しかしながらこのような規模の経済性には限界がある。光ファイバー投資は高速大容量サービスのニードの高いところから順次行われ、今や日本は過疎地域を含むローカルな未整備地域への投資を行う段階にさしかかっている。ここではファイバー敷設に必要な延伸距離が長く一本のファイバーの共用可能性も低いことから、長期平均費用は遁増することが避けられない。したがってそのようなエリアを想定して通信キャリア (Telco) が投資を行うときは、費用が遁増かつ需要のボラティリティが大きいことを想定せねばならなくなる。そのようなエリアではネット・サービスの高度利用者はますます遁減することが当然予想されるからである。しかし一方でネット事業者は平均的な需要規模を想定して光ファイバー投資の必要性を訴えつづける。いま未整備地域での需要の平均規模が図 - 3 のように D_2D_2 でボラティリティの大きさは $D_2'D_2'$ と $D_2''D_2''$ で示されるとしよう。一方長期平均費用は規模の経済性が実現している AB の領域を終わって、 BC の領域に入っているとす。

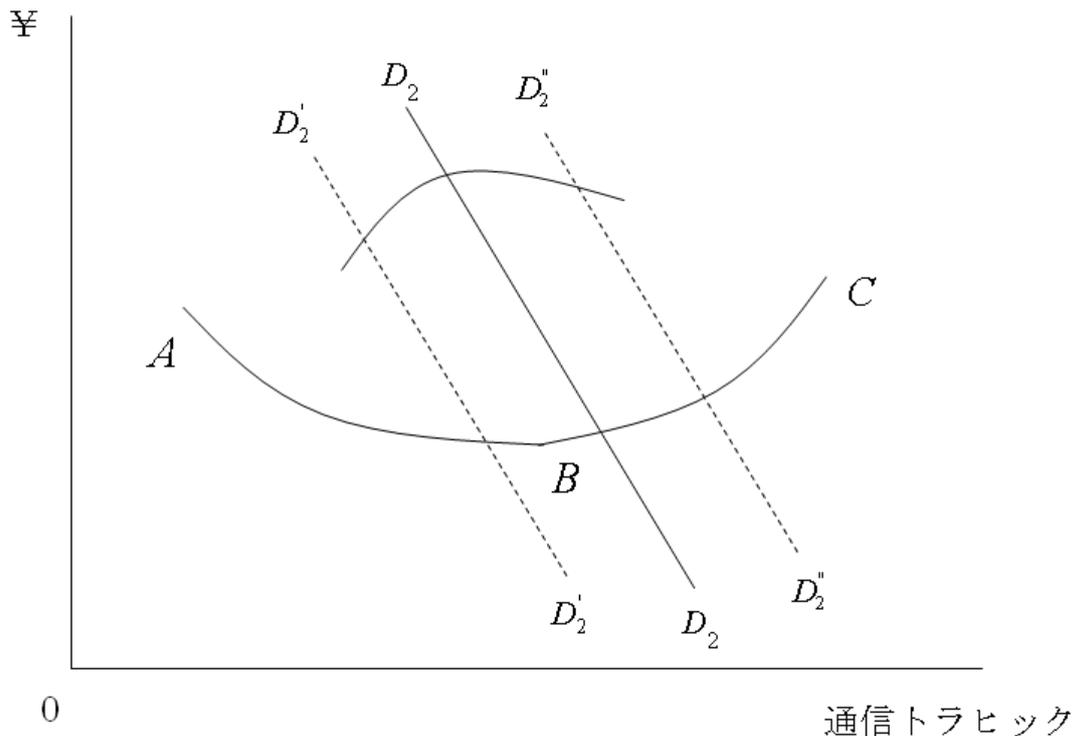


図 - 3

BCはABに比べて平均費用が低いという性質を依然として持っているが増分費用はこの段階で上昇し始めている。いま D_2 D_2 の平均値が実際に需要として実現することが確実なら通信キャリアはこの追加投資を行うことが合理的である。しかし需要は不確実性を増して D_2 D_2 でなく D_2' D_2'' しか実現しないかもしれないという予想をたてることもキャリアにとって合理的である。つまり将来の不確実性に対して慎重になることが市場メカニズムでは当然株主から要求される。このときには D_2' D_2'' を満たすには新規の投資を行わず、ABという平均費用の設備規模にとどまっていることが合理的な帰結となる。

3. 政策的な光化投資の経済的帰結

通信キャリアの "prudence" 故に全日本の光化が実現しないというとき、政府が公的な資金の投入などによって BC の領域までの投資を実現しようとする政策は次のような「政府の失敗」をもたらす恐れがある。

3-1 強制されたカニバリゼーション (forced cannibalization)

もし政策的に BC までの設備投資を強制するとすれば、このエリアで利用されているメタル系の電話回線は不要となる。すなわち既存の設備は市場価値がゼロとなる。しかし需要が D_2' D_2'' の程度であれば既存の設備を使ってブロードバンドサービスを供給することは可能である。これは既存のメタルと光ファイバーとの間にカニバリゼーション(共喰い)が起り、当面有効に利用できて市場価値のある設備をみすみす無駄にすることを意味する。ネット事業者や投資主体でないキャリアにとってはこの損失は発生しないし、将来需要が

D2 D2 まで伸びると主張することはできる。しかし国民経済的に見れば、需要の不確実性が大きいときに、莫大な先行投資をすることは、慎重に構えて「待つ (waiting)」というオプション価値をわざわざ放棄することに等しい。先行投資をあくまで敢行しようというなら、待つことのオプション価値よりも大きな投資価値のあることを政府は自ら証明せねばならない。欧米と比較しても日本のブロードバンド化は突出しており、オバマ政権の目指すスマート・ネットワークと比べても日本ははるかに先行している（このことに関する認識が余りに乏しい）。不必要なカニバリゼーションの可能性について十分配慮し、慎重な投資行動をとることが必要である。

3-2 ベスト・ミックスの喪失

次に注目せねばならないのは、先に述べたようにブロード・バンドを実現する手段には(イ)から(ハ)まであり、光化のみがブロードバンド実現の唯一の手段ではないということである。特に注目すべきは(ロ)の移動体通信のポテンシャルである。今やアイパッドに象徴されるように、高速大容量サービスをケータイ端末によっていつでもどこでも利用しようとするユーザは飛躍的に増大している。技術的に完全に確実とは言えないまでも、LTE (Long Term Evolution) は移動体が着実に進んでいる方向である。

このような状況では光化のみに執着して設備投資を敢行することは、ことによると移動体と光ファイバーとのカニバリゼーションを創出してしまう恐れがある。さらに WiMAX のような中間的技術の動向も注視せねばならない。日本が今選択せねばならないのはいくつもの技術革新の可能性を比較秤量してそれらのベストミックスを実現することである。光化を100パーセント実現するという単一の政策目標に資源を投入することは、その他の手段でも実現できる技術的可能性を犠牲にしてしまう恐れがある。ベストミックスという視点からも投資や公的資金の投入は慎重になければならない。

意見項目 2 について

NTTの組織形態の在り方

NTTの経営形態特にNTT東西のアクセス網について再び論ずる時が来た。しかしここでまず「再び」という言葉に十分注意したい。

NTTの経営形態については電々公社民営化時の1985年以来くり返し政策論争がなされ、1999年には持株会社の創出という形で一応の結論が出された。アメリカでは1996年に連邦通信法の改訂がなされ1982年の同意判決の軛(くびき)からアメリカはようやくして解放された。

ここで注目せねばならないのは1996年にせよ1999年にせよ当時の情報通産業のスケルトンは今や完全に変貌を遂げており、経営形態は新しい技術的環境 — これを一応ICT化という総括的表現でくくっておく — から論ぜねばならないということである。これをもっとも端的に示すのはICT産業のメインプレイヤーは誰かということである。かつては通信キャリアがドミナントなプレイヤーであり、コンテンツ・アプリケーションにかかわる事業者はそのまわりをめぐる惑星のような存在でしかなかった。しかし、今やICT産業はこれまでの通信キャリア — これをTelcoと呼ぶ方がケーブル事業者と区分する上で便利である — がインフラを担当するプレイヤーの一つとして存在すると同時にTelcoの提供する回線(wirelineとwirelessの双方)を集中的に利用するネット事業者(あるいはコンテンツ事業者。いずれにせよこの言葉によってグーグルやアマゾンなどのタイプの事業者を総称させることにする)が登場し、両者の市場価値を株価で比べれば後者が前者を圧倒するという状況にある。NTTはICT分野での一つのTelcoにすぎない。

さて現時点で事業者間の公正な競争はどうあるべきかに答えるためには、ここに述べたようなICT産業組織の変容と将来予想する範囲でのICT産業のメインプレイヤーの顔触れを想定しておかねばならない。少なくとも明確に言えることは、音声電話や低速のインターネット・サービスのマーケットを奪いあうというレベルの延長線上で競争を考へてはならないということである。NTT対NCCの競争政策上の問題は基本的にNTTが保有しているアクセス網にNCCが差別されることなくアクセスできるかという点に集約できる。NTTがNCCと同じ通信サービスを供給している以上、NTTは自網の利用についてNCCに不利な条件を与えれば競争上有利となる。そこでNCC側はNTTが絶えず差別的な取り扱いをするインセンティブを持ち、実際そうしていると主張してきた。

政策上は競争の成果を国民に均霑するためにNTTの行動に一定の制約を加えるという対策が講じられてきた。しかしながらNCC側からは差別を完全になくすためには、NTT東西のアクセス網をNTT本体から分離すべきだという主張が一貫してなされている。これがこれまでの延長線上にある議論である。

この「差別論」には、問答無用あるいは結論の先取りという性格がある。すなわち、NTT

あるいはどの先発キャリアにもライバルを差別させないようにするには、ボトルネックであるアクセス網を分離させる以外に方法はないという結論が予め予定されている。しかしこの議論はその次の段階、つまりアクセス網が分離されたら消費者の利益は増大するのかという問いには答えていない。つまり分離すればよいという結論は物事の片側しか見ていないのである。かつての音声電話の時代であれば価格競争が主流で競争の激化が予想されるという答えもありえただろう（しかしこれも一方的な予想でそうならないケースも容易に指摘できる）。これはあくまで旧来の延長線上の石器時代のような通信のイメージである。今やわれわれが、いかに通信インフラを構築すべきかを論じるには、通信インフラへの需要がどのように形成されているかをまずとりあげねばならない。

どのような時代になろうとも、音声というサービスが通信サービスの必須アイテムであることに変わりはない。しかし音声サービスは超高速大容量のネットワークにおいては、高速道路の中央分離帯よりもはるかに小さな伝送シェアしか占めない。極端に言えば音声は「おまけ」サービスのレベルであり、かつユニバーサルに供給される必要があるという性格を持っている。われわれがとりあげるべきは、コンテンツあるいはアプリケーションのレベルの情報が通信インフラを通じて消費者に効率的に供給されるにはアクセス網がどうあるべきかという問題である。コンテンツ（この言葉が実態を表すのに適切か否かはここでは問わない。内容的にはグーグル・アマゾンなどの巨大大事業者から小規模のISPまでが供給するサービスの総称とする）サービスが通信ネットワークの太宗を占めているアメリカの状況は、将来日本が直面する通信ユーザ対TelcoあるいはCATVの問題を考える上で最も重要である。アメリカでは周知のようにネット中立性が2000年代前半から大きな政策課題となっている。そこで中心をなすのは通信インフラの主要なユーザであるコンテンツ事業者に対して混雑料という形で通信キャリアが利用を制限するのは妥当か否かである。キャリア側は回線容量を積極的にふやさなければ超過需要が発生し、これをコントロールするのに混雑料金がとれる。コンテンツ側は混雑料金は顧客を差別するものであり不当だと主張する。ネット中立性論争の中味についてこれ以上立ち入らないが、ここで重視すべきなのはコンテンツ側がアクセス網の分離という要求はしていないことである。規制者であるFCCは“reasonable network management”をつねに要求し、市場支配力の濫用を掣肘しているが、アクセス網の分離などは取り上げていない、すなわちネットワークの最大の利用者であるコンテンツ事業者の立場にFCCが立つとしても、構造分離という政策手段はもはや旧聞に属している。このことはNTTの経営形態を考えるにあたってアクセス網分離論を超越した視点があることを示唆する。アメリカではAT&Tが復活し通信は2(ないし3)社寡占体制となっている。そしてケーブル事業者が同等の供給力を持っている。これらの通信事業者は固定電話(landline)、移動体とともにISPを統合してあらゆるサービスを総合的に供給することが自由にできる。さらにグーグルは移動体事業者と組んで次々に新製品を生み出そうとしている。

このような動きは通信の世界がかつての中心コンセプトであったオープンモジュール化よ

りも、統合型サービスを指向していることを明確に示すものである。統合型サービスのビジネス・モデルはアクセス網を分離してしまい、通信サービスを限定された領域でしか設計できないキャリアでは実現できない。

私はアクセス分離をしたら次に何が来るかを考えねばならないと先に述べた。ここでは更に音声や低速度サービスでなく、超高速サービスの世界に入るとすれば、NTTは現在よりも更に統合された将来設計のできる企業でなければならないと考える。

NTTは実は今や世界の通信キャリアの中ではもはや中位の位置しか占めていない。海外キャリアと“comparable”でありつつづけるためにも、そしてコンテンツ事業者と対等にわたりあえるためにも、NTTを切り刻むのは愚策である。今や見る影もないBTの轍を踏んではならない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	現在A社のADSLを利用していますが、NTTの光ファイバーは高すぎて使う気にならないです。規制撤廃してADSL並に料金値下げして欲しいです。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>ブロードバンド・アクセスでは、ネットワークの構成要素のなかに代替的のみならず補完的関係をもつ技術が多様に含まれる。それら技術を提供する事業者も多岐にわたる。また、ブロードバンド・アクセスの需要予測に関する学術的研究や実務的調査、あるいは技術予測に関する情報は必ずしも十分でなく、とくに無線ブロードバンドに関する技術開発が急速に進みつつある現状を考慮すると、将来どのような技術が市場で支配的地位を占めるかを現時点で予測することは困難である。このように技術的不確実性が大きいなか、ブロードバンド基盤の未整備エリアの基盤整備の方針を特定技術に依拠して性急に決めてしまうことは、かえって事業者に特定技術に偏向したシグナルを送ってしまい設備投資・研究開発投資のインセンティブを歪めてしまう危険が大きい。したがって、未整備エリアの基盤整備のために特定の技術に依拠したアクセス網整備を促す方策を採ることは望ましくない。すなわち、基盤整備の在り方については「技術中立的」かつ「競争中立的」なスタンスがとりわけ重視されるべきである。「光の道構想」における「基本的な考え方」のなかでも的確に指摘されているように「競争を通じて技術革新の成果等をネットワークに反映することによりその品質を維持・向上させるため、事業者間の設備競争のもとで整備する」という方針が徹底されるべきである。</p> <p>未整備エリアにおける基盤整備の在り方を検討するには「ユニバーサルサービス」の定義が重要な論点となる。この点、「光の道構想」では100Mbpsの超高速ブロードバンド・アクセスを基盤整備の目標ととしている。しかし、財政的制約、未整備エリア住民のニーズの所在、無線ブロードバンド化、代替技術間で想定される費用水準や負担ルールの在り方に応じて、ユニバーサルサービスの適切な定義は変わってくるのではないかと。たとえば「光の道構想」では、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためにユニバーサルサービスの対象を「加入電話」又は「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」とすることが適当であるとしている。しかし、このようなFTTHの基盤整備を想定したユニバーサルサービスの定義を行うことは、超高速ブロードバンドの利用率が30%という現状に照らしても時期尚早ではないだろうか。たとえば、FTTHを軸とする固定網のみならず、無線ブロードバンドを、その補完的利用の可能性も含めて検討すべきではないか。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

公正競争のために既存ネットワークを分離し巨大な公的独占サービス部門を新たに作り出そうとする構造分離・機能分離政策は、技術的に停滞した成熟産業においては有効かもしれないが、技術的不確実性が大きく需要予測も難しい情報通信分野では、むしろネットワーク事業者に特定の技術やサービスへのコミットメントを強制してしまう弊害の方が大きい。技術変化が激しく、需要予測も難しい情報通信では、事業者の採用する技術や組織構造は基本的には事業者自らの判断に依拠して決められるべきであり、行政的・政治的介入によって企業組織の変更や技術モードの決定を強制することは、競争政策上の根拠がよほど明確とならない限り控えられるべきである。

ブロードバンド IP 化とグローバル化という現状認識のもとで、コンテンツ・プラットフォーム・ネットワークの各層をまたぐ市場の有機的発展が促されるためには、ISP 事業者をはじめとする多様なプレイヤーによるさまざまな実験的試みが許容されるように市場環境を整えていくことが求められる。とくに、無線周波数の有効活用や事業分野規制の柔軟化(たとえば通信と放送の融合)による新規参入の活発化は、超高速ブロードバンドの利用率を高めるうえできわめて効果が大きいものと期待される。

情報通信のようにネットワーク効果がレイヤを超えて波及する市場(双方向市場)では、独占的行為に対する競争政策上の判断はケースバイケースに事後的に行うことが望ましい。とくに情報通信のようにグローバル化した双方向市場において公正競争が担保されるためには、競争政策の射程に日本の事業者のみならず諸外国も含めた多様なプレイヤーが適時に組み入れられていく必要があり、そのためには事前的規制のみでは十分な対応は難しく、事後的規制によって対応せざるを得なくなるのではないか。

日本では、長らく、ネットワークレイヤにおける非対称規制(ドミナント規制)を通じた公正競争の確保が最重要課題とされてきた。この点、ネットワークレイヤの活発な競争によって、世界的にも最高水準のブロードバンド化と料金低廉化が実現したことは確かであり評価されてしかるべきである。しかし、ネットワークレイヤに対する厳格な規制を行うだけでは、ネットワーク事業者によるインターネット・ビジネスにおける実験的試みを促進することにはならないことにも注意すべきである。たとえば、プラットフォーム・レイヤやコンテンツ・レイヤにわたる垂直統合サービスや、既存事業者の合従連衡を通じたサービス統合化の動きは日本では未だ十分でない。その結果、ネットワークレイヤを超えるビジネスモデルに依拠したサービスに基づく新規参入や市場競争は十分に機能しておらず、イノベーション・インセンティブが弱められた多くの国内既存事業者の姿勢は謙抑的となっているように見える。超高速ブロードバンドの利用率を高めるためには、活発な新規参入のもとで優れた競争者が競争を通じて選別されていくという市場競争の本来果たすべき機能が働くようにすることが必要である。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 100%という目標を否定するものではないが、国民負担の軽減という立場から、 ▪ 100%の整備対象には、最初から利用する意向のない人も含まれており、整備しても短期間で利用率が大幅に向上する見込みがないこと ▪ 採算性が低く、民間事業者支援のために多額の公的支出を伴うことが予想されること <p>から、2015年という目標年次にこだわる必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ また、敷設や保守にかかる費用の点から、無線等光ファイバ以外の技術を積極的に採用すべきであるが、2015年という目標年次にこだわると、この分野での技術革新の成果を十分に活かすことができなくなる恐れがある。 ▪ 情報に対する国民のミニマムアクセスの権利を保証という観点から、これよりも地上デジタル放送の難視聴地域を0%にすることを優先すべきである。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ わが国におけるブロードバンドの利用料金は、世界でも最低レベルの水準であるにもかかわらず、サービス加入率が30%にとどまっているのは、料金水準以外の要因によるところが大きいことを示している。このため、利用率向上のための第一の方策として、利用料金の引き下げを掲げるのは適切ではない。 ▪ ブロードバンド網の利用促進のためには、国民生活に直結した使いやすいサービスを提供して利用者個々に利便性を訴える方法や、種々の規制緩和措置などに加えて、国が率先して、社会的な課題解決のためのブロードバンド網利活用に取り組むべきである。例えば、医療情報の電子化と医療機関・保険制度運用主体・被保険者間でのブロードバンドを活用した情報の共有は、情報のフォーマットやプロトコルの統一、さらには導入困難な組織への援助、といった措置を講ずることで、適切な内容の医療サービスの提供を促して国民医療費の増加を抑制する効果に加え、疫学的な情報の活用により「がん対策」が一挙に進展することも期待できるであろう。 ▪ NTT東西のアクセス線オープン化の保証は、通信事業者間の公正な競争を確保するための必要条件であることは言うまでもない。しかしながら、そのこととNTTの組織再編に関する問題とを結びつけて議論することの必然性が理解できない。ましてや、NTTの組織形態のあるべき姿についての国民的な合意を得るに

	<p>は時間を要する上、再編そのものにも新たなコストを要することを考慮するならば、光の道構想を早期に実現するために議論すべき緊急な課題であるとは考えにくい。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>情報通信を巡る競争は、すでに20世紀型の電話回線を中心とするビジネスモデルからIPを中心とするビジネスモデルに転換している。このような時代に適合した政策の基軸は、事業者間の創意工夫やイノベーションを生み出すことを中心とする競争を維持、促進させる競争政策であることは論を待たない。この点、情報通信ネットワークビジネスでは、競争は、施設をめぐる競争と、既存事業者の施設を借り、サービスを展開するコンテンツ(サービス)を基軸とする競争とが存在する。</p> <p>これまでの政策では、NTTの光ファイバー網を他の事業者に開放させ、これを利用させることが中心的な政策であった。ただし、この負の側面も見られた。それは、NTT以外の他の事業者が、自ら設備投資を行うインセンティブを失い、施設競争が失われ、その結果、市場全体のダイナミズムが停滞していたのではないかという問題である。ところで、「光の道」構想は、光ファイバーについて、政府が、主導的にこれを整備するものである。しかし、現時点では、どのような利用ニーズがあるのか等ICT利活用促進に向けた需要サイドの分析が十分ではない。</p> <p>さらに、NTTの設備部門を分離させ、独立した事業体として、施設を独占的に運営させるという案について、過去の実例などから見ても、この種の事業体が収益的に安定するとはとうてい想定しがたく、結果的に公的資金を投入し、事業を維持することになり、国民負担が増大するばかりか、施設ベースでの競争が存在しなくなる結果、イノベーションを停滞し、新しい通信サービスを生み出すイノベーションを減殺させることになる。この点、政府は、一層の規制緩和、たとえば電波オークションや各種の事業規制の撤</p>

	<p>廃、緩和を通じて、事業者の参入を促し、起業家精神によって情報通信産業を活性化させる政策に転換すべきであり、この点、NTTについても適切な競争政策的考慮を講じつつも、その経営の自由度を高め、NTT自身がグローバル市場で活力あるプレイヤーとして活動できるような施策を講じるべきであり、NTTのみに過大な負担を強いるような政策を行うべきではない。</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・ 私達、一般市民の暮らしが豊かになることに役立つ超高速ブロードバンド環境が整備されていくことについては歓迎する。 ・ しかし、国の財政が厳しい状況下で、環境整備に伴う費用を、結果的に国民が負担するようなことになるようでは、基盤整備の在り方自体が問題と言わざるを得ない。 未整備エリアは言い換えれば不採算エリアであると想定されることから、費用対効果を十分視野に入れた基盤整備の在り方を検討すべきであると考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・ 超高速ブロードバンドの利用率を向上させるために、NTTの組織形態の在り方も含め、事業者間の公正競争を活性化することが適切とあるが、それ以前に利用者が真に望むサービスメニューの充実と多様化、使い勝手の良い端末機器の開発などの検討を進め、利用者が利用したいと思うような環境づくりを優先すべきであると考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 10%の地域にファイバー網を短期的に整備するためにはコストがかかるため、採算面で民間主導は期待できない。よって、国の助がかかるため、採算面で民間主導は期待できない。よって、国の助成を前提としてIRUの展開。 ・国家目標として掲げた「光の道」である。民間事業者が採算に乗らない地域であることは明白なので、IRUのようにNW設備貸し出しをするのではなく、通信設備事業者へ国が直接支援(不採算相当額の公的資金注入)を行う。 ・ブロードバンド普及が踊り場となっている現状において、残された 10%エリアは膨大なエリア(面積比では約 50%)である。現状のNW設備を構築するのではなく、安価でファイバー敷設が可能となる技術開発を行う。(設備、ケーブル等の仕様変更及び工法・工具等の改善)
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTはホームICT基盤を完成させ協業パートナーとコラボレーションを図ることで、コンテンツ・アプリケーション等、スケールの大きい新たな市場開拓に向けた取り組みを開始した。市場の牽引役となるのはサービスである。低廉な料金とは回線利用のみでなく、セキュリティ、省エネ、家電制御等、総合的に安価なワンストップサービスである。まだまだ、ブロードバンド全世帯普及が平坦でない状況において、NTT組織再編を優先しインフラ設備とサービスを分離することは、NTTの光回線普及に取り組む姿勢を停滞させる。(設備競争とサービス競争はセット) ・公正競争の担保の面でやや不安は残るが、ホームICT等新市場の創出と国際展開を図るべく、NTTの自由度を高める措置(例えばNTT法の見直し)を検討し、更なる市場開拓を活性化させる政治決着も選択肢としてあるのではないか。 ・メタルから光へのマイグレーションについては、コスト面の問題だけでなく、実態面で短期的に解決できないことは明白である。(メタルを利用したサービス維持。設備更改伴う工事量は膨大)

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>1. NTTのフレッツ光サービス、CTCのコミュファ光など、コマーシャルがTVから流れてくるが、我が町には超高速ブロードバンドなるものがサービスとして提供されるのは何時のことやらと言ったところである。 超高速ブロードバンド基盤が社会インフラとして提供される時代が近づいているのではないかと考えているが、日本国民が居住する地域によってサービス提供を受けられないというような差別は避けるべきであると思う。</p> <p>2. 経済合理性から言えば田舎に設備投資する事業者はいないだろうし、税金で作り続けるわけにも行かずといったところである。そこで設備投資した事業者インセンティブが働くような税制上の優遇措置を講ずることを考えたらどうだろうか。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率30%の問題はコンテンツの問題と捉えるべきである。低廉な料金、公正な競争という前に、より生活を便利に、より生活を楽しくするようなコンテンツが出現すれば利用率は高まるものとする。</p> <p>(医療、介護、社会保障、行政サービス、娯楽等の利用を阻害するような規制が多いのではないか。)</p> <p>NTTにしる、CTCにしるサービス提供事業者として「エンド TO エンド」でユーザに責任を持ってサービス提供する事業者がいてこそ、アクセス網として最適な設備構築を目指していけると思う。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	「光の道」構想では、基盤整備を進めるうえで、公共サービスの電子インターフェースをさらに拡充いただきながら、あわせて民間サービスの底上げも必要であると考えます。都心部、過疎地などにおける公共サービスのさらなる充実を中心とした具体的な国策メニュー、利活用シーンなど光の必要性を今以上に国民に具体的に示してから検討されるべきと考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTの組織形態見直しについて、この段階で見直すことは「光の道」構想の実現が送れ、国民全体のICT化、すなわち国策が遅れる要因となる可能性が高くなり、現時点で実施すべきでないと考えます。 また、アクセス網の分離等、新たなコストが発生し、公的資金の注入、事業者負担のいずれを選択してもブロードバンド利用料金の低廉化への圧迫は避けられず、さらにNTTが負担していた投資インセンティブの消耗は、NTT株主への影響をもたらす要因となることが想定され、避けるべきと考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 基盤整備の考え方について IRUIに基づく公設民営方式の活用とあわせて、民間事業者のインセンティブを高める新たな公的支援策を検討することが必要である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>2. NTTの在り方関連 NTT東西のアクセス網の分離案については、 ① 技術革新の停滞や投資意欲を削ぐ結果となり、硬直した事業運営が想定されること。 ② 光の敷設に努力してきた社員の頑張り等、労働意欲の低下を招きかねないこと。 ③ 電力系事業会社、CATV会社等との設備競争が成り立たなくなり、公正な競争環境を阻害すること。 ④ 国家目標とした「100Mbps以上」のインフラの整備・普及が不可能となること など、結果として「光の道」の実現が大幅に遅れることとなり、取るべき方策でない と考える。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	十島村
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方について、十島村は、小規模有人7島を有しており、民間事業者が運営できるような加入世帯数が見込めない地域であり、IRUによるブロードバンドの提供を実現(100%)できない。</p> <p>「基盤整備の考え方(90%→100%)」の「(2)基盤整備の方法」において、民間事業者にIRUに基づき貸し出すことでブロードバンドの提供を実現する公設民営方式を推奨していますが、IRUによりブロードバンドの提供を実現するには、民間事業者の事業判断(既存の中継ケーブル所持の有無等)が必要であり、民間事業者が決定権をもっているものと考えられ、実質上、自治体側には決定権はありません。</p> <p>政府がIRUによるブロードバンドの提供を推進するのであれば、自治体側に決定権を持たしたうえで、自治体・民間事業者の両者に経済的負担を負わずことなく、政府の経済的支援を前提として民間事業者が事業判断できるようにすべきであると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>十島村は、多数の小規模離島が行政区域内に存在しており、役場は海上200キロを挟んだ鹿児島県本土にあります。</p> <p>現在、イントラネット基盤が整備されましたが、島間の通信には海底ケーブル等が不可欠であり、その運用に多額の費用を要しています。</p> <p>陸上の両端では、超高速通信網を整備しても海底ケーブル部分については、要する費用及びケーブルが各地域の供給に必要とする帯域の関係から、十分なトラフィックを確保できません。</p> <p>全国民を対象にユビキタスネット社会を構築するのであれば、情報通信網についても国道と同様に、基幹回線は政府所管とし、既存の民間事業者の維持管理費をユニバーサルサービスのような仕組みで吸い上げ、一元的な管理をすることによるコストダウンは図れないのでしょうか。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	日本オフィス・システム株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>インターネットブロードバンドのエリアカバーは、世界的に見ても日本は先進的であり、むしろ、利用者の増大を図るため、電子政府・教育・医療等の分野でICT利活用の促進を進めることがより重要であると考えます。</p> <p>また、光網よりも携帯電話等の無線の超高速ブロードバンドインフラの整備を図るほうがより現実的と考えます。</p> <p>インフラ上でICTサービスを提供し、ビジネスを展開する企業・事業者に活力があれば、新しいサービスやアイデアが創出されるのではないかと考えます。</p> <p>ICTビジネス全体に活気を与えるような国による支援策を期待します。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>NTTの在り方については、通信という公共性の高いインフラを「料金」だけの視点で過度の競争にゆだねることは、サービスの安定・安全供給維持から極めて疑問です。</p> <p>アメリカでは90年代にAT&Tの分割や電力民営化等の自由競争を誘導したが、事業会社が安定せず、融合離散を繰り返している。</p> <p>国として、利用者の利便性・安全性・国際競争力等、多様な視点から検討いただきたい。</p> <p>また、通信事業間のみでの議論で終始することなく、インフラ上でサービスする企業にとっても有益でICT業界の活性化を図れる議論を期待します。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>事業者間の競争には、それぞれの事業者が自前で光ファイバーケーブルを敷設する設備ベースの競争と、事業者がNTTから光ファイバーケーブルを借りてブロードバンド通信サービスを提供するサービスベースの競争とがあるが、わが国における光ブロードバンドサービスの健全な発展のためには、その両方の競争を進展させることが重要である。</p> <p>通信サービスのような技術革新のスピードが速い事業分野においては、複数の事業者それぞれが自前の通信設備を構築し最新の技術を追い求めて不断の努力を続けることによって品質・価格両面の本質的な競争が進展すると考えられる。一方、サービスベースの競争はNTTが敷設する光ファイバーの品質や価格に依存するものの、大掛かりな設備投資は不要であることから参入障壁を低くすることができるという点では優位性がある。</p> <p>総務省がこれまでとってきた政策は、NTTの光ファイバー網を他の事業者に開放させることでサービスベースの競争を促進させ、結果として他の事業者が自ら設備投資を行うインセンティブを失わせた。このため、一部の人口密集地域を除けば、米国のような複数の事業者による設備ベースの競争が行われることはなかったのではないと思われる。</p> <p>また、「光の道」構想においては、2015年までに100%の世帯で光ファイバーなどのブロードバンドを利用させることとしている。これは、需要のないところにも人為的に、しかも事業採算性に関わらず政府介入によって設備投資を行わせるものである。その設備投資主体としてNTTの設備部門を分離させることも選択</p>

肢とされている。

しかし、そもそもブロードバンドの普及率向上は需要を喚起する方法によるべきであって、需要のない所に政府主導で設備を敷設する方法は、道路・空港行政で一部行われてきたとされる無駄な公共工事の手法と何ら変わらないものである。また、競争促進の観点からすれば、事業採算がとれないために事業者による自発的な設備投資が期待できない地域についてまで、政府による支援(税金の投入またはユニバーサルサービス費用のような国民負担)を行って特定の事業者(NTTであれ、その他の事業者であれ)に強制することは、設備ベースの競争環境を人為的にゆがめ、サービスと市場の健全な発展を阻害することとなる。

中でも、NTTの設備部門を分離させることは政府公認の独占事業体を設立するに等しく、電電公社の時代への逆戻りではないだろうか。そのような独占事業体には、競争圧力も働かない中で技術革新や高品質な設備維持のインセンティブが働きにくい上に、サービスを提供する事業者がいずれもこの設備を借りてサービス提供する者ばかりでは品質や価格の差異を訴求しづらく、サービスベースの競争も不活発となり、サービスレベルでの革新も進展しづらくなるのではないか。

今回の「光の道」構想のような「はじめに設備投資ありき」の従来型の公共工事の手法を、技術革新のスピードが速く競争市場であるべき通信サービスに持ち込むことは、わが国の通信技術とサービス革新の時計を止めるに等しく、将来に大きな禍根を残すこととなる。ブロードバンドサービスのよりの普及のためには電子政府の更なる推進や関連する規制の撤廃など、需要を喚起するための政策を正攻法でとっていくことが望ましいと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>ブロードバンド基盤の整備にあたっては、必ずしもすべてのユーザが光だけを望んでいるわけではなく、CATVなど光以外の選択肢もあわせた整備を行う必要があるとともに、基盤整備のみならず、ブロードバンド利活用促進に向けたサービスの充実も図られるべきと考えます。</p> <p>今後のブロードバンド盤については、NTTIに限定するのではなく、地域の活性化も考慮しつつ、国や自治体との協力のもと、各地域の需要に応じたインフラ整備を実施していくべきと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>ユーザからの要請に応えるため、NTTはこれまで通信インフラの拡充に努めるとともに、大規模災害発生時には社員が一致団結して復旧に取り組んできました。</p> <p>その結果としてユーザから感謝の声を頂き、それが設備部門を含めた社員全員の励みになってきました。</p> <p>仮に構造分離が実施された場合、通信インフラの維持のみを生業とする会社に属する社員は、顧客満足を意識することが難しくなり、通信インフラの高度化や責任ある保守を行うモチベーションが低下してしまうのではないかと危惧しております。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	そもそも光化したところで今の段階においてキラーアプリケーションがなく、メリットを感じていない。早急に光化することにより我々ユーザが使いたくなるようなアプリケーションを考えながらあくまでも我々ユーザの意向に沿って進めてほしい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	我々の居住エリアにおいては電力系会社による光化も進んでおり、料金競争による料金の低廉化も進んでいると思っている。エリアを広げることに躍起になるよりも、我々ユーザが使いたくなるようなサービスを開発し、利用率を向上させるために官民を上げて取り組んでほしい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	静岡県
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速・大容量の情報伝達を可能とする光ファイバ網等の情報通信網は、いまや地域の発展に不可欠な社会インフラですが、国内の多くの地域では採算性等の理由から、今後も事業者のみでは整備が進みにくい状況にあります。</p> <p>このため、静岡県は平成20年度から県と市町による通信事業者への補助事業を実施していますが、光ファイバ網の整備には多額の経費が必要であり、静岡県内の市町は厳しい財政状況の中で、光ファイバ網整備の財源確保が困難な状況にあります。</p> <p>また、光ファイバ網が提供されていない地域は、主として山間部等を含む条件不利地域にありますが、通信事業者は採算性が低い地域の自主整備には慎重です。</p> <p>光ファイバ網を国内全域に整備し、世帯カバー率を100%とするためには、国が光ファイバ網整備を支援する新たな財政支援制度を創設することが必要です。</p> <p>このことから、光ファイバ網整備に特化した新たな光ファイバ網整備支援制度の創設を提案します。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>高度な超高速ブロードバンドを使いこなせば、より生活が豊かになるサービスが享受できるだろうが、インターネットやIP電話など使いこなせない高齢者等はどうするのか。新たな接続費用や端末機器の購入を強制させられたり、現用電話機等がつかえなくなる等は絶対に困る。(テレビの地デジ化の如く)。又、情報漏えいや、架空請求等発生しているが事件に巻き込まれたり、被害に合わないよう、強制的な利用は困る。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>「光の道」の早期実現といわれているが、事業者間の競争の中で実現は疑わしい。「情報通信」は国家・社会の神経ともいえるが、それに「利益」を求めて群がる事業者の姿はいかがなものか。</p> <p>NTTのあり方を問うならあらためて情報通信制度の確立が必要である。この際、日本の通信の原点に立ち返って「情報通信の骨格」を国営にもどし、国家財政に寄与せしめることがのぞましい！！</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアの大半が不採算地域であることに鑑みれば、社会資本整備という観点から、国費投入も已む無しと考えます。国費投入に加え、メタルがマイグレーションされ、現在の固定電話と同等品質のIP電話が整備されるという前提で、ユニバーサルサービス料金の一時的な引き上げによる補填も一つの方法として考えられます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>現在のNTTグループの形態では、同じサービスにも関わらず、東西によって料金が微妙に異なっていたり、提供されるサービスの内容が異なったりと、消費者の観点からすると分かり難い点があります</p> <p>(例1⇒NTT 東では、セキュリティ対策機能がウィルスクリアという名称[月額420円でPC3台まで]で別途提供ですが、NTT 西の光プレミアムには、PC1台用が標準サービスとなっています)</p> <p>(例2⇒ファミリータイプハイスピードタイプの月額利用金は、NTT 西では5218円ですが、NT 東では5460円となっています)</p> <p>又、東(西)会社の電話回線を西(東)会社の116に依頼して廃止・休止することはできず、転居の際の手続き漏れ・手続き忘れによって料金の請求が行われたとしても、消費者の側からすれば、迅速な対応ができなくなる可能性が有ります(116が話し中の状態が続き、やっと繋がったと思ったら、「東(西)会社の管轄なので、架け直して下さい」と言われる様な場合)</p> <p>このように、住んでいる地域によってサービス内容・提供会社が異なることは、東西の境界を跨いで転居を行ったり、複数の場所でサービスを受けようとする際に、料金やサービス内容の把握が難しくなります。全国一律で、同料金・同サービスの提供が受けられない事は不公平とも言えます。NTTグループは、地域ではなく、サービスによる再々編をするべきです。具体的には、NTT 東西を解体した上で、固定電話と地域通話・長距離通話を提供する「NTT メタル」(仮称)。ADSL と光ファイバー・ひかり電話を提供する「NTT ネットワーク」(仮称)。プロバイダ事業とネットの上位レイヤサービス・国際通話を提供する「NTT コミュニケー</p>

ション」(OCN)。 の3社に再編するのが望ましいと考えます。 携帯電話事業を行う「NTTドコモ」は現状のまま存続で構わないと考えるので、ここでは取り上げません。「メタル」について 文字通り、従来の固定電話を提供し、メタル回線の貸出等を行う会社ですが、交換機の寿命やメタルのマイグレーションを考えれば、2030年頃には消滅する会社かと・u檜)€ケ厨鋳譴坪后E・魁☆・淋 囿ぢ東西の持つ回線契約者情報は全て、この会社に移管し、流用は厳禁されます。「ネットワーク」について ADSL は「メタル」から回線を借りて提供し、光ファイバーの敷設を行います。番号ポータビリティでひかり電話を提供する場合は「メタル」からの移行となるので、「他社からの番号ポータビリティ」となります。KDDIやJCOM からのポータビリティと同じ条件になるので、その面では公平な条件となります。 東西に於ける光サービスでの料金や内容の差異は、安い側・付加サービスが多い側に合わせて統一し、消費者に分かり易い体系に改めます。 他社への光の貸し出しもこの会社が行いますが、貸し出し料金は現在よりも低廉のものとし、回線の保守コスト以上の金額を請求してはならないものとし、敷設コスト・保守コストは現在よりも透明度の高い方法で公開させるべきです。「コミュニケーション」について プララやWAKWAK 等、複数あるISP 事業は OCN に統合し、今後は OCN で顧客獲得に当たるものとします。プララの行っているひかり TV も OCN に統合されるので、消費者側にも、契約先とあ w)€丘裙「辰討い観饅劫凌瑤・困蟪↔繕發了拱「な・、築精拇銚・・・螳 廚・・u 裙「襪箬い w) ヴ・世・④蠅坪后・・瓶・ぢ事業を統合してスケールメリットが発揮できれば、ISP 料金値下げにより、値下げ競争に繋げられる可能性も有ります。 総論として 折しも、NTTグループの10年度第1四半期の決算では、12年度の光ファイバー事業黒字化の可能性が示唆されました。東西の解体とサービス毎のグループ再編は、遅くとも13年度中には実現できるようにすべきです。赤字続きの固定電話事業を光の事業から切り離し、黒字化された光で市場に乗り出せば、月額料金を値下げしない(できない)理由は無くなるかと思われます。「ネットワーク」の光回線貸出料金は総務省に於いても厳密に査定すべきです。保守コストに関する数字は全て公のものとするを義務化し、借り受け側・第三者がきちんと検証できる体制が整えられてしかるべきです。 以上、提出意見と致します。尚、この意見は全て私個人のものであり、如何なる組織・個人の意見を代弁するものではありません。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	Wiley Rein LLP
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>日本は、全国的なスーパーブロードバンド網の急速な整備を奨励し、全世帯の約90%でスーパーブロードバンドサービスの利用を可能とすることに成功しました。さらに、経済開発協力機構(OECD)によれば、日本の「超高速」インターネットサービス(35Mbps以上の速度で動作するブロードバンドサービスと定義)の加入料がOECD加盟国の中で最低であります。また、アカマイ社の最新の「インターネットの現状」(State of Internet)レポートによれば、日本は世界でも屈指のブロードバンド接続、「高速ブロードバンド」接続(レポートの中では5Mbps超の速度での接続と定義)、平均接続速度、および平均最大接続速度を誇っています。</p> <p>安価な加入料でスーパーブロードバンド網の整備を促進した日本の成功は、世界中の政策立案者から絶大な賞賛を受け、その多くが自国において日本の功績に見習おうと模索しています。この成功は、市場において消費者に有意義な選択肢を提供する、日本の民間投資の奨励によるものです。</p> <p>残り10%の未整備の世帯にスーパーブロードバンドのアクセスを促進させたいとの総務省のご希望は賞賛に値します。ブロードバンド整備の拡充は、世界中の政策立案者および国際的組織が取り組んでいるグローバルな関心事であります。全国的なブロードバンドサービスの提供を民間部門だけでは維持できない場合、ユニバーサルサービス基金によってこのような整備の経済的補助がなされるべきであることは、広く意見の一致が見られるところであります。しかしながら、スーパーブロードバンドの完全整備を追及するあまり、ブロードバンドの整備およびそのアクセスにおいて日本を世界のリーダーに導いた政策を変更することは、誤りでありましょう。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点に</p>	<p>総務省ご提唱のスーパーブロードバンドサービスの利用率100%という目標は現実的ではなく、日本の人々にとってむしろ好ましくない結果を招くと思われます。現在、日本の世帯の65%がブロードバンドサービスを利用し、30%を超える日本の世帯がスーパーブロードバンドサービスに加入しております。ブロードバンド整備の指標と同様に、これらの数字は他の先進諸国と比して遜色がなく、日本のブロードバンドの利用を奨励する取り組みが効果的であったことを証明するものであります。</p> <p>ブロードバンドサービスの利用には消費者による選択の自由</p>

ついてどのように考えるか。

が伴うので、中にはサービスの内容あるいは価格に拘らずスーパーブロードバンドサービスに加入を選択しない消費者もいるかもしれないことを、総務省は認識しなければなりません。これらの消費者が、低速接続を利用したり携帯装置を使用してインターネットをアクセスし、あるいは全くアクセスしないという選択をする権利は、あらゆる自由市場システムの必須要素であります。例えば、米国連邦通信委員会(FCC)が「全米ブロードバンド計画」(National Broadband Plan)の中で米国におけるブロードバンド拡充および利用に関するアジェンダを設定したときでさえ、「接続を望まない人々の選択を尊重することが重要である」と認めました。さらには、ブロードバンドインターネットアクセスを基本的権利とする数少ない国々でさえ、消費者にはその権利を行使する義務はないと理解しております。このように、総務省は、その提唱するところの、スーパーブロードバンドの利用率 100%という目標にこだわらず、ブロードバンド網へのさらなる投資を奨励し、日本の消費者に提供されている現行の高品質のサービスを危うくせず、ブロードバンド市場での消費者の選択を保護する方法で、ブロードバンドおよびスーパーブロードバンドサービスの需要を拡大するように努めるべきであります。

日本は、その規制モデルを根底から見直すよりも、むしろブロードバンドの利用を奨励し促進するほかの方法を模索すべきです。ブロードバンドの利用率を向上させようと努めた多くの国は、最先端のアプリケーションやサービスの開発に重点をおいて需要を喚起し、消費者のブロードバンド体験を向上させることによって成功を収めています。電子政府、電子教育、および遠隔医療などのサービスを独創的かつ十分に提供するならば、消費者の高速インターネットサービスへの加入に対する関心を高めるインセンティブとなります。とりわけ米国並びにそれ以外の地域において、この種のコンテンツの質を高め、利用し易くすることが、ブロードバンドの利用を拡大する上で最も費用対効果の高い方法であり得ることが明らかになっております。

さらに、需要の拡大およびオンラインサービスの向上に重点をおいた政策は、「諸国は、ブロードバンドサービスへのアクセスを促進し、ブロードバンド接続を通じた行政サービスの提供の重要性を認識する政策を制定するべきである」と述べた 2005 年のチュニスアジェンダ(Tunis Agenda for the Information Society)と整合が取れております。

総務省にとって、ブロードバンドおよびスーパーブロードバンドの利用率を向上させるもう 1 つの方法として、日本国民のコンピューターリテラシーを向上させるプログラムを促進することが挙げられます。このようなプログラムは、インターネットの使用経験が不足していると思われる高齢者、低所得者、ならびに身体に障害のある国民にとって特に重要です。人口のあらゆる立場の人々がインターネットを通じて利用可能なサービスに関する知識を持つように徹底することで、総務省は、ブロードバンド市場における消費者の選択を保護しながら、ブロードバンドおよびスーパ

ーブロードバンドを経由したインターネットサービスの消費者需要を高めることができます。

NTT の事業の構造的分離あるいはネットワーク設備のさらなる分離の検討に関して総務省の挙げておられる主な理由は、スーパーブロードバンドサービスの可用性の拡大を促進し、これらサービスの利用を増進させるためであります。しかしながら、上述のように、日本は既にブロードバンドおよびスーパーブロードバンドのアクセスおよび利用におけるリーダーとして世界から正当に認められており、総務省によって検討されている規制変更は、日本のブロードバンドの偉大なる成功を危うくする可能性が高いように見受けられます。

例えば、構造的分離は米国によって試みられ、その後、消費者に追加的なコストを課すと共に投資および技術革新を妨げるとされ、放棄されました。総務省によって検討されている大幅な変更は、同様の影響を与えかねず、導入されたならば、ブロードバンドインターネットの可用性およびアクセスのグローバルなリーダーとしての日本の地位を傷付けることが懸念されます。また、米国では、事業者が追加的なネットワーク設備を構築する阻害要因を排除するために、新規投資に関する分離要件が解除されことにも注目すべきです。私は、この分離要件を排除した政策は成功であったし、総務省でも検討なさるべきであると考えます。

さらに、このような過激な政策転換は、固定回線ブロードバンド業界のみに留まらず、その他の業界にも影響を及ぼしかねません。FTTH のような特定の技術モデルに注力することで、総務省は、近いうちに商用化が見込まれる LTE 無線ネットワークのような他の技術の成長を、意に反して阻害してしまいかねません。ブロードバンドインターネットサービスのアクセスのギャップを埋めるのに役立つ無線ネットワークの甚大な可能性は、米国によって「全米ブロードバンド計画」(National Broadband Plan)の中で、ヨーロッパ委員会によってその「欧州のデジタルアジェンダ」(Digital Agenda in Europe)の中で、さらにその他の政策立案者たちによって認識されております。高度な電気通信サービスの全ての領域にわたる投資および成長を後押しするためには、政府は、様々な技術における競合ならびに投資を促進して、1 つのアクセスモデルのみを支持するのではなく、消費者に現実的な選択肢を確実に提供すべきであります。

日本は、投資を奨励し、技術革新を促進し、競争を助長することによって、世界で最も高速で、最も安価で、最も広域に整備された高速ブロードバンド網の幾つかの構築に成功しました。この成功は、世界中の羨望の的であります。しかしながら、総務省によってその意見公募の中で検討され、提唱されている大規模な変更は、これらの目覚ましい成果を傷付け、日本のブロードバンドおよびスーパーブロードバンドのアクセスおよび利用のさらなる

	<p>成長を妨げるおそれがあります。従って、私は、総務省が、NTTの基幹事業を構造的に分離し、あるいはネットワークサービスをさらに分離する案を再考され、その代わりに、ブロードバンドの需要を高め、技術的に中立的な競争を促進し、上述のようにネットワークへのさらなる投資を奨励することに注力されることを、謹んでここに推奨致します。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	CHAMBER OF COMMERCE OF THE UNITED STATES OF AMERICA
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>I. 序論</p> <p>米国商工会議所にとって、ブロードバンドは、単なる技術的課題、あるいは社会基盤のプロジェクトに留まりません。ブロードバンド接続の重要性は、それによって何が可能となるかであります。従って、米国商工会議所は、ブロードバンドの重要性が、雇用の増大を喚起し、経済発展を助長し、教育から医療に至るまで、社会のあらゆる局面を改善する能力に直接的に関連している点において、ご照会に賛同致します。また、米国商工会議所は、政府の政策はブロードバンド基盤への民間投資を後押しすべきであって、妨げるべきではない点でもご照会に同意致します。さらに、ブロードバンドの社会的利益を十分に実現し、ブロードバンド技術における投資および技術革新を推進するためには、ブロードバンドの利用の拡大を促進することが必須であることにも同意します。しかしながら、100%の利用率は現実的な目標ではなく、ブロードバンドの利用拡大の達成のためには、構造的分離あるいは分割よりもはるかに効果的な方法があります。</p> <p>II. 利用拡大の考え方(30%→100%)</p> <p>米国商工会議所は、政策立案者がブロードバンドの利用拡大に重点をおくべきである点に同意します。しかしながら、これらの取り組みには現実的な目標を据えるべきであり、人々が様々な理由からブロードバンドに加入しないことを理解すべきであり、ブロードバンド基盤への民間投資については後押しすべきであって、阻害すべきではありません。</p> <p>ブロードバンドの使用によって、コストを低減し、効率を改善し、生活の質を向上させ、生産性を向上させることができます。経済または人口集団のほぼ全ての部門がブロードバンドの恩恵を受</p>

けることができます。しかしながら、100%の利用率は賞賛に値する目標ではあるものの、非現実的であります。

ブロードバンドまたはコンピューターを利用しない人々が必ず存在するでありましょう。先日、米国連邦通信委員会(FCC)によって公表された全米ブロードバンド計画(NBP)の目標の1つは、米国内で全ての人々がブロードバンドネットワークサービスを利用できるように徹底することですが、FCCは、ブロードバンド利用促進の取り組みにも拘らず、加入率は100%に達しないであろうと認識しています。

NBPを策定するに当たって、FCCは、米国内の人々がブロードバンドに加入しない多くの理由について調査、分析しました。ブロードバンドの価格は要因の1つに過ぎません。NBPによれば、未利用者の36%が、コンピューターの購入費用およびブロードバンド加入料をハードルとして挙げています。米国では、ブロードバンドやコンピューターにお金を支払う余裕のない多くの人々が、教育機関、図書館およびその他の公共のコンピューターセンターでこの技術にアクセスしています。ビル&メリンダ・ゲイツ財団によれば、図書館のコンピューターを利用する人々のうち70%超が、図書館のコンピューターがインターネット接続の主な手段であると答えています。日本のブロードバンドサービスの低価格についてはしばしば賞賛されているため、日本の未利用者は、これを重要な要因としては挙げないのではないかと考えられます。

NBPによれば、未利用者の約22%にとって、コンピューターリテラシーの不足が主なハードルとなっています。この中には、コンピューターやテクノロジーが分かり難いと感じる傾向のある人や、インターネット上で起こりうる「あらゆる悪いこと」について心配する人もいます。実用性もまた主要な要因です。未利用者の19%が、インターネットに加入しない理由として、魅力的なコンテンツがないことを挙げています。こういった未利用者は、必要とする情報を得たり、また関心のあることを行うのにインターネットを必要とすることはないと述べています。このカテゴリーの中には、インターネットは「時間の無駄」だという人もいます。

ブロードバンドの利用に関する最大のハードルは、ブロードバンドの恩恵の理解不足であると言えます。ブロードバンドの利用拡大という総務省の目標を実現するためには、オンライン教育、遠隔医療、および電子政府の促進の取り組みを奨励することが有効となるでありましょう。例えば、米国では、インターネット上で利用できる(アプリケーションやサービスも含めた)非常に豊富なコンテンツのおかげで、年を追うごとにますます多くのアメリカ人が、ブロードバンド接続を利用してインターネットにアクセスしています。従って、日本のブロードバンド利用の拡大を後押しするためには、総務省は、実用的で魅力的なオンラインコンテンツの品揃えを促進することに重点をおかれるべきです。また、これらコンテンツの品揃え、並びにこれらを制作し、アクセスし、閲覧するために必要な技術を助長するために、米国商工会議所は、日本政府が、強力な知的財産権(即ち、特許、著作権および商標)の保

護の必要性を認識されることをお勧めします。さらに、米国商工会議所は、日本の政策立案者が、医療、教育および行政といった分野でのブロードバンド利用に影響を与えるあらゆる行政上のハードルに直ちに対処すべしであるというご照会に同意致します。

近年、米国商工会議所は、高齢者、身体に障害を持つ人々、および遠隔医療にとってのブロードバンドの重要性に関する一連の研究結果を公表しました¹。これらのレポートの中で論じられているように、ブロードバンドは、人々の生活を著しく改善することができます。従って、総務省は、特に従来からコンピューターおよびブロードバンドに関する知識が不足している層のコンピューターリテラシーの促進に取り組むべきであります。また、総務省は、公共部門と民間部門との間のパートナーシップを育成して、ブロードバンドならびにその関連技術へのアクセスと利用の拡大を検討すべきであります。例えば、米国では、米国商工会議所は、Connected Nation²(特定のコミュニティにおけるブロードバンドの利用拡大のための包括的計画を策定する、地元の「e-Community Leadership Team」を創設する非営利団体)のパートナーであります。このチームには、医療、教育、農業、企業および業界、政府、観光、図書館などの地域団体からの代表者がメンバーとして参加することができます。

III. 構造的分離および分割

構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造的分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。米国商工会議所は、2004年に電気通信に関する大規模な研究結果を発表し、その中で、不安定な規制および分割規制が如何に投資の障害となり、新しい技術の開発を妨げるかに関する内容を含む、これまでに行われた最も包括的な電気通信業界に関する分析の1つを提供致しました³。最終的に、FCCはこれらの分割要件を削除し、その結果、米国のブロードバンドにおける技術革新と投資は発展したのです。消費者にブロードバンドサービスを提供しようと、ケーブル事業者、電話会社、ワイヤレス事業者などの各社が競合しています。ブロードバンド対応の新しいアプリケーション、サービスや装置が日々発表されています。これらの理由により、米国商工会議所は、ブロードバンドに対しては、「軽度な」規制による取り組みを支持致します。

¹ Available at: <http://library.uschamber.com/issues/technology/broadband-publications>

² <http://www.connectednation.org/>

³ Thomas W. Hazlett, Coleman Bazelon, John Rutledge, and Deborah Allen Hewitt, *Sending the Right Signals: Promoting Competition Through Telecommunications Reform*, Report to the U.S. Chamber of Commerce at p. xix. (Sept. 22, 2004). Available at <http://www.teleconsensus.com/portal/teleconsensus/041006telecommstudy.htm>.

また、米国商工会議所は、技術中立的な政策を支持致します。このため、ご照会の中で、ブロードバンドの利用拡大を達成する手段として FTTH のみに重点がおかれていることを懸念致します。LTE などの技術を使用した無線ネットワークは、ご照会の中で論じられている目標の達成にとって不可欠となりましょう。日本の異なる地域の地理、地形、および人口密度に応じて適切な技術が異なることを考慮すれば、全てのブロードバンド対応技術（固定回線、無線、衛星など）を同様に扱うべきであります。規制によって、特定の技術が有利となることがあってはなりません。これらの異なる技術を利用する企業が互いに競合するならば、消費者はさらなる低価格とより多くの選択肢を享受できるでしょう。その結果として、ブロードバンドの利用が拡大致します。

IV. 結論

米国商工会議所は、ブロードバンドの重要性、並びにブロードバンドの利用拡大のための取り組みを促進しなければならないことについて、総務省に強く賛同致します。しかしながら、米国商工会議所は、総務省がブロードバンドへの民間投資を妨げ、または阻害しかねない何らかの措置をとられることに対して、謹んでご忠告申し上げます。特に、米国における構造的分離および分割の失敗に鑑み、米国商工会議所は、総務省がこの種の規制を棄却されることをお勧めします。それよりも、ブロードバンドの利用を拡大するためには、総務省は、コンピューターリテラシーの改善、魅力ある実用的なコンテンツの促進、および技術中立的な規制構造の創設に重点をおかれるべきであります。

敬具

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	UNITED STATES TELECOM ASSOCIATION (米国電気通信協会)
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	別紙のとおり

米国電気通信協会(United States Telecom Association)意見書

I. はじめに

本意見書は、米国電気通信協会(United States Telecom Association)が、総務省の「光の道」構想について同省タスクフォースがとりまとめた『「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－』およびこれを踏まえた意見募集(以下、包括的に「意見募集」)に関して提出するものです。今回の意見募集で提示された主要な論点の多くは、当協会の見解とも一致しています。あらゆる国家の成長と繁栄、さらには重要な社会的目標の達成にブロードバンドがきわめて重大な役割を果たすという前提をはじめ、「民間主導により超高速ブロードバンド基盤の整備を行うこと」を基本とする考え方、さらに、ブロードバンドへの投資を促進し、経済発展や教育・医療・行政・エンターテイメントへのアクセス拡大という可能性を最大限に引き出す上で、広く利用率向上を促す必要性については、当協会も同意するところであります。しかしながら、利用率向上のために構造分離とブロードバンド設備の(さらなる)オープン化という手段を用いるべきかという点に関しては、構造分離とブロードバンド設備の(さらなる)オープン化に利用率向上の効果がほとんど期待できないばかりか、設備ベースの競争進展を阻害する危惧があることから、慎重な対処が望ましいと考えております。全世帯の90%に超高速ブロードバンドサービスが提供されている日本は、現在の世界をリードする国の一つと目されています。このような実績に至った道筋を日本が今後も堅守することが必要であると当協会では考えます。

II. 利用率

一般に構造分離が利用率向上に役立つ施策であるかを検討する前に、まず利用率がどのような要因に左右されているのかを知ることがきわめて重要です。100 Mbpsサービスの利用率100%という高い目標が示されたこと自体はすばらしいと当協会も考えておりますが、どのような速度であれ、ブロードバンドの利用率を100%にするという目標の現実性には疑問も残ります。米国連邦通信委員会(FCC)も「国家ブロードバンド計画(Connecting America: the National Broadband Plan)」の中で、ブロードバンドサービスをユニバーサルに提供する必要性に言及していますが、たとえユニバーサルサービス基金による支援が行わ

れても 100%の普及は不可能であることが電話サービスの事例から明らかになったという認識を示しています¹。さらに、今回の意見募集の中でも示唆されているように、現時点では映像伝送や遠隔医療といった高速アクセスを必要とするアプリケーションも 30 Mbps程度の通信速度で十分活用できるため、2015 年までに 100 Mbps以上の高速サービスに転換することへの差し迫った必要性を日本の大多数のブロードバンド利用者が認識していないとも考えられます。ただし、超高速ブロードバンドサービスの利用率が世帯数ベースで 30%に達しているということは、日本が「アーリーアダプター」の段階をすでに脱し、100 Mbps以上の超高速サービスの普及へと進む段階を迎えたことを明確に示しているといえるでしょう。この事実を認識することは重要です。

もちろん、利用率を最大限に向上させることが「光の道」構想の実現に向けて不可欠の取り組みであるという意見募集の観点には、当協会も同意します。米国の政策立案者および学術研究者の間では、中央政府・地方政府・市町村と企業および NPO 法人の連携がブロードバンドサービスの利用率向上において重要な役割を果たすとの認識があります。このことは、超高速サービスの利用率向上にも当てはまるものといえます。FCC は「国家ブロードバンド計画」の中で、利用率向上を促す施策の必要性について詳細に記し、利用率向上のために取り組むべきさまざまな課題を分析した上で、「料金」「デジタルリテラシー」「レリバンランス(関連性)」の 3 つを特に重要な要因として挙げています。料金の問題は、ブロードバンドを利用していない人々の約 36%が理由として挙げています。料金は主に、インターネットにアクセスするデバイスの料金とアクセスサービスの料金という 2 つの要素に分けられますが、多くの人々にとって、アクセスサービスとハードウェアを合計した料金が利用への大きな障害となっているのです。米国では、低所得の非利用者に機器を無料または割引価格で提供することや、導入後最初の 6 ヶ月間程度の料金を割安にすることで、ブロードバンドサービスの導入が進む可能性が報告されています。一方、「インターネットを活用することに生活上の明確なレリバンランス(関連性)が感じられない」という問題は、必要なハードウェアをすでに保有している人々の多くが指摘しています。料金の問題は、やはり主として低所得の非利用者層にとっての障壁であると考えられ、料金以外の理由から利用に至っていない人々は障壁・問題とみなしていない可能性があります。

¹ 現在の米国における電話加入率は94.5%。

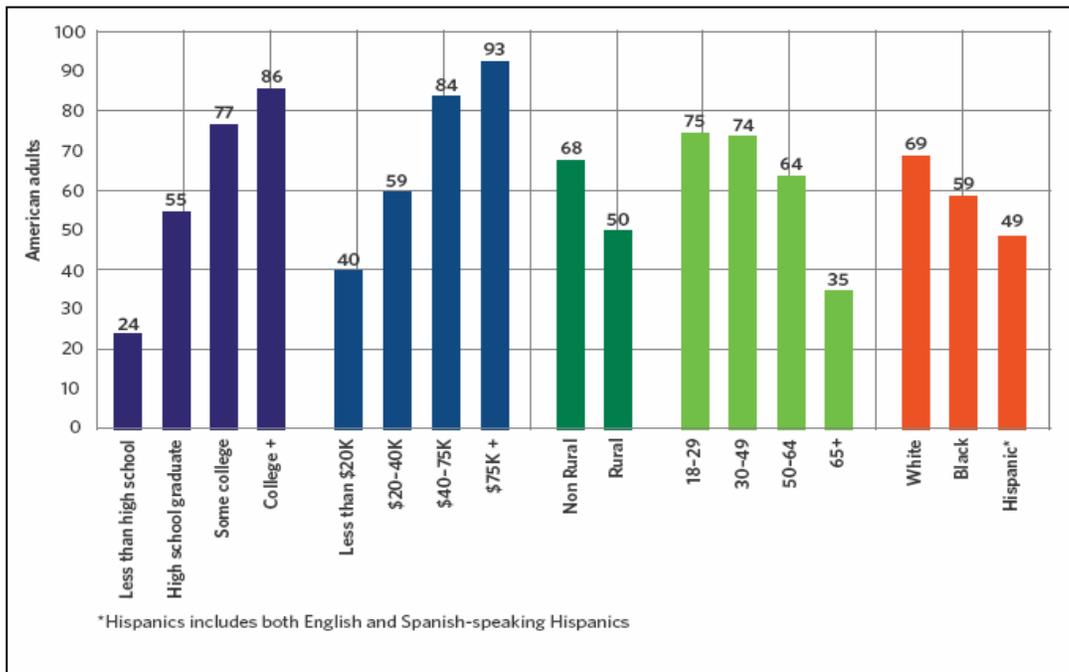
デジタル技術の習熟度、いわゆるデジタルリテラシーの欠如も大きな要因となっています。非利用者の22%が、「パソコンを満足に扱えない」、「インターネットの利用による『弊害』が心配」といった要因を挙げています。前述のレリバンスの欠如は、インターネット・サービスに加入していない非利用者の19%が理由として挙げています。このように、利用率向上の主な障壁となっているのは、料金以外の要因であるように見受けられます。

「国家ブロードバンド計画」では、魅力あるコンテンツと低廉な価格設定もブロードバンドの利用率の向上において重要な要因であるものの、社会経済的階層や人口統計的属性といった要因も利用率を大きく左右すると指摘されています²。米国では、低所得者・非大卒者・高齢者のグループで利用率が特に低迷しています。「国家ブロードバンド計画」は、利用率の向上を図る上で、対象グループの社会経済的・人口統計的属性に応じたアプローチが必要となる可能性も指摘した上で、「効果的な取り組みとは、普及を阻んでいる複数の要因に同時に対処していくこと」との認識を示しています³。米国では、65歳以上の利用率が35%と、国内平均の65%と比べてかなり低い水準に留まっていますが、「国家ブロードバンド計画」は、実践的なデジタルリテラシー教育を進めるとともに医療情報やモニタリングなどのサービス提供におけるブロードバンドのレリバンスを示すことで、高齢者層におけるブロードバンド利用率を大きく向上させることが可能であるとしています。

² Connecting America: The National Broadband Plan P.231に転載の表、“*Broadband Adoption by American Adults by Socio-Economic and Demographic Factors*,”を参照。<http://download.broadband.gov/plan/national-broadband-plan.pdf>

³ 同上(P.171)

米国成人の社会経済的・人口統計的分類別ブロードバンド普及率



ニューヨーク法科大学院の通信法・政策高等研究所 (the Advanced Communications Law & Policy Institute of the New York School of Law) は、普及を妨げている要因についてFCCに提出した報告書の中で、遠隔医療・教育・行政などさまざまな分野においてブロードバンドの利活用を促進して市民のブロードバンド利用率を高めると考えられるレリバンスの高いコンテンツが豊富に供給されない原因を次のように分析しています⁴。

⁴ The Advanced Communications Law & Policy Institute, New York Law School, “Barriers to Broadband” (October 2009) <http://fjallfoss.fcc.gov/ecfs/document/view?id=7020142497>

遠隔医療の分野では、前時代から残るさまざまな法規制上の枠組みが医療サービスの利用者・提供者による本格的なブロードバンド活用型遠隔医療サービスの活用を阻んでいる。(略)教育分野では、対象を絞り込んだ予算配分が行われていないことや研修が不十分であることが、国内各地の学校におけるブロードバンドの活用とブロードバンドで実現する新しい教育ツールの普及を足踏みさせている。さらに官公庁においては、組織の硬直化と国と地方の間でベストプラクティスの連携を図る体制が欠如していることが、さまざまな行政活動へのブロードバンドの効果的統合を遅らせている。各セクターにおけるブロードバンド導入を加速する政策の立案に関して言うなら、すべてを満足させる画一的政策は存在しない。この報告書全体を通じて述べているように、それぞれのセクターにはブロードバンドの利用率向上を阻んでいる固有の障壁が存在していることは確かであり、これらの障壁を乗り越えるためには、各グループに固有のニーズにきめ細かく対処する政策が必要と考えられる。また、幅広いコスト削減効果と経済機会を含め、ブロードバンド接続がもたらす多くのメリットについて幅広く周知させることが、利用率向上にはきわめて重要である⁵。

利用率向上を図る上で最善の政策を見きわめるには、さらなる調査が必要であると当協会は考えます⁶。ここで言う調査とは、さまざまな試験的施策の成果を実証ベースで測定し、利用率が明らかに低迷している層への利用促進に最も効果的なアプローチ(もしくは複数アプローチの組み合わせ)を明らかにするものでなければなりません。「国家ブロードバンド計画」でも、引き続き調査を進めていくことが提言されていますが、こうした調査活動と並行して、政府には、FCCの提言を通じて示されたブロードバンドの利用率向上を妨げている要因を取り除いていくための措置をさまざまな形で進めていくことが可能です⁷。

III. 構造分離・機能分離とオープン化

意見募集では、「光の道」構想を実現するための手段として、構造分離ないし機能分離を検討することの是非に関する意見も求められています。当協会では、米国で試みられた構造分離が失敗に終わった経緯と著名な研究者らの見解を踏まえ、構造分離と機能分離が実施に多くの困難・費用・時間を伴うだけでなく、競争を促進して利用率を向上させる効果に欠けると見えています。このような規制上の負担を課すことは、新たな設備投資へのインセンティブを損ない、技術革新の遅滞を招きます。米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。

⁵ 同上(P.2)

⁶ 米国電気通信協会のFCC宛書簡(2010年1月)参照。<http://fjallfoss.fcc.gov/ecfs/document/view?id=7020383417>

⁷ 注記2(P.168~190)

著名な学術研究者が各国におけるブロードバンド網の整備状況を比較したさまざまな調査でも、構造分離・機能分離あるいはオープン化が設備ベースの競争促進につながることを示す根拠はないと結論されています。経済学分野では、同一プラットフォーム内の「競争」促進を主たる狙いとする構造分離・機能分離やオープン化規制に次世代通信網への投資を促進する効果はないとする文献があります。これらの政策には、第一世代通信網における非設備ベースの競争を促進する短期的効果はあり得るものの、次世代通信網への民間投資にはマイナスの作用を及ぼしてその整備を遅らせる弊害があるという指摘です⁸。2009年3月に発表されたある経済論文は、「オープン化と次世代通信網投資との間に負の相関」が見られると指摘する一方⁹、「プラットフォーム間の競争と次世代通信網への投資には正の相関が見られる」と分析しています¹⁰。実際、米国の既存通信事業者がCATV・ブロードバンド事業者に対抗してFTTH網への投資を開始したのは、FCCによるオープン化規制の大半が撤廃されてからのことでした¹¹。

最近発表された、2人の経済学者の共著による論文には、日本に関する同様の論考が含まれています。次の箇所は、日本における次世代ブロードバンド網の整備を促進した要因がオープン化政策ではなく設備ベースの競争であったことを指摘しています。

FTTHサービスにおいては、オープン化による賃借設備の活用が限定されているため、競争の大部分がNTT、電力系事業者、それに国内CATV最大手であるUSENによる設備ベ

⁸ スコット・ウォルステン(Scott Wallsten)は「経済学分野の実証的研究から、通信網の共有またはオープン化規制が投資インセンティブを削ぎ、それによってブロードバンド網の発達を減速させる可能性があることが示された」と述べています。出典: Scott Wallsten, *Towards Effective U.S. Broadband Policies* (2007) <http://www.pff.org/issues-pubs/pops/pop14.7usbroadbandpolicy.pdf>。他にも、関連文献を渉猟し同様の結論を導いている論文として、Edmond Baranes and Marc Bourreau, *An Economist's Guide to Local Loop Unbundling*, 57 *Comms. & Strategies* 13 (1st quarter 2005) を参照。 http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=977380

⁹ Scott Wallsten and Stephanie Hausladen, *Net Neutrality, Unbundling, and their Effects on International Investment in Next-Generation Networks*, *Review of Network Economics* 8(1), pages 90-112 (March 2009) (ウォルステン・ハウスラーデン論文)。他にも、"Broadband Study Conducted by the Berkman Center for Internet and Society" に関してFCCに提出された技術政策研究所代表兼上級研究員トーマス・M・レナード博士(Thomas M. Lenard, Ph.D., President and Senior Fellow, Technology Policy Institute)の意見書を参照。
<http://fjallfoss.fcc.gov/ecfs/document/view?id=7020347161>

¹⁰ ウォルステン・ハウスラーデン論文(注記9、P.90～112)、レナード意見書(注記9、P.8)。

¹¹ Thomas W. Hazlett and Anil Calistan, "Natural Experiments in U.S. Broadband Regulation," at 15 (George Mason University School of Law, February 2008).

ースの競争となっている。オープン化規制は、日本における光ベースのブロードバンドサービス提供の競争を大きく促進するには至っていない¹²。

これらの指摘は、オープン化規制ではなく設備ベースの競争を推進・奨励することが、着実な技術革新を促し消費者の選択肢を広げる最善の方策であるという当協会の見解とも一致しています。このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高速通信網のオープン化規制が存在しません。その結果、高速 CATV 網と FTTH という異なるプラットフォーム間で設備ベースの競争がきわめて盛んになっており、もう一つの競合勢力である無線も力をつけてきています。無線の競争力は、さらに高速な LTE 方式の実用化によって急速に増大すると予想されます。複数プラットフォーム間の競争には、価格を引き下げるとともに消費者にブロードバンドサービスの魅力的な選択肢を提供する作用があり、これらは利用率向上を図る上できわめて重要です。加えて、技術の多様性には、地理的条件などに応じた費用対効果の多様性にもつながる可能性があります。このことは、通信網整備が困難な地域をカバーする経済的なサービス提供を実現する上で重要な要因です。

以上の論拠から、今回の意見募集においては、各種の問題を技術的に中立な視点から検討することと、競合する各プラットフォームを均等に扱うことが重要であると考えられます。今回の意見募集の枠組みでは、論議の対象がほぼ FTTH のみに絞られています。FTTH の高い重要性については当協会も認めるところではありますが、それゆえに CATV や無線など消費者向けの超高速ブロードバンドサービスの提供を通じて「光の道」構想の実現に寄与できる他のプラットフォームを考慮に含めないことは適切を欠くと思われます。

IV. 結び

日本においてブロードバンドの重要性が認識され、設備ベースの競争が超高速ブロードバンドサービスの整備に中心的な役割を果たしている事実が理解されていることには、当協会も称賛の意を表明した

¹² Debra J. Aron & Robert W. Crandall, Investment in Next Generation Networks and Wholesale Telecommunications Regulation, at 39 (Oct. 2008) <http://www.lecg.com/files/upload/ingnwtr.pdf>. さらに、Ewan Sutherland, Unbundling Local Loops: Global Experiences, at 6 (Dec. 2007) には、「日本のADSL加入者数は現在減少中。成長はFTTHにシフトし、現在はFTTHが既存事業者(NTT)と自社通信網の構築を進める新規事業者双方の主な焦点となっている」の記述。
<http://link.wits.ac.za/papers/LINK.pdf>

いと思います。米国でも日本と同様、採算見通しの立ちにくい地域へのブロードバンド整備に政府の支援が必要であることが認識されていますが、利用率が向上すれば通信網整備の採算に目処が立つ場合もあり得るでしょう。従って、政府の施策においては利用率向上に焦点を当てることが不可欠といえます。今回の意見募集では、料金やコンテンツ以外にも幅広い導入障壁を考慮するとともに、さまざまな利用者層に合わせた多様な戦略の必要性を分析することを、当協会として進言いたします。構造分離や機能分離、オープン化といった規制上の介入が次世代通信網への投資を阻害し、利用率の向上に寄与しないということを明確に裏付ける実証的証拠に基づき、当協会は、そのような政策の回避が賢明であると考えます。

以上

米国電気通信協会

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	別紙のとおり

「光の道」構想に関する意見書

■ はじめに

日本の超高速ブロードバンド・インフラの整備状況は、常に世界各国からの注目を集めています。私は、現在、米国で ICT コンサルタントとして活動していますが、外国人からこれらの状況について質問を受けることも多く、そのたびに日本の達成してきた実績の素晴らしさに尊敬と誇りの念を感じずにはられません。

昨今、私が住むワシントン DC では突発的な暴風雨から停電が多発し、米国の社会インフラの脆弱性を目の当たりにしながら、通信、電力、鉄道に代表される日本の各種インフラの完成度の高さを懐かしく思い出すところですが、本日は御省で推進されている「光の道」構想が将来の日本の通信業界を左右する重要な施策であると同時に、進む方向によっては日本の通信業界の投資とイノベーションを阻み、これまで築き上げてきた業界全体の完成度を犠牲にする危険さえ孕んでいるのではないか、との問題意識から、以下に意見を提出させていただくことにしました。また、その際、同様の課題について諸外国、特に欧米諸国がどのような取り組みをみせてきたかを参考までに織り交ぜながら、意見をとりまとめさせていただきました。

超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約 10%)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか

現在、超高速ブロードバンドを国民全世帯の 9 割にまで整備できた国は世界の中でも日本だけであり、民間主導による投資を原則として維持しつつも条件不利地域へは国による支援措置を講じることでこのようなインフラ整備率を達成してきた日本の偉業は、賞賛されるべきことと考えます。

さらに、今後はこの超高速ブロードバンドのインフラ整備率を 100%にまで引き上げるという世界でも稀にみる高い目標をかかげられ、その実現に向けて国家施策を立案していくという御省の考え方や意気込みは、ICT で世界をリードする日本らしく立派なものであると思います。

しかしながら、その一方で、これまでの「光の道」構想実現に向けた様々な議論や資料からは、超高速ブロードバンドのインフラ整備率が本当に100%であるべきなのか、その理由づけや必要性があまり明確になっていないように見受けられます。

■ ブロードバンド vs. 超高速ブロードバンドの必要性

インターネットがこれだけ私達の生活になくてはならない存在となった今日、ブロードバンドへのアクセスは、ある意味、ライフラインのひとつとして位置づけ、すべての国民が利用できるよう、日本全土に広く整備することが重要であり、そのために必要な施策を講じていくことは政府の重要な役割のひとつであると考えます。

この点については、これまでの御省の政策イニシアチブと通信事業者による投資努力で世界に誇るブロードバンド基盤が既に国内に広く構築されており、特に、この数年はブロードバンド・ゼロ地域解消に向けて着実な成果を出してきたと認識しています。

このような活動に代表される、ブロードバンドをできるだけ広く国内に敷設しようとする努力は一国の経済・社会的側面から考えても極めて重要であると思いますが、現在、ブロードバンドがほぼ全国に敷設された状況を踏まえた上で、今後、同様に全国100%を対象に「超高速」ブロードバンドを導入することが本当に必要であるのか、その実現が長期的に日本の社会に貢献するばかりでなく、ひいては通信業界の国際競争力強化につながるのか、という点について、今後、より活発な議論をしていくべきであると考えます。

より具体的には、最後の10%に超高速ブロードバンドを導入するにあたっては、当然のことながら莫大なコストがかかりますが、これを通信事業者、政府、あるいはこの両者の協力により負担していくことが国全体として正しい選択肢であるのか、現時点では疑問が残ると言わざるを得ません。

■ 利用者ニーズの把握

まず、第一に考えなくてはならないのは、最後の10%に該当する、都市部から離れた町・村、いわゆるルーラル地域において超高速ブロードバンドに対する利用者ニーズが本当にあるのか、という点です。

御省発行による「H21年通信利用動向調査(世帯編)の概要」¹によれば、ブロードバンド利用率(2009年)は、特別区・政令指定都市・県庁所在地で55%であるのに対し、町・村においては35%という低い数値が報告されています。このような数値から推測²すると、今後「町・村」に超高速ブロードバンドを敷設しても、これらの地区における超高速ブロードバンド・サービスへの加入率はおそらく都市部に比べて、かなり低いレベルに留まるのではないのでしょうか。

このように最後の10%における需要があまり多くないことを考えると、民間事業者が基盤整備を担う場合、相当長期的な観点から考えなければ、採算ベースに乗らない状況となってきます。このような点と2015年という期限目標を踏まえた上で、今後、インフラ投資を加速化させるインセンティブとして一定の公的支援を実施することが検討されていることと理解していますが、その実現方法を議論する前に、超高速ブロードバンド基盤を100%整備することが本当に必要であるのか、という原点に戻って、改めて必要な議論をすべきではないのでしょうか。

この点に関して、参考までに諸外国の動向に目を向けてみたいと思います。

■ 超高速ブロードバンドについては9割程度のカバレッジを目指す英・米の事例

諸外国においても、超高速ブロードバンドを国内全土に広げるために各国政府が競って国家計画を発表しているところですが、これらの計画におけるインフラ整備率の目標数値とその背景にある考え方を確認することは、日本におけるインフラ整備率やその在り方を考える上でも参考になるかと思われまます。

英国政府が2009年6月に発行した「デジタル・ブリテン」では国内すべての固定系加入者回線から1年間6ポンドを徴税し、これを基金として次世代アクセス基金を設置、超高速ブロードバンドをルーラル地域に展開する計画が発表されました。ただし、この基金が目指す基盤整備率は「2017

¹ http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR200900_001.pdf

² 町・村におけるブロードバンド非利用者の中にはブロードバンドが敷設されていないために加入できない、という利用者も若干いると想定されることから一概に結論づけることはできないと思いますが、ブロードバンドの整備状況が2008年3月時点で全国で98.3%であるという事実を前提に考えると、ブロードバンドが100%敷設された時点においても、この町・村における35%という数字はあまり大きく増加する可能性はないものと考えられます。

年までに全世帯の9割をカバーすること」とされています。これとあわせて、2Mbpsのブロードバンドはユニバーサルサービスとして提供されるよう、2012年までに全世帯カバーを目標とされていました。

デジタル・ブリテン発行後、この9割という目標を実現させるための基金設置については、英国市民からの強い反発を受け、同国における政権交代ともあいまって2010年6月には正式に廃案となりました。国民の反発の理由は、国民9割に超高速ブロードバンドを提供するために、(都市部でブロードバンドを使わないという選択肢をとっている市民まで含めて)一律、電話回線ベースで徴税するのは不適切である、という点でした。ルーラル地域に光アクセスが提供されたとしても、加入するのは結局は同地区に住む富裕層のみ。これらの限定した層を特別優遇するために全国民が追加で税金を支払うことには抵抗が大きかった、という背景があります。

現在、次世代アクセス基金の設置が廃案となったため、今後、英国におけるルーラル地域を含めた超高速ブロードバンドの敷設がどのように進展するかは不透明ですが「デジタル・ブリテン」が発行された当時、超高速ブロードバンドの整備率が9割と設定されていた点、また、9割まで広く光アクセスを敷設しても、結局はルーラル地域の富裕層を優遇するだけであるという観点から反発が多かった点は示唆深いと思います。

また、今年3月に発表された米国の国家ブロードバンド計画でも、2020年までに最低1億世帯において超高速ブロードバンドを提供することが目標とされていますが、これは概算で全世帯数の約87%に相当します。それ以外の世帯については英国同様ブロードバンド(4Mbps)をユニバーサルサービスとして提供することとされています。

このように超高速ブロードバンドとブロードバンドを区別して、それぞれに異なる目標を設定する背景に何があるのかを考えた場合、最後の数%の世帯に超高速ブロードバンドを敷設するコストがあまりにも幾何級数的に急増するため、当該地域で想定される加入率とあわせて考えてみた場合、国の支援のあるなしに関わらず、これを100%にするという考え方は現実的ではなく、国としても得策ではないと判断されたのではないのでしょうか。

■ 敷設率100%を目指すことが適切であるかの検討

このような点を考えると、日本における今後のインフラ整備計画を考える上では、どのくらいの伝送速度のインフラをどれほどの世帯に整備すべきなのか、あるいは超高速ブロードバンドを全国一律に整備することが適切であるのか、という議論から始める必要があると考えます。

また、それと同時に、アクセス網の技術が日々進化している点を踏まえ、光によるアクセスに限定せず、DOCSIS 3.0 や LTE、WiMAX など、様々なアクセス手段を考慮に入れた上で、各シナリオにおけるコスト効率等を慎重に加味しながら、国全体としてのインフラ整備率についての考え方を整理していく必要があると思います。

このような考え方を持たずに、やみくもに「超高速ブロードバンド敷設率 100%」という目標だけに向かって邁進すると、「光の道」構想の基本的方向性でも言及されている通り「整備しても利用されない「光の道」」になる危険性が高く、利用者のいない高速道路や莫大なコストを費やした後に、あっさり廃止される電子政府システム（例：電子パスポート申請システム）の二の舞になりかねません。これらの失敗の背景には、需要サイドの問題意識やニーズを理解していないという共通点があることを踏まえれば、「光の道」構想の実現にあたってこのような利用者の観点に配慮しながら、改めて慎重な検討を進めることが重要だと考えます。

超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには低廉な料金で利用可能となるように事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか

この点については、超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには低廉な料金でサービスを利用できるようにすることが効果的であるのか、という点と、NTTの組織形態の在り方という二点に分けて、以下に意見をまとめさせていただきます。

(1) 利用率を向上させるためには低廉な料金を実現することが効果的であるか

■ 超高速ブロードバンドを利用しない理由

まず、現在、日本における超高速ブロードバンドの利用率は約30%とのことですが、残りの70%の世帯はなぜ超高速ブロードバンドを利用しないのでしょうか。おそらく、料金が高いから、という理由で利用を思い留まる世帯もいるでしょうが、そればかりが原因ではないと思われます。

インターネットの利用はブロードバンドで十分であり、超高速ブロードバンドでなければいけないというコンテンツがそれほどないことから、ブロードバンドサービスを超高速ブロードバンドにわざわざアップグレードする必要性を感じていない、あるいは日本では特に携帯電話によるインターネットの利用が広く普及していることから、メールもインターネットも携帯電話で十分、自宅にはパソコンは不要、と考える世帯もいるでしょう。また、リテラシーの問題、サービスばかりでなくハードウェアが高価であること、サービスの申込手続きが煩雑、個人情報漏洩の危惧など、超高速ブロードバンドはもとより、インターネットやブロードバンドの利用および非利用については、様々な理由があると推測されます。

このような点を考えると、低廉な料金の実現のみに重きを置くのではなく、需要サイドにある真の障壁を特定し、それを解決できる施策を講じていくことが必要ではないでしょうか。

■ 既に世界最低水準にある日本の超高速ブロードバンド料金

日本は、超高速ブロードバンドが国内の全世帯90%に敷設されているという点で世界をリードするばかりではなく、その料金面においても世界で最低水準を誇る代表例であり、諸外国の手本として

とりざたされる優等生といってよいでしょう。OECDは超高速ブロードバンドを下りが35Mbps以上のブロードバンドと定義した上で、各国の平均価格を公表しています。³

この数値をもとに一年間の超高速ブロードバンドの利用料を算出し、この年間コストを、国際通貨基金(IMF)が発表する国民一人あたりのGDPに対する比率としてみた場合、日本は他のOECD諸国よりもかなり割安に超高速ブロードバンド・サービスを利用できることが分かります(図表1参照)。

図表 1: 各国における超高速ブロードバンドの料金水準と GDP 比(単位: USD PPP, 2009 年)

	月額平均 価格	年間コスト	1人あたり GDP	GDPに占める 年間コスト の比率(%)
フランス	29.12	349.43	33,679	1.038
日本	36.85	442.23	32,608	1.356
韓国	39.18	470.10	27,978	1.680
英国	40.49	485.83	34,619	1.403
スウェーデン	43.13	517.55	35,965	1.439
米国	122.45	1469.40	46,381	3.168
ノルウェー	149.26	1791.09	52,561	3.408

出典: サービス価格: OECD ブロードバンド・ポータル⁴

GDP: IMF World Economic Outlook Database⁵

この数値からも確認できる通り、日本の超高速ブロードバンド料金は既に世界最低水準に達しているのです。したがって、加入率を上げるためには料金を下げる以外に他の措置についてもその効果を慎重に検討する必要があるように思います。

³ http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SNA_TABLE1

⁴ http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SNA_TABLE1

⁵ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2010/01/weodata>

■ 参考にすべき高い加入率(FTTx)を誇る諸外国の例

超高速ブロードバンドの加入率については、日本は上述の通り約30%とのことですが、欧州におけるFTTxの加入率(ホームパス数と比べた加入者数の割合)はノルウェーとスウェーデンが突出しており、以下のように報告されています。

図表 2: 欧州における FTTx サービスの加入率 (2009 年)

ノルウェー	64.90%
スウェーデン	41.40%
オランダ	33.80%
デンマーク	22.30%
ドイツ	16.20%
イタリア	14.80%
フランス	5.40%

出典:IDATE⁶

図表 1 が 35Mbps のサービスを対象としているのに対し、図表 2 は光アクセスのみに限定したデータであること、また、各国における光アクセスの敷設率が異なるなどの事情もあることから、これらの数値を単純に比較することはできないでしょう。けれども、ノルウェーとスウェーデンの超高速ブロードバンドの料金が日本と比べて高水準にあるにも関わらず、光アクセスの加入率がそれぞれ 64%、41%と突出して高いことや、これとは反対に日本よりも低価格であるとされるフランスにおいて加入率がわずか 5%と極めて低い水準に留まっているという状況は興味深い傾向です。

このようなデータから示唆されるように、日本における超高速ブロードバンドの料金は既に世界で最低水準に至っており、料金が高とも加入率が高い他国があることから分かる通り、日本の超高速ブロードバンドの加入率を高めるためには、さらなる料金の低下に重きを置くばかりでは不十分であるといえるでしょう。「光の道」構想実現の方向性に示されている通り、「豊富なコンテンツが存在すること」についての対応を進めると共に、その他の価格以外の要因についても幅広く検証し、需要サイドの観点からこれらのサービスへの加入を阻む真の要因が何であるかを究明し、それぞれに対して適切な措置を考案していくことが効果的なのではないでしょうか。

⁶ <http://telecom.tekrati.com/research/10751/>

■ 加入率を高めるためのスウェーデンの取組

例えば、スウェーデンにおける加入率の高さの背景には、インフラ整備への注力だけに偏ることなく、需要サイドに焦点をあてた様々な施策を打ち出したスウェーデン政府の役割が指摘されています。例えば、国全体のデジタルリテラシーを向上させるための第一歩として教師を対象としたデジタルリテラシー・プロジェクトに2,500万ドルを割り当てたり、個人の利用目的で従業員にパソコンを買い与える法人に特別な税控除を設けたり、教育分野においてブロードバンド利用を促進する施策を講じたり、と様々なプロジェクトを同時進行させたことが評価されています。⁷

これらの例も参考にしながら、日本においても、低廉な料金の実現と豊富なコンテンツ確保という二大軸だけにとらわれない多面的なアプローチで、特に需要サイドの声に注意を払いながら、適切な措置を考案していくことが重要であると考えます。

(2) NTTの組織形態の在り方について

超高速ブロードバンドの敷設や利用者数等において世界をリードする立場にありながら、今後、さらなるサービス発展や料金の低廉化を実現するために、一層高い目標を設定し、官民共同でたゆまぬ努力を続けようとする御省の考え方は賞賛すべきものと考えます。

ボトルネック制に着目した規制の在り方について慎重な検討をすることは極めて重要であり、これについても基本的な考え方として反対する人は少ないと思われます。しかしながら、公正競争確保の手段として、さらなるアクセス網のオープン化やNTT東西のアクセス網保有部門の機能分離や構造分離という措置を講じることは、今後の日本の通信業界の競争力や長期的に国民に与える影響という観点から適切な施策ではないため、このような政策は回避すべきと考えます。

■ 米国における25年前の構造分離の顛末

まず、構造分離についてですが、世界の通信業界を俯瞰してみても、これまで構造分離に至った例は1984年のAT&T分割のみであるようですが、これも構造分離以降、1990年代を中心に地域会社間の合併吸収が徐々に進み、2005年のSBCによるAT&Tの買収、2006年のベライゾンによるMCIの買収で、ほぼ一連の合従連衡の波がひと段落した感があります。結果として25年以上が経った現在、再び各社が垂直統合の業界構造に逆戻りした点は、興味深く思われます。

⁷ <http://www.itif.org/files/ExplainingBBLeadership.pdf>

また、当時はメタルと電話交換機によって構成される技術に基づいて音声通信サービスが提供されており、POTS インフラが極めて成熟した技術でありましたが、今日はそれとは対照的にアクセス網においては複数の異なる媒体による接続が可能である点、様々なネットワーク技術の進化が極めて早い点、またサービス面では IP を使って様々な異なるサービスが提供できる点など 25 年前の通信業界とは、根本的に異なる市場環境にあることも、公正競争を考える上で慎重に考慮していく必要があると思います。

■ 米国で光への投資を抑制してきたオープン化規制

ブロードバンド施設のオープン化については、これまで様々な国でアンバンドル規制が課されてきました。通信業界はもともと米国が競争力を保持する代表的産業のひとつといえますが、米国における次世代アクセス網への投資計画は、2001年のITバブルの崩壊で通信業界全体における設備投資が大きく冷え込んだことに加えて、既存事業者が新規投資した光アクセス網にアンバンドル規制が課されることになるのかどうかについてFCCの規制の行方が不透明であったこともあり、長年に渡り光アクセス網への投資が一向に進まないという時代がありました。

その後、米国でAT&TやVerizonによる光への大型設備投資が一気に開始されたのは、FCCが「三年毎の見直し裁定(TRO)」⁸の中で、光アクセス網のアンバンドル義務の撤廃を公表した2003年8月以降になってからのことでした。

■ 設備競争を奨励することの重要性

このTROの中で、FCCは光アクセス網のアンバンドル義務を撤廃する理由として、アンバンドル規制の撤廃は次世代ネットワークへの投資を促進すること、また、その結果としてブロードバンド市場における設備ベースの競争が促進され、最終的には国民がよりよいサービスを楽しむことができる点に言及しています。

TRO発表当時は、この結果、実際に既存事業者による光ファイバーへの投資を誘発することとなるのかどうか確証に欠ける部分もあり、懐疑的な見方もなくはありませんでしたが、それから7年間経つ現在、ワシントンDCに身をおく一住民としては、米国におけるFTTHを中心とした超高速ブロードバンド市場は急速に、かつ着実に変化を遂げてきたことを日々、実感しています。ケーブル事業者によるDOCSIS 3.0ベースのサービスについては着々とさらなる高速化が進展中ですし、4G

⁸ http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-03-36A1.pdf

WiMAXを使った商用サービスがこの夏から開始され、毎週のように勧誘の広告が我が家にも届くようになりました。まさに設備ベースによる競争が促進され、そのメリットを国民が享受できる時代となったといえるでしょう。もちろん、それでも日本に比べるとまだまだサービスの品質は悪いですし、値段も相当に割高であるという事実はあります。けれども、少なくとも設備競争を最大限に促進し、民間主導による投資を奨励すると同時に、これを通して通信業界におけるイノベーションを後押ししてきたという意味で、FCCの競争政策は評価に値するものと考えます。

このような歴史的事実を振り返ってみると、アンバンドル規制は通信事業者による設備投資の意欲を削ぐという重大な悪影響をもたらすものであるといえ、日本において光アクセス網のさらなるオープン化を求めることは、長期的にみて通信業界全体における投資意欲を削ぎ、ひいては日本の通信業界の国際競争力低減を招きうる危険があると考えます。

■ アクセス網保有組織の分離について

公正競争を促進するひとつの手段として検討されているアクセス網保有組織の機能分離・構造分離についても、日本の通信業界、および長期的に国民に及ぼす影響を考慮すると、適切な選択肢であるとは考えられません。

通信業界のほかにも電気・水道などの公益事業、鉄道など様々な業界における既存事業者のボトルネック性、および、その垂直統合された組織形態が懸念されるのは世界的に共通の問題ではありますが、各業界の特性等によっては垂直統合を維持する方が経済全体でみた最適化につながる点があるという点を忘れてはならないと思います。

特に、技術革新こそが成長の原動力であるという通信業界独特の性質を考えれば「投資とイノベーションに与える影響」を最大の判断基準として、垂直統合の是非や機能分離・構造分離の妥当性を議論していく必要があると考えます。私は機能分離・構造分離が通信業界に適用された場合、主に以下の4つの問題が発生すると思います。

- ① 投資インセンティブの低減とイノベーションの阻害
- ② 組織間の調整に関する問題など効率性の低下
- ③ サービスの質の低下
- ④ コストの問題

① 投資インセンティブの低減とイノベーションの阻害

垂直統合のメリットとして、経済学的には規模の経済性、範囲の経済性、企業間に発生する非効率の排除等が一般的に挙げられますが、「光の道」構想に関連する考え方として、通信業界に限定した側面に着目した場合、同業界における設備投資の資産特殊性、およびそれゆえに発生するホールドアップ問題について目を向ける必要があると考えます。

このような資産特殊性が高い業界において垂直統合が解体されると、インフラ整備主体側の多額の投資が埋没費用となり、顧客(競合事業者)が機会主義的な行動をとることが許容されることから、インフラ整備主体による積極的投資意欲が削がれることは経済理論上においても証明されている通りです。

さらに、OECDも2003年に発表した「ローカルループの構造分離に関する効果と費用(The Benefits and Costs of Structural Separation of the Local Loop)」と題された報告書⁹の中で、「卸売と小売事業者の間での調整問題は投資とイノベーションを阻害するものであり、より多くの国民に光ファイバーのアクセスを提供するために必要となる投資を遅らせるなど、極めて深刻な問題を引き起こす可能性がある」と警鐘を鳴らしています。

日本は世界をリードするブロードバンド先進国として、今後も、積極的な投資、およびそれが生み出すイノベーション創出の機会を最大限に活用していくべきと考えますが、このような方向性を官民一体となって追求しようとする日本が、民間企業による投資インセンティブを削ぐ施策を講じることは、果たして国民のためになるのでしょうか。

② 組織間の調整に関する問題など効率性の低下

また、上述の投資意欲の低減という影響ばかりでなく、垂直統合を解体させると、例えば、取引費用の増大や情報共有の禁止などに端を発する問題から、経済全体における効率性が損なわれる危険もあると思います。

進化の早い今日の通信業界では利用者のニーズにあった商品を迅速に市場に投入することで、新しいビジネス機会をつかみ、国全体としての経済成長を遂げていく必要があると考えますが、ブロードバンド市場において、ネットワーク設計や新しいサービスの開発等を最も効率的に実施するた

⁹ <http://www.oecd.org/dataoecd/39/63/18518340.pdf>

めには、例えば、卸売部門が持つネットワーク構築のコスト構造に関する知識と小売部門が持つ需要サイドの声などといった情報を共有することで企業活動の効率性を高め、よりよいサービスをすばやく国民に提供することができると思います。

このような体制を改め、例えば、卸売部門と小売部門の間に過度な情報ファイアウォールを設けることは、商品開発のスピードを遅らせたり、市場ニーズにあった商品の開発を困難とさせることを意味するのではないのでしょうか。

③ サービスの質の低下

さらに、例えばアクセス網を管理する組織においては競合事業者を含むすべての小売事業者に対し、同等性原則(EoI¹⁰)を適用し、情報アクセスを含めて非差別的慣行を徹底する必要がありますが、この負担があまりにも大きいことから、業務に携わる従事者がコンプライアンスに注意を払うことにばかりに没頭するあまり、新しいサービスの提案や斬新な発想が生まれにくくなるということもあるのではないのでしょうか。

現に、機能分離された英国のオープンリーチについては、コンプライアンス違反とならないようすべての小売事業者を画一的に取扱うことに注意を払うことばかりが優先視され、どのサービスについても画一的に「それ相応のレベル、もしくは低品質のサービス」しか提供されず、オープンリーチからは「素晴らしいサービス」は受けられない、と同社の顧客である他の競合通信事業者から悲嘆の声もあがっているようです。¹¹イノベーションなくして進化のない通信業界において、このような「それ相応のサービス」で満足せざるを得ない環境を生み出してもよいのでしょうか。このことは最終的には国民が享受できる通信サービスの品質にも悪影響を及ぼすことになるでしょう。

④ コストの問題

最後に、当然のことながら機能分離や構造分離は容易に実現できるものではなく、実際に実施するとなった場合には、規制や規則の整備、既存ネットワークや運用手続の大幅な改訂、企業内の会

¹⁰ Equivalence of Inputs: 社内他部門と他事業者に対しアクセスサービスの提供について完全な同等性を確保すること

¹¹ Martin Cave, 「垂直統合と NGA ネットワークの構築 (Vertical Integration and the construction of NGA Networks)」

http://www.archive.dbcde.gov.au/2009/april/national_broadband_network/consultation/request_for_submissions_on_regulatory_issues/submissions/Martin_Cave.pdf

計・財務面での対応、情報システムの整備、事業者との新しい契約整備等々、社会全体に膨大な労力とコストがかかることは不可避であるといえるでしょう。機能分離や構造分離といったオプションは、このような膨大なコストを正当化するに十分たる効果があるとの確信のもと、初めて遂行されるべき道であると考えます。

もちろん、このような問題については数値化しにくい項目もあるため、一筋縄ではいかないことは明白ですが、政府の役割として、その選択肢を選ぶ前にある程度の試算をした上で、当該コストをどのように賄っていくのかについても現実的な解を用意しておく必要があると思います。

例えば、構造分離や機能分離には情報ファイアウォールの観点から情報システムの分離が不可欠となりますが、サービスの注文、インストール、保守・運用に関して重複したシステム投資が必要となり、そこから多くの無駄も生まれるでしょう。また、既存システムに変更を加えたり、取り扱う情報の性質から一部だけ切り出したシステムを新規に構築するなどのプロセスは非常に煩雑です。例えば、英国でもオープンリーチが運用する情報システムについて、一定レベルの分離をいつまでに実施すべきか、というマイルストーンが当初の公約の中で定められていましたが、その後の実装にあたり、予想以上の時間とコストがかかることから、一部この条件を緩和することで Ofcom も容認するに至っています。

また、2001年に米国ペンシルバニア州においてVerizonの構造分離が議論された際には、同社は「構造分離には実施時に8億ドル、その後、毎年3億ドルの追加費用がかかる」との試算を発表しています。¹²

垂直統合の解体に必要となるこのような莫大なコストについては、OECDも上述の報告書¹³の中で注意を喚起しています。中でも特にその膨大なコストが結局は消費者に転嫁される危険を認識した上で、通信事業者によるこのような価格吊り上げ行為を是正しようと思えば、規制当局としては料金に関する追加規制を講じるほかなく、これはそもそも構造分離が、規制を軽減するために検討されているものであることを考えれば、正当化しにくいものではないか、と指摘しています。

¹² <http://www.puc.state.pa.us//PcDocs/266014.doc>

¹³ <http://www.oecd.org/dataoecd/39/63/18518340.pdf>

■ 機能分離・構造分離に関する学識者らの見解

これまでみてきたように、機能分離・構造分離については主に上記のような4つの大きな弊害があると考えます。世界の通信市場で機能分離が先行的に実施された代表例は英国のBTにおけるオープンリーチの設立ですが、他のEU諸国に比べて英国における光ファイバーへの投資が遅れている理由のひとつには、BTが機能分離により過度な規則にがんじがらめにされ、投資意欲が沸かなかったという背景がある、とする学識者の意見等¹⁴も大変興味深いものと思われま

このように機能分離や構造分離には問題が多いと私は考えますが、実際に機能分離が実施された代表例である英国では、実際にどのようなことが起こったのでしょうか。以下では、英国におけるオープンリーチの例を紹介し、機能分離の有効性について考えてみたいと思います。

■ 英国通信市場における機能分離の功罪

アクセス網保有組織の機能分離として、最も著名な例は2005年にBTから機能分離された英国オープンリーチの例であると思われま

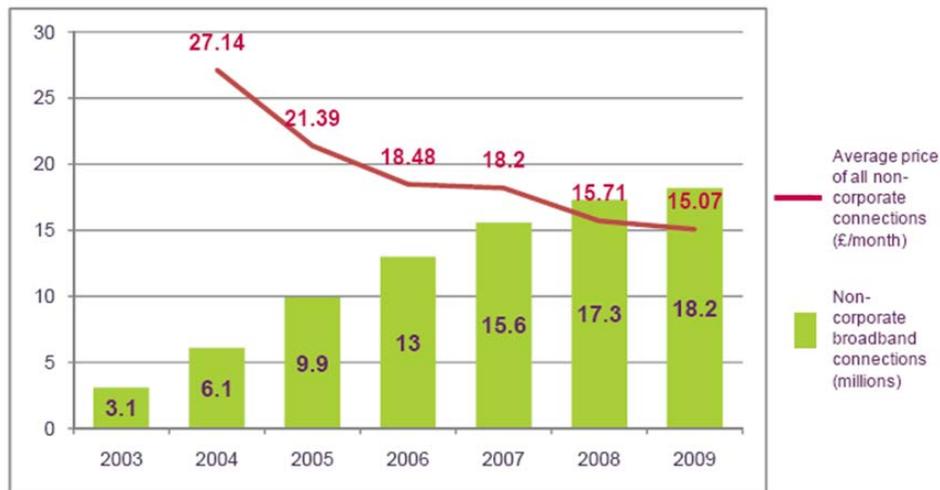
オープンリーチの試みが成功であったかを何を基準に判断するかは議論が分かれるところですが、ひとつの指標としてLLU回線の数があげられます。これについては、2005年に20万回線以下だったものが、2010年3月には660万回線にまで増えたと報告されており、ADSLサービスの実に65%は競合事業者により提供されていると報告されています¹⁵。これと同時に、ブロードバンド接続の平均月額利用料も年々、着実に低下してきました(図表3参照)。

¹⁴ Martin Cave, 「垂直統合とNGAネットワークの構築(Vertical Integration and the construction of NGA Networks)」

http://www.archive.dbcde.gov.au/2009/april/national_broadband_network/consultation/request_for_submissions_on_regulatory_issues/submissions/Martin_Cave.pdf

¹⁵ http://www.btplc.com/Sharesandperformance/Annualreportandreview/pdf/2010_review-of-year-lines-of-business.pdf

図表 3: 英国のブロードバンド加入者数(緑棒、100万件)と平均月額利用料(赤線、ポンド/月額)



出典: Ofcom および通信事業者¹⁶

このように、ブロードバンドの利用料金が下がり、加入者数が大幅に増え、市場には多くの競合事業者がひしめくという状況は、表面的には競争が促進された好ましい状況であるようにも見受けられます。けれども、これはあくまでサービス競争である点に注意する必要があります。また、同時に、加入者の伸びは時代の流れを反映した側面もあることから、機能分離がされていない他国と比べて、どのような成長があったのかを慎重に検証する必要があるでしょう。

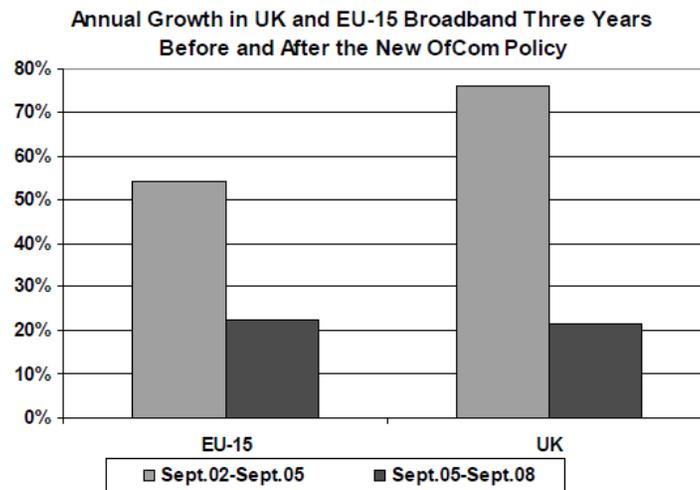
■ 機能分離はブロードバンド市場の成長を減速させた

米国ブルッキングス研究所の研究者らによる「通信ネットワークの垂直分割 (Vertical Separation of Telecommunications Networks)」と題された論文¹⁷では、BTの機能分離前と後において、英国のブロードバンド回線数の成長率をEU全体の平均と比較したデータが紹介されています(図表 4 参照)。これによれば、機能分離前は英国のブロードバンド回線数の成長率にはかなり勢いがあり、EU平均を大きく上回っていたにも係らず、機能分離後は、EU平均を若干下回るレベルにまで急降下している点が指摘されており、機能分離は英国におけるブロードバンドの成長の足かせになってきた、と結論づけられています。

¹⁶ <http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/wla/annexes/context.pdf>

¹⁷ http://www.law.indiana.edu/fclj/pubs/v62/no3/7-%20CRANDALL_FINAL.pdf

図表 4: 英国のブロードバンド回線成長率と EU 平均との比較（機能分離前と後）



出典： Robert Crandall, Jeffrey Eisenach, Robert Litan 「通信ネットワークの垂直分割 (Vertical Separation of Telecommunications Networks)」¹⁸

■ 機能分離は投資意欲を削いだ

機能分離や構造分離は、新規設備投資の意欲を削ぐのではないか、という問題意識は上述した通りですが、実際に機能分離された英国における光ファイバー投資はどうでしょうか。近年、諸外国が光ファイバーへの投資を強化する中、現時点では英国における光への投資状況は他国に大きな遅れをとっています。

OECDのデータによれば、FTTxの敷設率は以下の通り、日本、韓国が世界をリードする状況ですが、英国については2009年時点で十分なデータがないことから報告対象にさえ含まれていません。英国内ではFTTC/FTTHの極めて小規模なパイロットが2009年に始まったばかりであり、敷設率等の数値はOfcomからも、まだ正式発表が出されていないことから詳細は不明ですが、パイロット計画の発表当初の予定では、2009年末までに12万件ほどの家庭に光ファイバーが敷設されることが目標とされていました。¹⁹英国の世帯数が2,570万件²⁰であることを考えると、現時点でこの目標が達成できているものと仮定すると、今日の英国における光ファイバーの敷設率はわずか0.5%以下ということになります(図表5参照)。

¹⁸ http://www.law.indiana.edu/fclj/pubs/v62/no3/7-%20CRANDALL_FINAL.pdf

¹⁹ <http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/cmr/cmr09.pdf>

²⁰ <http://www.parliament.the-stationery-office.com/pa/cm200809/cmhansrd/cm090309/text/90309w0007.htm>

図表 5: 諸外国における FTTx 敷設率(単位: %、2009 年)



出典: OECD ブロードバンド・ポータル²¹

英国については公開情報をもとに筆者試算

この英国における光アクセス網への投資状況は諸外国の取組みに比べて大きな遅れをとっていることは明白であり、機能分離が進められた英国では光への投資インセンティブが削がれてきたとみてもよいのではないのでしょうか。

■ 機能分離を実施した他国の事例

一方、欧州で機能分離を進めた他国の例としてはスウェーデンとイタリアがあげられます。この2カ国については、少なくとも上述の OECD による報告書の調査対象となるに相応しい FTTx への投資が進められていることが確認できます。

ただし、これらの光アクセス網へ投資している主体について注意する必要があります。スウェーデンにおける光ファイバーはノルウェーの既存通信事業者(テレノア)の子会社であるB2と呼ばれる事業者が7割近くの敷設を担っており²²、スウェーデンの既存通信事業者であるテリアソネラはフィン

²¹ www.oecd.org/sti/ict/broadband

²² <http://www.digitaltvnews.net/content/?p=13031>

ランドでは2007年から光への投資を進めているものの、機能分離された組織として扱われているスウェーデンで投資を開始したのは比較的最近のことのようです。

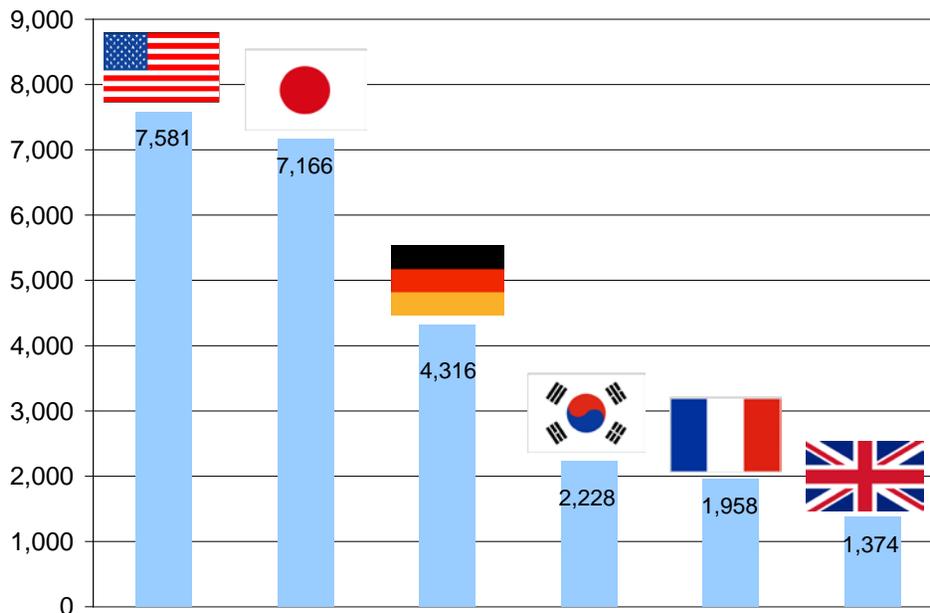
また、イタリアにおいても、同様の事情であり、国内の光アクセス網の95%を敷設しているのはスイスの既存通信事業者(スイスコム)子会社であるFastwebであり、機能分離されたテレコムイタリアによる光投資は極めて限定的な状況です。

このように、機能分離が実施された英国、スウェーデン、イタリアにおける既存通信事業者による次世代アクセス網への投資動向を見てみると、そこには明確な共通項があり「機能分離された通信事業者には光ファイバーなど新規設備投資へのインセンティブが働かない」という仮説を肯定していると考えてよいのではないのでしょうか。

■ 情報通信分野における各国のイノベーションの現状

最後にイノベーションの指標として、参考までに特許申請の数についてもみてみたいと思います。OECDの統計によれば、米、英、仏、独、日、韓の6カ国による欧州特許庁(EPO)への情報通信関連特許出願件数(2007年)は以下の通りです。

図表 6: 国別にみた欧州特許庁への情報通信関連特許出願件数 (2007年)



出典: OECD Main Science and Technology Indicators

特許出願数は色々な要因に左右されるため一概には議論できないものと思われませんが、少なくとも情報通信業界におけるイノベーションという観点からは英国は世界の牽引役であるとは言い難いでしょう。

■ 総括

未整備エリア(10%)における基盤整理の在り方について、民間主導の投資を原則として維持しながら、適宜、国の支援措置を講じるという、御省の基本的アプローチは適切であると考えます。ただし、国土の最後の10%をカバーするインフラ敷設には当然のことながら莫大なコストがかかることから「整備されても使われない「光の道」にならないよう、需要サイドの動向により詳細な注意を払い、インフラ整備にいかなる資金確保メカニズムを適用するにせよ、超高速ブロードバンドが全世帯にとって本当に必要であるのか、という原点に立ち返る必要があるものと考えます。

一方、加入率の向上については、料金水準は利用者がサービスに加入するかどうかを判断する際のひとつの要因でしかないことを認識した上で、豊富なコンテンツの確保という観点に加え、より多面的なアプローチで、特にここでも需要サイドの声に注意を払いながら適切な措置を講じていくことが重要であると考えます。

最後に、アクセス網保有組織の機能分離・構造分離については、上述した通り、①投資インセンティブの低減とイノベーションの阻害、②組織間の調整に関する問題など効率性の低下、③サービスの質の低下、④コストの問題、という主に4つの深刻な弊害があることから、このような政策は回避すべきと考えます。

これまで日本は官民双方の努力により超高速ブロードバンド先進国としての地位を築いてきました。今後も、引き続き民間主導による投資を奨励することで、より一層のイノベーションを生み出していくべきでしょう。そして、そのイノベーションを武器にグローバルな通信市場で戦える国際競争力を高めていくことが極めて重要であると考えます。今日のように進化の速い情報通信業界では、積極的な投資とイノベーションこそが成長の源泉であり、これらを阻害する機能分離や構造分離といった政策は、日本の通信業界を再起不能な重態に追い込む大変危険な選択肢であると考えます。



「光の道」構想に関する意見

意見提出元	広島県薬業株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>○今年の3月に小笠原諸島に光ファイバーを引いた際、住民約2500人に対し、約100億円かかり、そのコストは東京住民が負担していると聞いている。</p> <p>未整備エリア(約10%)は、こういった場所かといえば、山間島嶼部など人口密度があまりにも低すぎて光ファイバーを引いても採算が合わない地域であるはず。</p> <p>この圏域に光ファイバーを100%敷設し、それで本当に「黒字になる」というのか。結局は政府が公的資金を注入せざる得ない事態(税金)となり、国民が負担することになるのではないのか。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>○インフラ整備エリア率が90%にあるにも関わらず、実際の利用率が30%というのは、国民が使いたいと思えるサービスやコンテンツがないからだと思う。</p> <p>NTTの組織形態の在り方を論議するよりも、まずは光ブロードバンドサービスを利用するメリットを実感させるような政策を検討していただきたい。</p> <p>○「光の道」政策を推進にあたっては、中小企業も市場に参画できるようにしていただきたい。そうすれば、地場産業も活性化すると思う。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤は、NTTをはじめ KDDI や CATV 事業者等により、既に90%の世帯に構築されている。その大宗は、NTT が自らの経営努力により成し得たものであることは言をまたない。</p> <p>さて、未整備の10%のエリアは、山間僻地や離島といった場所が想定され、これをカバーするには多大な投資が余儀なく、短期間(2015年目途)での構築には、各事業者とも資金的に、体力的に無理な状況にあると考える。まして、儲けを優先する事業者には望むべくもない。</p> <p>これらの地域には行政による助成や、自治体が設置した光ファイバを IRU する形態により、徐々に着実に構築していくのが望ましいと考える。</p> <p>なぜなら、使用率が30%という状況に加え、早期に膨大な設備を構築しても、これをいつでも使えるように保守していく必要があり、これら体制をも考慮しなければならないからである。</p> <p>このように全国津々浦々に整備された超高速ブロードバンド設備を一元的に管理していけるのは NTT 以外にはないと考える。NTT 東西を構造的に分離するとか、アクセス会社を別に構築するなどの発想はもってのほかであり、グローバルな競争下で日本の地位向上であるとか、グローバルスタンダード構築を先導しようとしている日本の通信事業の進展に水を差す発想に他ならないばかりか、今日的には前述のような事柄にエネルギーを裂く余裕が無いと考える。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>現在、ADSL からフレッツ光に変更して電話とインターネットを利用しているが、超高速ブロードバンドの利点が享受できている実感が無い。一方利用率 30%と言われているが、光ならではの魅力的なサービスが見当たらない、さしずめ映像配信サービスを受けたいと思っているが、料金の低廉化が望まれる。(NTT ぷららのビデオオンデマンドのサービスを受けていたが料金が高かったので止めた。)</p> <p>まず、利用率を向上するには行政が主導して ICT の利用環境を拡充して、市民生活の利便を図ることや医療機関、教育機関との間で最先端の ICT を活用したサービスが受けられるようになることが先決であると考えます。</p> <p>また、NTT のサービスは、ワンストップではなく、電話、インターネットプロバイダ、携帯サービスなどがそれぞれ別会社という制約があり多様なサービスの提供ができない状況にある。</p>

	<p>何はともあれ、NTT に対する一方的な規制を緩和し、イコールフットイングでのサービス競争に期待したい。</p> <p>回線使用料を安くするには、30%の使用率を上げることに他ならないわけで、設備を持つ持たないに関わらず通信事業者は真のキラコンテンツ、キラサービスの創造に注力すべきであると考えている。</p> <p>NTT の組織形態については、1項で述べたとおりであるが、重ねて申し上げれば、NTT を従前のように一社体制にして、世界に冠たるフラッグキャリアとしての地位を確立し、通信業界において常に先導的役割を果たされるよう期待する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	そもそも超高速ブロードバンドをすべての世帯に普及させる必要があるのか?その基盤整備に税金を投入するのであれば、医療や育児等、他にも優先すべき施策があるのではないかと便利さを求めるより、安心して生活できる環境づくりを目指して欲しい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	現時点で30%の利用率であるということは、世の中の人たちは、政府が考えるほど超高速ブロードバンドを必要としていないのではないかと。また、利用率を上げるために事業者間に競争させて料金を下げようということだが、サービスの低下や品質の悪化につながるのではないかと。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の整備は、すでに世界水準に達しているとの考え方もある。約10%の未整備エリアは、地方における山村・へき地・離島であると考えられ、それらの地域は、高齢者の一人住まいも多く、その生活者要求を考えると、何がなんでも100%にするという考え方に賛成できない。</p> <p>私の住まいする滋賀県においては、NTTと電力系事業者の設備競争等によって、県内ほとんどのエリアで申し込めば、すぐにサービスを受けられる環境にある。</p> <p>このような状況下において、NTTから独立したアクセス網の整備主体を設けることは、各事業者のモチベーションを削ぐことになり反対である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率の向上については、行政・公共・医療・福祉・教育等の各機関と国民の間において、手頃な料金体系で幅広く利用できるシステムを作ることが重要と考える。</p> <p>高度な超高速ブロードバンドを使いこなすことで、遠隔医療や電子政府・電子教科書等国民の生活が豊かになるサービスを受受できる社会が理想であるが、必要とする人が、必要なサービスを利用できれば良いのであって、全国民・全世帯に超高速ブロードバンドを利用させなければならないという理由は理解できない。</p> <p>例えば、携帯電話だけでいいという人にまで、超高速通信網を押しつける必要はなく、また高齢者だけの家庭へ無理やり拙速に固定電話を廃止してIP電話化を図るなど、到底公的資金を投入しないで実行できるとは考えられない。今日的な国の借金財政状況を考えれば、公的な支援を全く行わないで、早期に「光の道」構想を実現するのは不可能といわざるを得ない。</p> <p>以上のことからして、ICTタスクホース作業チームが示している「NTTからの完全分社化」については、NTTが1985年の民営化後の中・長期設備計画において、光関係設備へ2兆円という多額の先行投資を行ってきた経営やグループ会社を含む社員の努力を全く無視した愚案であり絶対反対である。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>そもそも光インフラを国が主導してやる事が間違いでなかろうか、光の道が国民の権利とか述べられているが、そうであっても国が主導する(IT弱者)対策は生活保護と一緒にの観点で考えなくてはならない。</p> <p>光インフラは市場原理の働く、自由な民間経営者の発想で行うことが絶対的に必要である。 そうでないと第二の国鉄を生み出すことになり、NTTを民営化した意味がない。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>事業者間の公正競争を論ずる前に、光回路は現在1Gbpsのものもあり、メタル線を使用したDSLでも300Mbpsのものが成功している。</p> <p>無論、無線でもこれに近い性能を出せる。光回路はまた光を媒体するので、DSLのメタル線とことなり、アップグレードには張り替える必要がある。</p> <p>このような不確かな技術認識で超高速ブロードバンドの光回路整備を正論に導くことは無理であろう。このような不確かな技術背景では「光の道」は議論にならないと言うのが世間一般のいわゆる考えである。</p> <p>ましてNTTの組織形態の在り方は国が論ずることとなると、明らかに民間会社に対する財産権の侵害です。</p> <p>三浦社長が懸念するように一部の海外株主は政府を訴えようと言う構えです。</p> <p>不毛な議論で検討分離されている光敷設回線会社は、非効率な親方日の丸会社となることも目に見えており、議論の正統性はありません。民間会社を政府がちょっかいを出せるのは独禁法のみです。こういう議論を行うまえに、株主保護のためにTOBの意思なり現法でのルールとのすり合わせを明確にする責任が政府にはあります。これまで20年以上も規制の不確実性(NTTの在り方論議)に翻弄され、政治リスクで株価低迷を余儀なくされてきたNTTの株主も、我慢の限界に来ています。株主総会で、(467条1項2号・309条1項11号)に2/3の賛成が必要、かりに可決されても、831条3項により、国は特別利害関係人、少数株主の告訴には無力。よって現法ではNTTの分離など組織の再編には国のTOBによる全株の取得が必要になる。</p> <p>NTTの組織形態を政府が検討する法律的根拠が定かでない場</p>

合はそれだけで、執拗に発言する競合各社とそれを黙認する政府を株主価値の低減による財産権の侵害で告訴することもできます*。

結論としては光の道に関する政府の視点は大幅にずれている。ガスや水道、道路などの古典的なインフラと異なり、日々進歩する情報ハイウェーなるインフラは激しい技術競争が求められ、市場原理の働く、自由な民間経営者の発想で行うことが絶対的に必要である。

*さらに NTT の経営陣や株主が訴訟を起こす可能性もあります。アメリカでは、1996 年法にもとづく UNE (回線開放) 規制を「財産権の侵害」とする訴訟を ILEC (既存地域電気通信事業者) がたくさん起こし、最終的に連邦最高裁で FCC が敗訴しました。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤がすでに90%の世帯で整備されてきている状況の下において、なぜ政策的に100%にまで引き上げなければならないのか、その根拠が明らかではなく、より十分に説得力のある根拠が示される必要がある。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>①超高速ブロードバンドの利用率を向上させる必要はあるが、基盤が90%の世帯で整備されてきている状況の下で、利用率が30%にとどまっている背景、原因等を十分に精査した上で、これに対応した対策を検討する必要がある。</p> <p>②PSTN時代からブロードバンド・IP時代への移行によって、市場の流動化・融合化の加速化、グローバル化および技術的不確実性の増大が著しく、これらの大きな環境変化に迅速かつ的確に対応するため、とりわけイノベーション・インセンティブおよび投資インセンティブを確保するべく、PSTN時代とは異なる新たな規制枠組みと競争枠組みとを構築する必要に迫られており、PSTN時代のローカルな閉じられた・細分化された・固定化された市場を前提にした規制枠組みと競争枠組みに縛られないことが強く求められる。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>日本全国すべての地域で超高速ブロードバンド基盤の整備が本当に必要なのでしょうか？山間僻地の未整備エリアに在住する私の両親などは高速ブロードバンド通信の必要性を感じておらず、そのような高速ブロードバンド通信が必要でないユーザまで光通信を押し付ける必要が本当に必要なのでしょうか。</p> <p>「光の道構想による、全国光化の目的とはなにか」、「高齢者にも使える光通信の利用方法はなにか」など、国民の混乱を招かないように時間をかけて議論をすすめていただくよう要望します。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>事業者間の公正競争を活性化させることには異論はありませんが、各事業者は公正条件で競争できているのでしょうか？</p> <p>固定電話とインターネットと携帯電話をまとめて申し込みについて聞いたところ、NTTでは固定電話とインターネットはお申し込みできるが、携帯電話はDOCOMOへ申し込まなければいけないとのことでした。一方KDDIでは固定電話とインターネットと携帯電話がまとめて申し込めるとのことでした。これではNTTが不便で、KDDIが便利であるため、ユーザはどちらを選ぶのでしょうか。それで公正な競争が成り立つのでしょうか。公正な競争により料金を安くして超高速ブロードバンド通信の利用率を上げるという構想は大丈夫なのでしょうか。</p> <p>以上、素人が大きなことをいって申し訳ございませんが正直な気持ちをお伝えしました。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>利用者の意思に関係なく政策で強制的に光通信を使わなければならなくなることは反対です。</p> <p>従来の電話のように緊急連絡や安否確認のためといった真に必要な用途があれば、強制的にしなくても国民はみんな光通信を引くと思います。</p> <p>確かに光通信は便利なものですが、それを無理やり押し付けるのはいかがだと思います。ましてや工事費用や立会いといった利用者の負担が必要となればみんな納得できないと思います。</p> <p>真に国民全員が必要な通信とは何かしっかり考えて議論していただくようお願いします。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>光通信を中心とした超高速ブロードバンド通信の利用料金が安くなれば、もっと利用率は上がると思いますが、その料金の誰が負担するのでしょうか。</p> <p>NTTやKDDIの事業者がそれを負担できるのでしょうか。1民間企業だけでは無理だと思います。それこそ日本航空の二の舞になってしまうのではないのでしょうか</p> <p>そうすると料金は政府が税金を使って負担することとなります。税金は国民が負担することとなりますが、そこまでして光通信の利用率を上げる必要があるのでしょうか。使わない人、使えない人には従来のアナログ通信でも良いのではないのでしょうか。</p> <p>その辺りをしっかり議論していただくようお願いします。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアは2分される:加入希望者が相当数いる地域と加入希望者がほとんどいない地域。後者については放置せざるをえない。前者については、国が支援し、地方自治体が主体となって、基盤整備を進めることができる仕組みを創るべきである。その際、公平性を保つため、仕様をあらかじめ定め、入札によって事業者を選択すべき。</p> <p>一方、アナログ放送終了をひかえ、TV難視聴地域に対しては特別措置が講ぜられるべきであり、超高速ブロードバンド基盤を活用して、難視聴を解消すべきである。その際も、上記の入札方式により、国が支援し、地方自治体が主体となって推進すべきである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を飛躍的に向上させるための最大の要因は「通信と放送の融合」である。通信事業者が放送事業に進出でき、放送事業者も通信事業に進出できるような社会環境を構築し、それを段階的に、かつ確実に、実現するロードマップを早急に作成すべきである。</p> <p>日本経済が今日のように停滞しているのは、国の規制が前近代的な側面が依然として残存しているからであり、通信と放送のあまりにも鮮明な隔離、がその最たるものである。原理原則の遵守よりも経済社会の進展を優先させるべきである。</p> <p>先進国(特にヨーロッパ)では当たり前のことが我が国ではまだまだ発展途上の状況にある。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	●地方のユーザが光化を望んでいるのか疑問。 「光」を望まない者にまで「光」を押し付けることは良くない。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	財団法人 日本消費者協会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>現在、地デジ移行において問題となっていると同様、未整備エリアは、本施策の趣旨からすれば、あってはいけないことである。</p> <p>地デジに比べ、現在の利用度のレベルで考えると重大な影響が出る可能性は低いといえるが、今後のブロードバンド利用の進展、特にいったん始まれば、急加速するだろう「ブロードバンド利用が大前提のサービスの増加」を考えると国策スケジュール優先で、実は未整備エリアを抱えながら進行することは、可能な限り避けるべきである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>消費者は、「光化」の流れはよく認識しており、それは否定していないと思う。ただし、現状ではコストパフォーマンスを考えると「使わなくても大きく困らない」という層も確実にいるため、価格の低廉化は、利用率の向上に大きく影響すると考える。</p> <p>現状の「NTTの組織体制」が、低廉化の大きな阻害要因になっているとすれば、より競争状態を確保する必要性はあると考えられる。</p> <p>ただし、消費者側からすれば、運営組織(会社)の安定性も見逃せない要素である。運営組織の破綻が起きた場合は、日航の比ではない国レベルでの混乱がありうる。安定性＝独占性となることは、絶対避けなければいけないが、ある程度の公的監視体制を整えることが必要と考える。</p> <p>この体制については、よりいっそうの議論の必要性がある。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	日本の光通信基盤の人口カバー率は90%以上と世界でトップクラスである。10%の未整備エリアについては必然的なものであり、今後の整備については、既に競争体制が整った情報通信事業者に委ねるべきである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド利用率の向上は、超高速ブロードバンドを必要とするコンテンツ、社会的仕組みの向上にある。通信事業者間の競争体制は現状でも十分な体制である。 むしろ、現状でも脆弱な有事等の対応を強化することが第一。骨格となる通信事業者が必要であり、投資が伴いコストアップとなるNTTの組織体制変更は行うべきでない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>まず、なぜ2015年までに100%にしなければならないのか理解できない。</p> <p>人としての生活をおくる上で、真に必要なものであれば、国費を投じて整備すべきであるが、90%の整備率に関わらず30%の利用率である現状では、その必要性が不明確である。</p> <p>医療・教育・行政等の言葉があるが、国民が納得するだけの具体的内容を示さないと、「コンクリートから人へ」と言いつつ、使われないインフラに国費を投じることになるのではないか</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>NTTの組織にあり方を変えれば、公正競争が活性化し低廉な料金が実現すると考える根拠がわからない。光アクセスを保有するNTT東西会社の財務状況を見ても、暴利を貪っているように思えない。一兆円を超える整備費が組織を変えることによって少なくなるのか？</p> <p>受けのいいCMとアメリカで開発された端末を独占販売して、光アクセスに設備投資をしないで儲ける会社のビジネスモデルに有利なだけではないか。</p> <p>日本のメーカーが沈むだけで、日本の将来のためになるとは思えない。</p> <p>「研究開発や技術立国」に対して低い評価をしている民主党政権のもとこの政策を進めることに対して不安を抱かざるをえない。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	公的資金の導入については、「整備しても利用されない光の道」とならないように、利活用の促進策と並行して進めていただきたいと考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドの利用率が向上しないのは、料金だけが理由ではなく、大多数の「パソコンの素人」でも簡単に使えるサービスがないことが原因でないかと考えます。例えばiPadやさらに使いやすい端末が出てくることを期待しています。その意味で、NTTの組織形態を膨大な時間と稼働をかけて見直して、かつての電電公社のような組織を作り上げることが有効な対策だとは思えません。何より公社組織にしてしまうことで、サービスの質が低下することが懸念されます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>私は医学部生です。 光の道構想に興味があり意見を提出させていただきます。</p> <p>医療関係者の中にはITを活用した僻地医療などを進めるべきとの意見があります。 私もその意見に賛成です。 しかし、そのインフラが光ファイバーでなければならないとは思いません。 あくまでもITを活用した治療を実現することが目的なのですから、最短でそれを実現できる手段をコストを抑えながら進めることこそが最も大事なことだと私は考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>他の産業同様、今日の市場は世界規模で捕らえていかなければ、将来はないと考えます。</p> <p>楽天やファーストリテイリングという成長企業が英語を社内公用語としていることなどはまさに市場を世界に見出していることの表れかと思えます。</p> <p>通信業界がガラパゴス化しないためにも、世界的な競争力を養うことが必要です。</p> <p>NTTを弱体化させることで他企業の力を相対的に強めることは、逆に日本の経済成長にとっては大きなマイナスとなることは火を見るより明らかです。</p> <p>ブロードバンド整備は生来の通信業者のみならずCATVや電力業界も参画しており、規制ではなくオープンな競争ルールでサービス競争によって利活用を進めることが健全な成長政策であると思えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>情報通信政策の推進には①ブロードバンド網整備(至る所でICTを利用できる環境の実現)と、②活用法(あらゆる分野でICTを利用するような発想と行動様式の転換)の2点が必要であり、この2つの両輪をバランスよく推進していく必要があると思います。見比べがする①に比べると、②の重要性の認識はややもすれば後れがちですが、力点をおくべき重要なことであると思います。重要な目的はICTを用いてあらゆる分野の業務スタイルを革新し、生産性や生活性を高めることであって、ブロードバンド網整備はそのための手段ではないでしょうか。</p> <p>「光の道」構想で整備率を100%にしていくことは最終到達点としては全く同感ですが、今、何故この時期、唐突に2015年という性急な目標を掲げるのか疑問を感じます。日本のブロードバンド基盤の整備エリアは90%ですがこの数値は世界最高水準に達しています。こうした中であって、政府のIT戦略の目玉として、残り10%のブロードバンド普及をことさらに先行させることに違和感とバランス感覚の欠如を感じます。</p> <p>残りの10%は、山間部など人口密度が低すぎて、光ファイバーを引いても採算が合わない地域であり、面積比にすれば日本列島全体の約半分にも達します。採算の合わない光ファイバーを100%に敷設するためには、2兆円近い巨額のコストが必要とも言われています。</p> <p>また、90%できあがっているブロードバンド基盤を、実際に使っているのは、全体の30%にすぎず、申し込むことは可能なのに、使う気がないと思っている世帯が70%もいるという現状に目を向け、そのことをセットで考えるべきだと思います。現在は光ファイバーを利用してブロードバンドサービスを使いたいというお客様層は、ほぼ契約を完了した踊り場状態にあり、契約数は伸びは鈍ってきていますが、これはブロードバンドの基盤が未整備だからじゃなくて、生活に直結した使いやすいサービスができあがっていないからではないでしょうか。</p> <p>未整備の10%を整備しようとするのは、空港や高速道路、新幹線建設の議論と根っこは同じようなものを感じます。「とにかく、作れば多くの人利用してきっと景気は良くなるだろう…」そんな刹那的な発想が、スーパー農道・使われない立派なつり橋・利用者の少ない茨城空港、etc 日本の田舎に点在する使われない無駄な設備を生み出してきたのではないのでしょうか。</p>

	<p>10%を整備することはインフラ整備の成功に表面的には映るかもしれませんが、その先の利活用がうまくいかなかったら、「高速道路が整備されているが、車が走っていないのと同じ」、後世の日本にまたまた負の遺産を残すことになりかねません。有線／無線さまざまな通信サービスの選択肢がある中で、すべてのユーザーが必ずしも光回線を使うという保証はありません。前提が崩れた場合に投資回収が不能になる大きなリスクがあると思います。過剰な投資が国民にまわる懸念＝結局は政府が公的資金を注入せざるを得ない事態になる可能性もあるのではないのでしょうか。</p> <p>日本の財政破綻直前の状況の中で、政策には優先順位をつけていくことが大事、したがって、①インフラ整備率を「90%→100%」に向けては、これまでやってきているような公設民営(IRU)で進める方式が最も現実的な方法であると考えます。また、同時に②「各分野でどのようにICTを活用するか」について最優先で取り組んでいくべきかと思えます</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>30%の利用率を上がらないことを、総務省の意見項目では、①料金が低いことと、②NTTの組織形態の2点の問題ありきであるかのような問いかけをしているが、根本的な問題をすりかえているのではないかと感じます。コンテンツの供給不足の問題になぜ触れないのかはなほだ疑問であり、世論誘導しているのではないかとさえ感じます。</p> <p>日本のブロードバンドの「料金」の偏差値は90.8、「速度」は96.4と断然優れているのに、「普及率」は49.1にとどまっているようですが、このことは事業者間の価格競争というよりはむしろ使いたいというコンテンツの仕組みづくりが大切であることを示しているのではないのでしょうか。インターネットを使わない人たちへの、あるアンケートによると、「通信料金が安いから」という理由以上に、「パソコンを所有していない、パソコンの価格が高い」、「自宅外や携帯電話の利用で十分」、「きっと使いこなせない」、「個人情報の流出や不正利用などが不安」など、他の要因の方が大きかったそうです。このことは単に料金の問題だけでなく、現状のインターネットを利用することにさほどの魅力と必要性を感じていないことを示していると思います。</p> <p>もっと生活に密着したサービスを組み込んでいくべきだと思います。「医療・福祉」「教育・人材」「雇用・労務」「行政サービス」「企業経営」等、特に政府が絡む分野でICTの利用が遅れているようですが、利活用を阻害する旧来的発想の打破による、キラーコンテンツの充実に力を注いでいくべきではないのでしょうか。下位レイヤーの基盤整備の話ばかりしているのではなく、上位レイヤーであるサービスアプリケーションを高度化して国民生活サービスを便利なものにしていくことで、利用率を上げていくべきであると考えます。</p> <p>NTTの組織形態に関しては、一時的な通信キャリア間の綱引きや利害関係という低いレベルでの調整でひたすら競争をかき</p>

たて、混乱させるのではなく、ICT 国家戦略の本質的な議論をお願いしたいものです。NTTは土光臨調が打ち出した日本電信電話公社の民営化・通信市場の自由化(競争促進)の答申以来、その使命として、消費者や公共の利益を最重要視し、その実現の手段として公正競争の促進を目指し、汗水たらして国民生活の向上に寄与してきました。NTT は数々の規制や足かせがある中で懸命に光を張ってきていますが、これは競争原理を持ち込んでからの取り組みです。新規事業者との健全な競争は重要であると思いますが、あまりに感情的で一方的なNTTたたきではなく、国家的見地からの判断も重要であると考えます。必要以上に公平性やバランスを考えた結果として、グローバル競争に立ち遅れてしまうようなことがあってはならないと思います。光回線敷設会社による分割が日本の通信政策を弱くすることにならないに配慮する必要があります。

最後に……一部事業者は認可業種・インフラ事業であるにも関わらず、通信ネットワークのインフラ投資にはあまり積極的でなく、NTT なり税金なりでインフラを整備して貰い、ライバル会社の果実(通信網)が実る頃合いを見て、「みんな平等に！」みたいな事を言って、激安価格で使わせろというふうな戦略を志向していますが、汗水垂らして設備を構築してきている事業者の観点からも一考をお願いしたいものです。(他人のものはオレのもの、オレのものはオレのもの。)

「拙速」かつ「不公正」な形での結論が出されないようにしていただきたいです。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>将来はブロードバンド 100 パーセントの必要な時期がくることは否定しない。しかし2015年までにすべて整備しなくてはならないということは必要ないのではないか。現在の整備地域でも、普及率が上がらないのは料金が高いだけではないと思う。利用者夫々が「光」の必要性を持つ者とそうでない者がおり現在のアクセス網で不便を感じないという人がいるのではないか。</p> <p>すべて超高速ブロードバンド化した方が経済的だという意見もあるようであるが、この点については、理解しにくい点もあるので、もう少し分かりやすいデータをオープンにし、多くの人の理解が出来るようにすることが必要ではないか。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	合同会社 Net-GIO
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>10%の世帯が本当に 100Mbps の帯域を必要としているかは調査、検討の必要性があると思います。具体的にその未整備エリアはどのような場所で、現在のインフラはどのようになっている、現時点でどのようなネットワーク利用を行っているのかの情報公開が必要だと思います。</p> <p>コストの面も考えるとFTTHである必要性はなく、HFC や BWA 等も考えられますが、既存の加入電話回線の有効活用を考え、ADSL 回線を束ねて帯域を増やす ADSL Multilink の技術の利用可能性はないでしょうか。L2回線を束ねた Multilink Interface に IP アドレスを割り当てるためにはルータが必要となり、収容局への距離や干渉による実質的な帯域も調査の必要がありますが、下記の参考サイトに16本までADSL回線を束ねることができていると書いてあるため、ある程度の帯域の確保は期待できると思います。</p> <p>参考サイト:EV6 Networks http://www.ev6.net/adsl_multilink.html</p> <p>ADSL 以外にも ReachDSL の技術も利用できれば距離の問題もある程度解決できると思います。重要なことは、既存のアナログ電話回線を取り除くのではなく、最大限に有効活用することでコスト削減をしつつブロードバンド基盤の構築ができないかということです。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率の向上については、価格競争による低価格化も重要ですが、それ以前に超高速である必要性が消費者に感じられないことが一番の要因だと思います。</p> <p>広帯域を必要としないユーザにとっては、ただ単に高速というだけでは魅力がなく、付加価値がなければ利用しません。</p> <p>NGN で付加価値を付けるなら、医療、教育、行政等の生活に密着した公共的利活用のためのインフラ網の構築と網にアクセスするための電子証明書を使った認証の徹底、それに伴う認証局(CA)からの電子証明書発行費用の無料化が重要であると考えます。</p> <p>例えば国税電子申請・納税システム(e-Tax)の認証局は一元化されていず、電子証明書を他の用途で利用できず、発行費用も安いとは言えないため、あまり普及していないのが現状です。特に医療、教育、行政については厳密なセキュリティー対策が必要なため、電子証明書と認証局(CA)が必要なのは当然ですが、</p>

せつかく電子証明書を発行するのであれば、電子証明書を使用してしかアクセスができない“安全な通信網”の構築が近年のセキュリティ対策として関係機関にもユーザにも必要ではないでしょうか。安全に通信ができる公共の網を構築し、日本の医療、教育、行政機関が網に接続されるようにし、e-Tax 納税、住民票の住所変更、住基ネット、医療機関同士のカルテ交換、ユーザからの医療データ参照、教育動画配信(iTunes U のような形)などのさまざまなサービスが“超高速ブロードバンドでのみ提供される”ということになれば、普及率は飛躍的に増えるのではないかと思います。

現在はネットワーク技術が発達したとはいえ、医療機関同士のネットワークを利用したカルテ等のデータ情報交換等は積極的に行われていません。私の妻は妊娠でよく病院に行きますが、他の医者への紹介状は今も紙ベースであり、この高度情報社会において何とも歯がゆさを感じます。

NTT 様のような組織がイニシアチブをとって上記のような付加価値サービス網の構築を行うことが、ブロードバンドの利用率向上には不可欠だと思います。また、今後はIPv6の普及も進むことが間違いなく、電子証明書を使用したIPSecの通信も行われることが予想されるため、どこかが日本の認証局としてイニシアチブをとることがユーザにとって分かりやすく、理想的だと思います。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	NTT はある家電量販店とドコモショップで常習的に NTT ドコモと NTT 東西の光ファイバーのセット割引で販売をしています。更に総務省の指示で 2015 年までに日本全国光ファイバーにするのが決定しましたと総務省の名を持ち出して販売すらしています。完全な違法行為です。このような行為をさせない為にも NTT の組織を分割し、インフラ部門を NTT から完全に切り離すべきです。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	追記:総務省担当者様 上記に関して証拠写真はあります。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>料金が安くなることは歓迎です。しかし、利用率を上げるためには、使ってみたくなる魅力的なサービスが提供されることが先決ではないでしょうか。そのためには企業が自由な発想でサービスを提供できる仕組み・風土が不可欠です。iモードは民間の創意工夫が発揮された典型だと思います。役所はいらぬ規制をすべきではありません。</p> <p>また、今年度内には、携帯電話が光ファイバーと同じ程度のスピードで利用できるようになるそうです。私たちにとって通信手段の選択の幅が広がるわけです。私たちがいろいろな通信手段を自由に選択できることこそ大切です。</p> <p>NTTの組織問題については、現行の民営化を維持すべきです。新聞によれば、光ファイバー敷設会社を公社化する案も検討されているようですが、昔の電電公社時代に戻るようなことになってはいけません。郵政民営化もそうですが、先祖帰りになっては、将来、国民負担、利用者負担が増えると思います。民営化によって企業が競争にさらされて体質を強化することこそ重要で、これまでの競争政策の枠組みを変える必要はありません。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアを0にするということであるが、そのコストは膨大になることが予想され、その負担を民間事業者に強いるということについては反対である。特に、NTTの株主という立場から意見を述べさせてもらおうと、それによりNTTのコスト負担が大幅に増え利益を逸失することとなり、株主利益を毀損することとなる。しかし、すべての国民に対し超高速ブロードバンドの基盤を整備するという方針であれば、公的支援を中心に実施していくべきである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTの組織形態の在り方については、多角的な視点から総合的な検証が必要であると思うが、NTTの株主の立場からはNTTグループがより一体的な事業を行うことにより、NTTの企業価値を上げ、日本国にとっても国際競争力のある企業になるべく、規制の撤廃が必要であると考ええる。また、NTTグループがより一体的なサービスを提供していくことにより、利用率の向上にも寄与するものと考えられる。上記の観点から、アクセス網の在り方についても、アクセス網を分離することによりNTTに規制をかけることはNTTの利益が棄損し、株主にとって不利益を蒙ることとなるため、最低、組織形態は現状維持とし、その他の施策により利用率の向上を図っていくのが望ましいと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	NTTの光は8分岐で貸し出しされていますが、当のNTTですら8分岐中2~3分岐しか利用されていません。1分岐単位で他社に貸し出しすれば利用率も上がり、普及率も上がるのでは。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	現在A社のADSLを利用していますが、NTTの光ファイバーは高すぎて使う気にならないです。規制撤廃してADSL 並に料金値下げして欲しいです。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>ブロードバンドのインフラ整備・利活用の加速化を通じて、我が国経済の更なる発展と豊かな社会の実現を目指すという政策目標に賛同致します。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>1) 報告書「光の道」構想実現に向けて」において、我が国では既に90%の世帯で光ブロードバンド基盤が利用可能な段階に達していることが報告されています。残り10%の世帯に対するブロードバンド整備については、今後の技術の進展を考慮すると必ずしも光ブロードバンドに限らず、無線あるいはCATVブロードバンドなど多様な技術を採用していくことが必要であると考えます。</p> <p>2) ブロードバンド基盤の利用促進に関しては、報告書「光の道」構想実現に向けて」にあるとおり、医療、教育、行政など、ICTの利活用が諸外国に比べて進んでいない分野における政策的な取り組みが必要と考えます。すなわち、政府のIT戦略本部が2010年5月に策定した「新たな情報通信技術戦略」の取り組みを迅速かつ着実に実施して頂くことが重要と考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービス制度の見直し検討(アナログ電話と同等の価格品質+定額 IP の条件でエリア別に方式・事業者を選定)。 ・ 有線方式での維持コストが3倍超のエリア5%は、無線や公的補助、基金割当を柔軟に組合せて整備。光化は利用率 up 後で可。 ・ 管路に余裕がある限り、光化に伴うメタル剥がしは不要。NTTのメタル網は KDDI・電力等の他社や公共系への移管・譲渡へ。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>【2大連合による競合形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光主軸の NTT・SB? とメタル主軸の KDDI・電力・CATV による、2つの垂直/水平連合の形成を促進。競合と棲み分けへ。 ・ NTT メタル網を不採算エリアから上記 KDDI 陣営へ順次移管。メタルの除却費・工数を圧縮、一部の保守サービス収入確保。 ・ 負の遺産を含んだメタル網を引継ぐ KDDI 陣営には、スマートグリッド推進時の網再編で公的支援を検討。 <p>【接続率 100%化へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP 無関心層への料金競争は効果薄で業界ジリ貧化。地デジ的なアナログ電話専用サービス巻取りと、選択肢設計の見直しを。 ・ NTT アナログ電話サービス終了告知・光化手続 or 他社 ADSL 乗換をキャンペーン化。電話番号や加入権特典は光に引継ぎ。 ・ 定額 IP 接続(1Mbps 制限) + 従量 IP 電話 = アナログ基本料金並(+利用月のみプロバイダ料加算)でネットありきのサービス化。 <p>【ライトユーザ新市場からの上位シフト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光とメタルで主軸を分けた二大陣営により、IP 通信 1~50Mbps のライトユーザ市場を形成。競合と併用、上位市場シフトを促進。 ・ 光は 1M から 100M や 1G 上への高速化シフトを促進。アナログ優先電話に代わる災害時向け光サービス提供とその公的認証。 ・ メタルは電話、ADSL、公共検針、災害用、電力売買など多様な高付加価値化から直流スマートグリッド初期の足回り・宅内へ。 <p>【公正な競争環境の形成促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 法は電電公社時代の公務員保護が主目的。基本は民間企業扱いで、政府も組織形態や役員人事への関与は不要。 ・ NTT が引き継いだ旧電電資産(主にメタル網)の分配で不公正感の要因を解消。公正な取引環境の形成は課題、重点監視化。

	<ul style="list-style-type: none">▪ 地域やインフラ部門の統合、純民間企業としてサービス部門の分社化容認。NTT の自主的なグループ再編を促す。
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・未整備の個別エリアについて、整備へのロードマップを具体的に示すことが必要ではないか。 また、そのようなエリアは高齢者が多いと思われるが、整備後の活用方法も合わせて示すことが求められると考える。 国は、インフラ構築に責任を持ち、企業活動をサポートし通信における弱者を作らないようにお願いしたい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・通信業界での競争も激しい中、NTTの組織のあり方は十分な議論のうえ結論を出すべき。 国は、企業同士の競争が公平な環境で行えるように、しっかりとサポートすることが第一と考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・情報インフラの整備は、個人の責任ではなく行政がしっかりと整備しなければどうにもならない。 ・無線 LAN での BB を実施すべきである。 ・早期に 100%を実現してほしい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・IT リテラシーを向上させることが情報格差をなくす重要な手だてである。料金を低くすることも重要だが、ネットの恩恵を全国民が受けるようにするには、まずは教育である。小学校、中学校での情報教育の専門教科の設置、そして主婦、老人向けの無料 IT 講習会、テレビやインターネットでの IT 講座番組の充実、情報系検定試験を取得することによる就職のメリットなど、国が率先して進めるべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	従来どおりNTTなりNCCがおこなうべきである。 仮に新会社が行うとして、整備後の保守が主となる業務では事業がなりたたないと思われる。回線を保有しない通信会社は設備会社に料金面だけでなく何かと注文ばかり提起することが予測される。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	東西NTTを一本化しスケールメリットを出させることが必要である。 課題とは直接関係ないが、光電話をユニバーサルサービスと位置付けるには疑問がある。すなわち停電時の通信確保ができないため。ただし、将来停電でも救済できる光回線が可能になるなら別であるが……。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアの存在に関して、利用率が100%になる必要はないにせよ、利用したい人が利用できないということがないように基盤はきちんと100%整備されるべきである。</p> <p>超高速ブロードバンドを利用するか否かは個人の自由意志によるべきであり、国が強制的に関与すべき問題ではないのではないかと考える。</p> <p>また、利用したい人が利用できるようにするには、利用料金の低下やサービスの充実が必要となるが、これらを達成するには事業者の公正競争が必要であるため、やはり政府の関与は適切ではないと考える。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>全て光化(超高速ブロードバンド基盤)することが必要とは感じていない。</p> <p>光を整備する前に、コンテンツ等サービス内容の充実が必要と考えます。</p> <p>光化の目的は何か、その利用方法は何か等について十分な時間をかけて議論を進めて頂きたい。また、具体的な理由がわかる資料を作成して頂ければ幸いです。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>「事業者間の公正競争を一層活性化することが適当」という案には賛成するが、NTTの組織だけを考えるよりは、NTT以外の事業者についてもどのようにするのか議論が必要と考える。また、仮に基盤整備(設備構築)のため一部の組織のみを以前の電電公社に戻すという案は歪過ぎると考える。国民の税金を使うのであればそれは、本来の目的と矛盾するのではないか。また、NTTの組織を見直すのであれば、「光の道」が軌道にのった後、更に見直しを行うことになるのか。参考資料を見ても明らかにされていない。日本の未来を見据えて十分な議論をお願いします。また、参考資料についても、もう少し素人にわかりやすくしていただければ幸いです。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアへの基盤整備は必要であるが、一律全家庭に光ファイバを整備するのではなく、費用対効果を重視し、LTE/WiMAXなどの無線通信などを活用すべきと考える。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>一企業であるNTTの経営形態の在り方が議論されているが、ICTの利用を促進するためには、ICT競争がなかった時代の行政組織や法制度、そして教育を、省庁を超えて抜本的に再構築しなければならないのであって、NTTの経営形態云々ではないはず。</p> <p>光アクセスラインをNTTに一本化することや、その光アクセス回線をNTTから分離する案については、キャリア間の競争環境を縮退させ、ひいては、ブロードバンドサービスの普及をかえって阻害することになりかねないと考え、多様なお客様ニーズの実現を後退させる結果を生み、全体の利益を損なうものだと考える。ユーザ利便の向上やイノベーションは民間企業間の切磋琢磨による競争の中から生み出されるものであり、これまで通りの競争政策を継続すべきである。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	香川ブロードバンド普及推進会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>「ブロードバンド・ゼロ地域 脱出計画」、「次世代ブロードバンド構想2010」、「次世代ブロードバンド戦略2010」、「デジタル・ディバイド解消戦略」と政策を注視しているが、未だにわが町「さぬき市」には光ファイバーが敷設されておらず超高速ブロードバンド未整備エリアとなっている。本当に未整備エリアが10%なのか検証しているのか疑問である。「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ(V3.0)」では香川県の超高速ブロードバンド世帯カバー率は75%との資料もある。後残り5年で100%に成るのは甚だ疑問ではあるが、全勢力を尽くして頑張って貰いたい。なお、無線方式での普及には安定性・拡張性が無く反対である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利活用については、過去にETC普及が成功したように何らかのインセンティブが必要である。このインセンティブを効果的に使うのにはNTTの組織形態の変更により可能となると考える。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>現在、未整備エリアにおける超高速ブロードバンド基盤整備方法としては光アクセス方式が主流ですが、光アクセス方式のみならず無線方式などが経済的に有利なエリアもあり、また、すでにインターネットが利用可能なCATVが導入されているエリアもあり、未整備エリアでは、これまでの経緯を含めて状況が異なります。さらに、最近では利用者によって、いろいろなニーズがあり利用形態も様々であるため、基盤整備の方法は、光アクセス方式だけではなく、WiMAXや今後携帯電話で展開されるLTEなど、地域や利用者が状況に応じて選択できる必要があると思います。</p> <p>また、未整備エリアは、需要の少ない不採算エリアであるため、基盤整備を実施する場合には、今後もIRU方式などの公設民営方式で実施すべきと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率を向上させるために最も必要なことは、全ての利用者が安心、安全で豊かな生活を営むうえで必要かつ便利なサービス提供の充実だと考えます。具体的には、電子行政、医療、福祉・介護、教育などの分野のサービスこそが利用者の拡大につながるものであり、官民連携で重点的に取組みを行うべきです。さらに、高齢者の多くは、パソコンやインターネットを利用したくても使えない人が多く、利用率が向上しない大きな要因となっています。高齢者や身体の不自由な方などでも簡単に利用できる簡易な端末やサービスなど、情報リテラシーの解消を図ることも利用率向上のためには重要な取組みだと考えます。</p> <p>料金の低廉化については、現在注目されているクラウドサービスにより各種サービスの提供料金の低廉化が可能となり、より一層の利用率向上が期待できます。また、設備を所有するNTTなどの通信事業者の経済化努力も必要であり、設備構築技術、保守技術の低コスト化や、経済的システムであるPON方式のように、光回線設備、ネットワーク設備、サービスの一体的な開発によって最適に実現できるものであるため、設備とサービスを一体とした体制による事業者間競争を基本として活性化すべきだと考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
総論	<p>ICTが距離や時間の壁を超えて、国や地域、そしてそこに住む人々の結びつきを強め、成長ある未来に誘うものであると私は確信しております。「光の道」の目的もICTを最大限活用して国民の生産性を高め、豊かな社会を実現することにあります。</p> <p>しかし、今までの議論では、一部の通信事業者の意見に先導され、日本全域への光ファイバ整備や料金低廉化による光ファイバの需要喚起が話し合われるのみで、どのようにICTを活用して日本を豊かにするかといった最も重要な項目がほとんど話し合われていないように見受けられます。</p> <p>今年中に「光の道」構想の報告書をまとめること等により拙速に結論を出すことなく、日本が抱える諸課題を踏まえつつ、行政、産業、医療、介護、教育、福祉等の国民生活や経済活動の全般にICTを利活用させるために、ハード・ソフトを含めたコンテンツ・アプリケーションの開発やICTの利活用を妨げる規制の見直しについて、官民一体となり取り組むべきです。</p> <p>なお、各項目について、以下に私の意見を記します。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>残り10%の地域は、通信事業者が超高速ブロードバンドサービスを提供しても採算が取れないと経営判断を行ったため、超高速ブロードバンドが整備されていないと推察されることから、国や地方公共団体が主体的に残り10%の地域の基盤整備にかかわる必要があります。</p> <p>しかし、その基盤整備に1兆円を大きく上回る金額が必要であることから、一部のインフラのように「整備してもほとんど利用されない設備」とならないよう、費用対効果を慎重に見極めるとともに、超高速ブロードバンドの利用を促進させるコンテンツ・アプリケーションの充実に官民一体となって取り組むことが最も重要です。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

「光の道」の基本的方向性において、超高速ブロードバンドの利用者を増やすためには、コンテンツが豊富なことに加え、手頃な料金で超高速ブロードバンドが利用可能であることが重要であると結論付けられています。

しかし、『手頃な料金』という言葉の捉え方は人々が持つ価値観により異なります。例えば、電話のみの使用でよいと考えている人からみれば、超高速ブロードバンドサービスの提供料金が安くなったとしても、そのサービスを利用するインセンティブがないため、新たに加入しないものと考えます。現在の日本のように、さまざまな価値観を持つ社会において、超高速ブロードバンドの利用者を増やすためには、単純に提供料金を低廉化させることよりも国民生活や経済活動の全般に超高速ブロードバンドが根付かせることこそが肝要あり、そのためには超高速ブロードバンドを利用したコンテンツ・アプリケーションの充実が求められます。

まして、電話のみの使用でよいと考えている人が強制的に超高速ブロードバンドに加入させられた場合、本人にとって便益が何にないことに加え、利用料金の負担が強制的に課せられることになるため、非常に問題です。

また、コンテンツ・アプリケーションの充実を図るためには、企業に課せられた規制をなくし、自由闊達な環境において、事業者が切磋琢磨し競争することが重要と考えます。一部の通信事業者からは公正な競争環境を整備するために、NTTが持つアクセス部門を別会社化すべきといった規制強化を求める意見が出されていますが、規制強化は自由な企業活動を阻み、結果として日本のICT産業の国際競争力強化や消費者の利便性向上につながらないことから、実施すべきではありません。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>光orADSLを含めた未整備エリアが約10%ということであり、光での未整備エリアはまだ多い(地方のRTビルや山間部のコストのかかるエリア等々が残っている)。未整備エリアにおける、現在のメタル設備は老朽の極みの状況にあり、基盤未整備エリアについては、採算ベースの整備が難しく、整備には多大なコストが想定される。情報の最大活用による社会及び経済発展を確実にするためには、情報のインフラ整備である全光化は、国民視点あるいは企業支援の観点から、義務的な使命であり必須と考えるが、NW基盤を支えるMHや電柱等々の基盤維持整備及びメタルから光への移行期における維持費等々を含めた在り方の検討を望む。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>■利用率(約30%)を向上させるためには、手ごろな料金で利用可能にすることは必要であるが、現状サービスやコンテンツでは「光」を「ブロードバンド」さえも必要としないお客様(住民)も大勢いる。</p> <p>そうしたお客様が“必要とする”、“必要だ”“使いたい”と実感できるサービスやコンテンツが視える仕組みを作り、「遠隔医療や行政サービス」「光でなければ出来ない利用方法は何か」「利活用を妨げる各種規制の見直し」等、一部の人の議論ではなく、“広くお客様が”、“地域住民の方”が視える形で時間をかけた議論を進めて欲しい。</p> <p>■事業者間の公正競争を一層活性化することは必要であるが、日本の情報通信の将来を考慮すると海外にも目を向けた国としての政策が重要と考える。国内の競争から海外で競争力のある事業者をどうするのか、等々を含めたNTT組織体制の在り方を議論してほしい。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>新見市は、不採算地域として将来にわたって民間事業者による情報通信基盤整備が望めなかったことから、国の支援を得てFTTH事業を実施し、IRU契約による公設民営方式により運用を行っています。現在、行政告知放送などの公的サービスが全世帯で利用可能となっており、安心・安全な市民生活の確保や地域の活性化に欠くことができないものとなっています。</p> <p>こうした経験から、今や、情報インフラの整備及び利用は、国民が等しく便益を享受すべきナショナルミニマムの一つとして位置づけるべきものと考えます。このため、ユニバーサルサービスとして、郵便事業や電力事業のように法律により供給義務を課した上で、短期間の公的支援のもと民間事業者主導により未整備エリアの基盤整備を早急を実施する必要があると考えます。</p> <p>さらに、全国的に基盤整備がなされる中で、本市のような公設民営方式による基盤も民間事業者に吸収していただき、一体的に維持管理運営をされることを望みます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>新見市において光整備率が100%にも関わらず、ブロードバンド(インターネット)の利用率が30%強である原因としては、①光サービスの料金の高止まり ②アプリケーション・サービスの不足 ③住民の情報リテラシーの不足 の3点が、主な理由であると考えます。</p> <p>①については、ユニバーサルサービスとしての位置づけのもと必要な基盤等の開放等 NTT の独占状態にある市場に競争原理を導入して料金競争を活性化させ、より低廉な料金で利用できることを望みます。</p> <p>②については、教育、医療・福祉、行政等住民生活に密着した分野において、障害となる各種規制やルールの見直しを積極的に行い、住民にとって必須ツールのものとなる利便性の高いアプリケーションの開発・導入を国が先導して行うことが必要と考えます。また、こうした公共性の高いサービスは、有料のブロードバンド契約がなくても全ての世帯において利用できるような環境整備がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>③については、国・県・市区町村が役割分担を行い、各年齢層に対応したIT学習や活用支援、講習等を実施するとともに、高齢者や障害者も簡単に利用できるような情報通信端末(デジタルテレビでのインターネット機能を含む)の開発・普及を国が主導して行っていただきたいと考えます。</p>

	<p>なお、光の道構想では超高速ブロードバンドに焦点を置いていますが、超高速な基盤整備を構築していく中であっても、普及段階においては、もう少し低速な環境下でも低額で気軽に利用できるサービスを提供することによりその利便性や有益性に気づき、国民全体の利用率や情報リテラシーの向上に結びつくものと考えます。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社																			
意見項目	意見内容																			
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。																				
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上し低廉な料金の提供を実現するには、多くの事業者が参入しサービスの多様性を図ることが重要と考えます。</p> <p>そのためには、すべての事業者がアクセス網を平等かつ公平に利用できることが最低限必要となりますが、昨年11月報道された接続情報の不正流用を始め、116番におけるフレッツ光サービスの営業活動やフレッツ・テレビ広告表記の問題など公正競争が阻害された前例もあり、NTT東西殿アクセス回線網部門を単に機能分離するだけでは、不十分だと考えます。また光アクセス回線を取り巻く市場の競争環境は、NTT東西殿へドミナント規制が課せられているにも関わらず、接続事業者が満足するには程遠いアンバンドル状況であって(光アクセス回線接続8分岐単位の問題、NGNアンバンドルにより他社音声通信サービスが提供できないこと等)、光アクセス回線の接続料の低廉化が進まないといった問題点もあげられます。これらを解決するとともに、新規事業者も参入しやすく利用率向上、市場の活性を目指すならば、NTT東西殿アクセス回線網部門を完全分社化し、中立的な事業会社を設立すべきだと考えます。</p> <p>一例をあげますと、NTT東日本殿Bフレッツサービスにおける、平成21年度の利用者料金収入と接続料金収入の差分(営業費相当)は接続料収入に対して38%でした。完全分社化が実現すれば営業費相当は現状より低く抑えられ、ISP含めたサービス事業者の活発な競争が行われ、現行ではユーザ負担料金全体のうち64%を占めるBフレッツ料金の低廉化も期待ができ、利用者利便にも貢献することと考えます。</p> <p>・Bフレッツ・ハイパーファミリータイプのユーザ負担料金内訳(例)</p> <table border="1" data-bbox="564 1843 1401 2105"> <thead> <tr> <th></th> <th>料 金</th> <th>構 成 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①Bフレッツ料金</td> <td>4,100円</td> <td>64%</td> </tr> <tr> <td>②屋内配線利用料</td> <td>200円</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>③回線終端装置利用料</td> <td>900円</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>④ISP利用料(ファミリータイプ標準)</td> <td>1,200円</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6,400円</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			料 金	構 成 比	①Bフレッツ料金	4,100円	64%	②屋内配線利用料	200円	3%	③回線終端装置利用料	900円	14%	④ISP利用料(ファミリータイプ標準)	1,200円	18%	合 計	6,400円	100%
	料 金	構 成 比																		
①Bフレッツ料金	4,100円	64%																		
②屋内配線利用料	200円	3%																		
③回線終端装置利用料	900円	14%																		
④ISP利用料(ファミリータイプ標準)	1,200円	18%																		
合 計	6,400円	100%																		

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>『光の道』構想実現に向けて「基本的方向性」に記述されている基盤整備の考え方(90%→100%)に賛成します。すなわち民間の競争により基盤整備を行うことを原則とするものの、未整備エリアについては何らかのインセンティブが必要だと考えます。情報通信技術を活用することにより、地理的な距離を克服して社会的な活動ができると唱えられてきましたが、現実には都市部の利便性を高める結果に留まっています。わが国だけではなく、アジア諸国においても同様の結果を招いています。今後の制度的な工夫、ブロードバンドを実現するための技術の研究開発は、他の国からも注目されていると思います。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>『光の道』構想実現に向けて「基本的方向性」においては低廉な料金が強調されていますが、今後のブロードバンドの利用の拡大を考える上では、例えば医療、教育、行政などの分野では高い通信品質を保つことが重要だと考えます。これまでのわが国のブロードバンドサービスの通信品質が高いために、それを当然のことだと想定して今後低廉な料金のみを追求すると、折角のインフラが脆弱になる恐れがあります。NTTの組織形態について組織の再編成が議論されていますが、各社の努力と合理的な判断で、わが国の90%の世帯まで高品質の基盤が整備されてきた実績を考慮しますと、あえてNTTの機能分離や構造分離をする必要はないと考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	南小国町
意見項目	意見内容
—	<p>南小国町は、熊本県の北部に位置する人口約 4,700 人、世帯数約 1,700 世帯の町ですが、阿蘇の恵みである温泉の恩恵により、黒川温泉や小田温泉、満願寺温泉などを擁する観光地として栄え、多くの方々にご来訪いただいている元気な町であり、現在、御省のご支援もいただきながら、町営「みなみチャンネル」のCATVインターネット接続サービスを運営しているところです。当該「みなみチャンネル」のCATVインターネット接続サービスにつきましては、可能な限りの低コストでの運営を心がけつつ、地域住民の皆様へのニーズに対し、できるだけ決め細やかな対応を実施すべく、日々奮闘を続けております。</p> <p>様々な地方活性化策を実現されてきた御省におかれましては、今般の「光の道」構想の具体化に当たり、これまで相違工夫を積み重ねてきた各地方での地域情報化が衰退することの無いよう、冷静かつ現実的なご検討をよろしくお願い申し上げます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備につきましては、先般公表された「光の道」構想実現に向けて一基本的方向性一にもある通り、一定の公的支援をいただきながら、民間事業者が競争により整備することが適当であり、技術的にはFTTHに限定することなく、ケーブル(HFC)や無線ブロードバンド通信システム(BWA等)等複数の手段から最適なものが選択されることが望ましいと考えます。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>事業者間の健全な公正競争とりわけ設備競争の活性化は歓迎すべきことですが、超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、利用料金の低廉化のみに着目するのではなく、各界各層でのより一層のコンテンツの充実化が肝要と考えます。</p> <p>なお、一部の事業者からは、NTTのアクセス部門を分離することでFTTHの利用料金の大幅な低廉化を図ることができるとの主張があるようですが、実際に設備を構築・保守してきた経験を踏まえればその主張は現実感に乏しく、新たな「公社」に対して何らかの公的支援やユニバーサルサービスとして国民の皆様にご負担をいただくような事態となれば、設備を借りてサービスを提供する一部の事業者のみを利する事態となり、これまで設備の構築・保守、サービスの提供に努力を重ねてきた多くの事業者の衰退、国民の皆様の負担増に繋がるものと考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ユニアデックス株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・アクセス回線として光アクセスに限らず無線やCATVなど考え得る多様な手段を講じデジタルディバイド解消に努めるべきと考える ・既存メタル回線及びアナログ電話網について光化完了後の計画を明確にすべきである
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・自治体クラウドをさらに推進し、最終形の議論と併行して現状で可能なサービスをよりスムーズに現場へ落としていく対策を講じるべきと考える ・利用率向上の為には、利用者にとって魅力的で廉価なアプリケーションサービスが提供されなければならない。そのためには、プラットフォーム機能を開放し複数のプラットフォーム事業者が公正に競争できる環境を整えるべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	社団法人テレコムサービス協会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセス回線のブロードバンド化について、光アクセスだけにこだわらず、無線アクセスや CATV 回線の活用も考えるべきである。 ● 既存のメタル回線は、将来的には撤去すべきと考える。しかし、電話しか利用しないユーザにとって、光化により料金が上がることをないよう考慮が必要である。 ● 既存のメタル回線およびアナログ電話網の光回線および NGN への移行に関して、NTT はその計画を明確にすべきである。 <p style="text-align: center;"><なお、会員から別紙 8-1 のような意見も上げられた。></p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用率の向上のためには、多種多様なアプリケーションサービスが提供される環境を構築することに尽きる。特にNGN上でその特性を活かした新たなサービスが提供されることが必要である。(別紙1) ● NGN上での公正競争を活性化させるためには、通信キャリアの垂直統合モデルではなく、プラットフォームレイヤを開放して複数のプラットフォーム事業者が競争する環境を構築すべきである。また、NGN だけでなく、今後構築される次世代の移動体網でも同様にプラットフォームレイヤが開放されることが、FMC サービスの促進につながる。(別紙 2) ● 併せて、複数の通信キャリアの競争により、多様なネットワークサービスが提供される環境を創るために、NTTの光アクセス網を分離して複数の通信キャリアがNGNのネットワークサービスを提供する環境を構築すべきである。さらに、NTT のアクセス網を分離する場合は、グループ内にとどまる機能分離ではなく別会社とする構造分離とすべきである。なお、アクセス網を分離した後の NTT に対して、SMP 規制または新たな指定電気通信設備などによる規制を考えるべきである。(別紙 3) ● 現在進められている自治体クラウドの推進をさらに進め、NGN 上にクラウドを構築することでサービスの範囲を広げ、住民サービスや学校のクラウドサービス、地域の企業との連携なども含めて充実させていくべきである。また、今後出現するプラットフォーム事業者は、現在の当協会の会員企業と重なることが多いと考える。プラットフォーム事業者となる個々の企業の支援、通信キャリアとの協調など、今後とも業界の発展に協力していく所存である。(別紙 4)

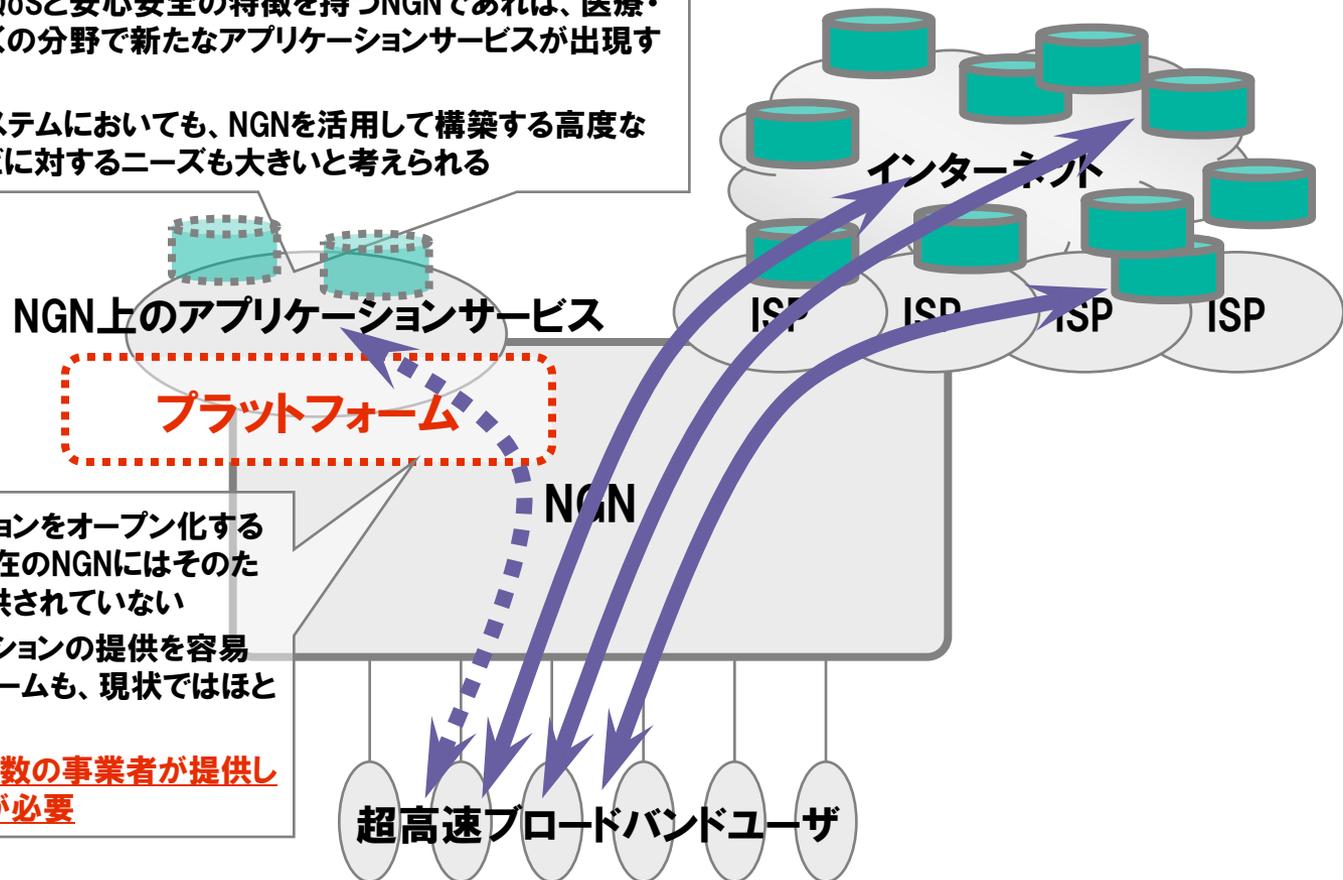
詳細意見については、さらに別紙5～別紙7も参照してください。

<なお、会員から別紙 8-2 のような意見も上げられた。>

NGNにおける「プラットフォーム」の重要性

- インターネット上には既に多種多様なアプリケーションサービスが存在
- さらに超高速ブロードバンドの利活用を促進するためにはNGN上のアプリケーションサービスおよびプラットフォームの充実が必要

- ・現状ではNGN特有のアプリケーションはほとんど提供されていない
- ・インターネットにはないQoSと安心安全の特徴を持つNGNであれば、医療・教育・電子行政など多くの分野で新たなアプリケーションサービスが出現することが期待できる
- ・さらに、企業の基幹システムにおいても、NGNを活用して構築する高度なプライベートクラウドなどに対するニーズも大きいと考えられる



- ・NGNは本来アプリケーションをオープン化することが特徴であるが、現在のNGNにはそのためのインタフェースが提供されていない
- ・第三者によるアプリケーションの提供を容易にするためのプラットフォームも、現状ではほとんど準備されていない
- ・プラットフォーム自体も複数の事業者が提供して競争する環境の構築が必要

プラットフォームレイヤにおける競争環境の整備

1. NGNにおけるプラットフォームレイヤの開放とプラットフォーム事業者による競争環境の整備

- ・利用率向上のためには、ユーザにとって魅力ある様々なアプリケーションサービスが提供される環境が必要
 - ・通信キャリアが自らアプリケーションサービスを提供してもよいが、プラットフォームレイヤを充実させ、より多くのプレーヤが簡単にアプリケーションサービスを開発できるような環境を整備することが重要
 - ・プラットフォームレイヤを充実させるためには、通信キャリアだけがプラットフォーム機能を提供するのではなく、多くのプラットフォーム事業者による健全な競争環境を整備すべき
 - ・そのためには、通信キャリアはプラットフォームレイヤを開放し、第三者がネットワークの制御を行えるようなオープンなインターフェースを提供すべき
- 特にNGNに関して、NTT東西はNGNのオープン化を推進しているものの、現実にはほとんど進展していない。NTTに対して、改めて**NGNのオープン化に関する具体的な計画・考え方を明らかにする**ことを要望する。

2. FMCサービス実現に向けたプラットフォーム事業者の役割

- ・プラットフォームレイヤの開放は、NGNだけではなく、今後構築が進むLTEなどの次世代の移動体網でも同様に進めるべき
- ・それによって、固定網・移動網を統合するプラットフォームサービスが実現し、アプリケーションサービスの開発者は固定・移動のアクセスを意識することなく、容易にFMCを実現するサービスを提供することが可能

プラットフォームレイヤとあるべき事業構造モデルについては、別紙5～別紙7も参照してください。

光アクセス網の開放とNTTの在り方

3. 光アクセス網の開放とNGNにおける通信キャリア間の競争環境の整備

- ・魅力ある様々なアプリケーションサービスが出現するためには、プラットフォームレイヤの充実とともに、通信キャリアから多種多様なネットワークサービスが提供される必要がある
- ・今後の固定網の主流となると考えられるNGNでは、現状はNTT東西によるサービスだけであり、全く競争原理が働いていない
- ・他の通信キャリアによるNGN構築を促進させるためには、NTT東西の独占状態となっている光アクセス網を開放し、複数の通信キャリアがNGN上で多種多様なネットワークサービスを提供する競争環境を作ることが必要

4. アクセス網の分離とNTTの経営形態

- ・NTTグループの枠内での分離(機能分離)と独立会社とする分離(構造分離)が議論されているが、アクセス網を分離する場合は、これまでの状況からも機能分離では十分な独立性が保てないことは明らかであり、公正な競争環境を創るには独立会社とすることが必須
- ・ただし、NTT以外が持つアクセス網まで統合させるのではなく、(電力系およびCATV会社などの)既存のアクセス事業者との競争環境は維持させるための枠組みを考えることは必要

5. アクセス網の分離とドミナント規制

- ・NTTからアクセス網を分離した場合、上位レイヤを担当することになるNTTは従来の指定電気通信設備の規制を受けなくなるが、NGNについては他事業者が参入しても当面はNTTの独占状態が継続
- ・健全な競争環境を構築するためには、アクセス網を分離したNTTに対して何らかのドミナント規制を導入すべき
- ・その場合、SMP (Significant Market Power) 規制を導入するのか、新たな指定電気通信設備の規制を導入するのか検討することが必要

光アクセス網の開放とあるべき事業構造モデルについては、別紙5～別紙7も参照してください。

利活用促進のためのアプリケーションサービス

6. 国の施策として注力すべきアプリケーションの領域

- ・以前から電子政府、電子自治体の推進は図られているが、これまでは利活用が進んでいない
- ・しかし、現在実証実験が進んでいる「自治体クラウド」は、サービス提供側にも利用者側にも大きなメリットがあり、より範囲を拡大して導入していくべき
- ・そのためには、現在はLGWAN上に構築されている自治体クラウドを、NGN上に構築すべき
- ・NGN上に自治体クラウドを構築することで、一定のセキュリティレベルを保ちつつ、住民向けなどオープンなサービスとの連携、学校向けクラウドサービス(電子教科書なども含む教員向けサービスなど)との連携も可能

プラットフォーム事業者とテレコムサービス協会の役割

7. プラットフォーム事業者への支援と業界の発展

- ・ブロードバンドのさらなる発展と利用者の利便性向上のためには、多種多様なアプリケーションの出現を支えるプラットフォームレイヤーの充実が重要
- ・これを実現する「プラットフォーム事業者」になりうる企業の多くはテレコムサービス協会の会員企業であり、個々の企業への支援や引き続き重要となる通信キャリアとの協調などを含め、業界としての発展に今後とも協力していく

超高速ブロードバンド上のあるべき事業構造モデル

●レイヤごとの事業構造へ → 特にプラットフォーム事業者がカギ

プラットフォームの相互運用性・多様性の確保



- ①コンテンツ・アプリケーション市場の拡大
- ②ビジネスモデルの多様化
- ③利用者の利便性向上

コンテンツ・アプリケーションレイヤ



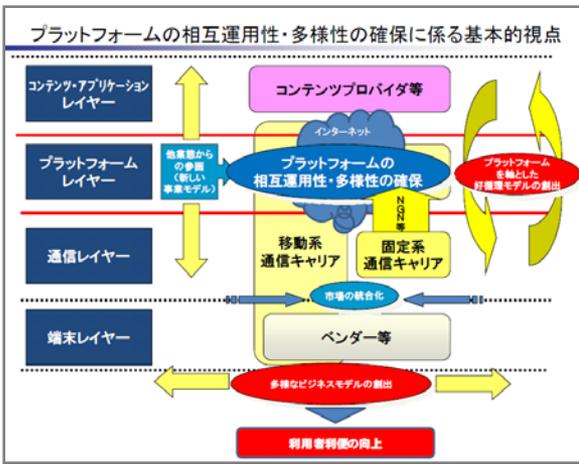
プラットフォームレイヤ



通信レイヤ



端末レイヤ



参考:「通信プラットフォーム研究会」最終報告書 (2009年1月)より

プラットフォームとネットワークサービスの充実が多くのサービスを生む

● 多種多様なサービスの出現

→ 多くのサービスの中から、ユーザに支持されたものが使われる



● 多くのプレーヤが簡単にサービスを提供できる環境

→ 充実したプラットフォームによって、サービスを実現するアプリケーションからネットワークの制御が簡単に行える

プラットフォームの充実

複数のプラットフォーム事業者による競争

通信キャリアによるプラットフォーム機能の開放

ネットワークサービスの充実

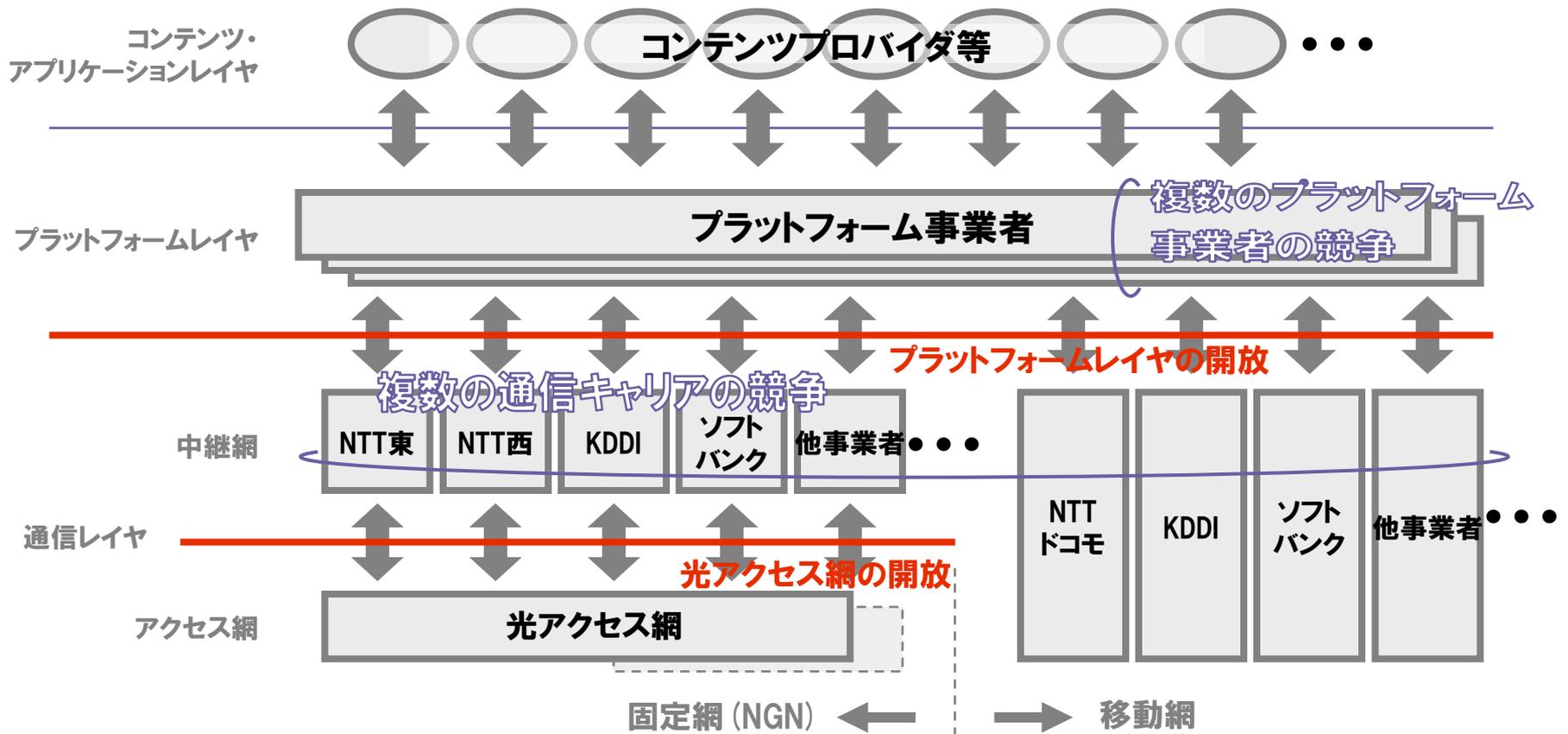
通信キャリアの様々なネットワークサービス

複数の通信キャリアによる競争

光アクセス網の開放

プラットフォーム事業者、通信キャリアの公正な競争環境を実現

- 複数のプラットフォーム事業者の競争で、コンテンツプロバイダ等に多様なインタフェースを提供
- プラットフォーム事業者が固定網、移動網をカバーし、シームレスなサービスを実現
- 固定網においてNTTのアクセス網を分離することにより、複数の通信キャリアによる競争環境を実現 →多様なネットワークサービスの提供を期待



会員から以下のような意見も上げられた

8-1 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。

超高速ブロードバンド基盤整備は、次の第2項と一体となって進むことが、経済原則からも当然である。すなわち、アクセス網を代表とするインフラ設備の敷設は、その設備が大いに利用されることでコストの回収が進み、さらに整備が進む。

よって、すでに整備されたインフラでもわずか30%のサービス加入率であることから、さらにコストが割高な残りの10%を整備するよりも、第2項の課題を解決して、利用事例を拡げ、ブロードバンドインフラの必要性、価値を理解させることの方が、優先度が高く、利用率の拡大が残ったインフラ整備のインセンティブになると考える。

また過去に地方自治体等が整備して、IRU方式でキャリアが利用する方式も、利用者が少ないことで、地方自治体の財源を苦しめる問題が発生しており、従来の方式は限界が来ている。

(ユニバーサルサービス実現へ)

10%の未整備エリアは、NTT東西も、電力系事業者もCATV事業者も整備に二の足を踏んでおり、NTT東西全体のアクセス回線を別組織にするのではなく、残った未整備地域の回線を別組織で政府支援の下、整備してはどうか。

この新組織を含め、すべての事業者がアクセス回線を公平に相互利用できる仕組みが必要。

8-2 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか

中東における原子力発電所建設プロジェクトでも、インフラだけ、最先端だが設備だけ、では受注には至らず、長期にわたる運用保守ノウハウの提供が求められている。

同様にユーザーから見ると、情報通信ネットワークとアプリケーション／コンテンツは一体であり、インフラだけを低廉な料金にしても利用率は向上しないと思われる。

その意味では、先進的な利活用事例が大都市圏で生まれ、それが地域へのインパクトを与えることで、全国への超高速ブロードバンド利用の拡大とサービス競争が生まれるものと思われる。

また企業ユーザーにとっては、ベンダーの信頼性、セキュリティの確保は大変重要な課題であり、個々の技術が先進的でも、信頼性が無ければそのベンダーを利用する決断とはならない。その点NTT東西が、どちらかと言うとアクセス回線というインフラに特化したプロバイダーに閉じていて、垂直統合のサービスを提供できていないことが、かえって信頼性を失い、公正な競争を阻害している要因になっていると思える。機能分離により、ダークファイバーとして競合他ベンダーに提供することが、営業情報の漏洩、ネットワーク設計の柔軟性の無さ、受注決定後の工事納期の不公平さに繋がってしまっていると思える。NGNも未だ単なる回線インフラでしかない。

クラウドコンピューティングの進展に伴い、ブロードバンド利活用の場面、情報量の増大は必至である。電力系事業者、CATV事業者は永年に亘る苦労と努力で、光ファイバー他を敷設し、垂直統合のビジネスモデルを実現して来ており、都市部の利用率は向上すると考える。ユーザーから見ると事実上の垂直統合に見えるサービスの各レイヤーに、色々なプロバイダーが柔軟に、公平に参画できる仕組みが、技術の進歩、新しいサービスの実現に望ましいと考える。

超高速ブロードバンドの利用が促進されるのが目的であり、光ファイバーの利用が目的では無い。エネルギーも交通も、実現手段は一つでは無いのと同じである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ユアサM&B株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>多様なサービスメニューができ、利用するユーザーが求めれば、自ずとサービス提供エリアが広まっていくと考える。</p> <p>先に多額の設備投資等による基盤整備を考えるより、多様なサービス提供させるよう促すことが求められる。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>企業は、日々、熾烈な企業間競争にさらされ、経営の効率化を図りつつ、新たな製品やサービス開発を行いながらの事業推進が必要で、ICT分野のブロードバンド環境の最大限活用は欠かせない。ブロードバンド環境の導入時には、回線とサービス、その運用保守体制も含め、一体的なものと判断し、特に光やメタルという回線の種別や価格のみで判断することはしない。ブロードバンドを利用する企業の立場から、第一に重要なことは、企業経営を進める上で迅速な意思決定や生産性の向上、円滑なコミュニケーションにつながるようなサービスが提供されることであり、新たな良好なサービスが利用できるよくなればこの上ない。料金の低廉化と、同時に使いたい、役に立つと思えるような多くの魅力的なサービスがどうすれば生まれるのかをまずしっかりと考えていただきたいと思う。そのことにより自ずと利用率は向上する。使いみちのないものをいくら値下げされても、利用しようと思わないのは当然である。</p> <p>我々は常日頃より、NTTなどの通信会社や電力会社、CATV会社から光回線などのブロードバンドに関する提案を種々受けている。提案内容もバリエーションに富んでおり、選択肢も多々あることから、競争が不十分で、我々利用者が不利益を被っているとは思わない。すでに日本の超高速ブロードバンドは、世界的に見ても速度や料金は最高水準であると思っている。今回NTTのアクセス網部分のみを分社し、公社化するという話があるようだが、すでに民間事業者同士がインフラ、サービスの両面で競っている環境を壊すことになりかねず、逆に独占的なインフラ会社が誕生することにより、競争原理が働かなくなり、サービス開発投資へのインセンティブが働かず、提供されるサービスレベルが低下することを危惧する。</p>

	<p>当社では、平成6年11月の会社設立以来、エネルギー分野をコアに、環境分野や高齢社会対応分野に事業展開していくよう取り組んで来ているが、ICTとの関連性は高く、医療や教育などの分野でのICT活用融合範囲は広い。国には、他の産業との連携や相乗効果を意識し、如何にすれば企業や個人などの利用者に役立ち、国民生活が豊かになるサービスが創造されるかという視点で、競争政策を展開していただきたい。そうすれば自ずと超高速ブロードバンドの利用が進むと考える。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	USTREAM Asia 株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備に賛成します。</p> <p>あらゆる人がいつでもどこでも自由に情報通信基盤にアクセスできる状況を生み出し、インフラ産業、ハードウェア産業のみならず、その上位レイヤーであるソフトウェア産業、サービス・プラットフォーム産業、コンテンツ・クリエイティブ産業におけるイノベーションを促し国際競争力のある産業を創出し、これら新産業を日本の経済成長の牽引役とすべきである。</p> <p>また、環境整備を行うことにより未整備エリアのデジタルデバイドといった負の側面を逆転させ、地域教育・医療の推進、一次、二次産業の高度化、伝統工芸、祭りや伝承などの独自文化の情報発信などにより多様性のある豊かな社会の実現を目指すべきである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>料金が高ければ利用が進まないことは自明の理で、誰もが低廉な料金で超高速ブロードバンドを利用できるよう、通信事業における公正競争を促すよう政府はさらなる措置をとるべきである。</p> <p>これにより、国民一人一人のデジタル技術を使いこなす能力の向上と、日本の豊かな文化による創造力の融合を促進させ、世界一のデジタルユーザ大国が構築される。この環境から絶え間ない新しい挑戦と失敗によるイノベーションが生まれ、世界に通用する経済成長のけん引役が創出されると考える。</p> <p>特に、日本のコンテンツやクリエイティブは世界でも高く評価されているが大きな成功を示している例は少なく、多くのクリエイターやサービス事業者が新しい挑戦を促すような環境整備も同時に行われるべきである。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	萩ケーブルネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のブロードバンド及び放送の設備基盤を有する当社の立場からは、「光の道」で示されているような、光アクセス会社による一括した光設備の全国整備にかかる費用について、国費やユニバ基金等、国民に更なる負担を課してまで進める、という考え方には賛同しかねる。 ・地域のブロードバンド等の設備基盤については、CATV各社・大手通信キャリア・電力系事業者等のプレーヤーが、地域のニーズを見極めた上での積極的投資や、国や自治体の補助を受けたIRU方式等で整備を進めているところであり、インフラ構築のコスト効率性を考えても、このような従来の枠組みを生かして進めていけばよいのではないかと考える。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「光の道」構想では、NTT東西の光設備基盤を切り出した会社に公費を投入することでブロードバンドの普及率を100%まで高めるとあるが、実際に地域のブロードバンド普及を促進する事業者としては、その利用シーン、特に、PC-WEBで出来ること等が限定されているが為、現状、加入獲得に高いハードルを感じているところであり、政策としてはむしろ、どのように需要を喚起していくのかというテーマに注力すべきであると認識している。 ・もちろん、電子政府や、医療・教育といった分野においてICTが活用可能となるアプリケーションの構築等も必要であるが、より切実なのは、地域の高齢化が進む中で、高齢者にも使い勝手のよい端末インタフェースの確立および端末価格の低廉化等、広く遍く情報リテラシーを確保することがICT基盤を普及させる上で必須であるという課題である。例えば、現状のWINDOWS端末は必ずしも使い勝手がよいとはいえない状況のなかで、より簡便なインタフェースを構築し普及させる等、地域における需要を掘り起こしていくための対策を講じることが、今後のブロードバンドの発展にとって非常に重要であると考えている。

「光の道」構想に関する意見

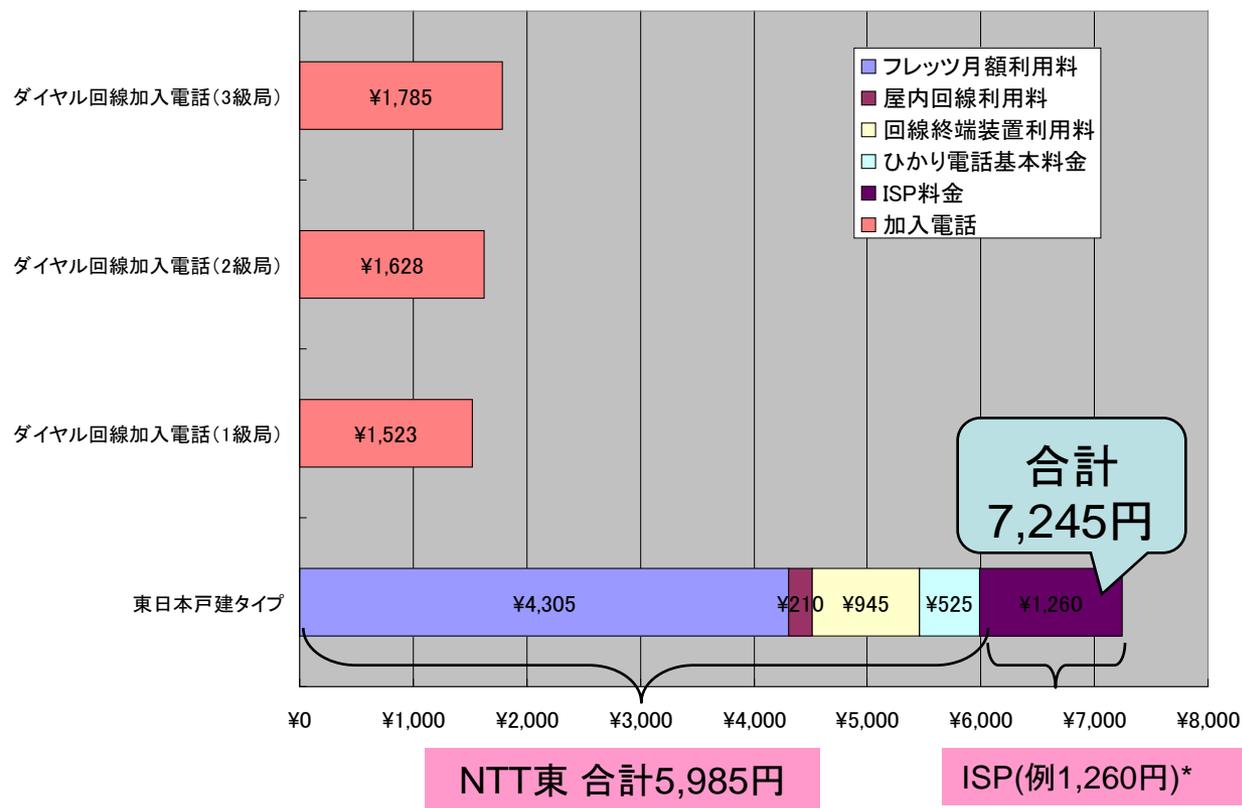
意見提出元	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 約10%の世帯の超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアに対し、FTTHによる整備にこだわるのは、コストをかける経済的合理性がないと思います。これらの地域でも今年度末にはブロードバンドは整備予定であり、敢えて光ファイバーを引く必要はないと思います。 2. もし光ファイバーを引くとするならば、従来のような電柱を建てる方式にこだわらず、ケーブルを地上に這わせる方式や水道管などの中に入れる方式など、地域ごとにそれぞれ合った構築及び運用コストの安い方式や、後々利用する上で様々な状況に対応できるフレキシビリティの高い方式を検討すべきと思います。 3. 公設民営方式により構築された光ファイバーについては、特定の事業者に一括で提供するのではなく、地域ごとにきめ細かな利用のできる提供方式を要望します。それによって、地域ごとの課題解決にこのネットワークを安価に利用することが出来、いっそうのICT利活用が促進されるものと思われます。また、地域ISPなどが一芯毎にダークファイバのように利用できるようオープンアクセスを要望します。これにより公設民営構築地域において、地域ISPによるインターネット接続サービスの提供が促進されます。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット接続サービス(ISPレイヤー)の料金は既に充分低廉なものです。高いのは超高速ブロードバンドアクセス回線サービスの料金です。(別紙参照) 2. 日本のブロードバンドは既に「高速かつ低廉な世界最高水準*」と評価されており、利用率の向上のためには、料金よりもインターネットにおける魅力的なキラーアプリケーションの登場の方が有効です>(*平成16年度情報通信白書) 3. 過去においてインターネットの利用増を牽引してきたのは、国内外のネットベンチャーが開発したサービス/アプリケーションであり、大手通信会社によるものではありません。従いまして、市場支配力がある通信事業者に対する規制緩和により、ブロードバンドの利用率向上につながるサービス/アプリケーションの登場は期待できないと思います。 4. そのような新規ベンチャーによる画期的なサービス/アプリケーション導入によるインターネット市場活性化のためには、通信事業者による垂直統合の廃除とオープン化が必要です。

	<p>5. また、利用者が通信事業者に紐付けられることなく、ISPを自由に選択できるようにする確保するためには、通信事業者に対しISPへの接続義務、役務提供義務を課す必要があります。</p>
--	---

別紙(JAIPA)

超高速ブロードバンドの料金はISPでは既に充分手ごろ

NTT東日本 ホームタイプでひかり電話を利用する場合の月額基本料金



*ISP毎に料金は異なる。525円～

電話しか使わない利用者にとってはキャリア分の価格を現行アナログ電話の水準以上では実質値上げとなる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアの基盤整備を公的支援により実施する場合、整備後の維持についても課題が多く、長期的にも採算ベースに乗らない可能性が高い。担当する民間通信事業者と当該地元自治体が主体的に加入者確保等の活動を推進することは言うまでも無いが、他地域における類似事例に関する情報交換を行う、産官学連携による支援・推進体制を構築する等、利活用促進のための公的支援も合わせて実施すべきである。公的支援が「箱物」を作るところまでに留まり、当該地域に負の遺産として残してしまうことのないよう留意が必要である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率低迷の原因が、現在の基本接続料(プロバイダ接続、IP 電話、IP テレビサービス利用料等を含まない場合、毎月約3,500円程度)が高価であるためであり、これを低廉化させることが利用率向上に直接的に結びつくというタスクフォースの結論には疑問を持つ。携帯電話は1世帯あたり毎月1万円以上の出費をしても家族全員が契約することは珍しくない。普及率の向上は、多くの人が付加価値を感じるかどうかが支配的な要素であることは明らかである。利用率の向上を図るには「豊富なコンテンツ」や「魅力的なサービス」を展開することがもっとも重要な要素であると考え。</p> <p>2015年までという短期間に、利用料金を下げることで利用率を100%近くまで向上させるには、光ファイバによるIP電話が固定電話(加入電話)よりも安い料金で提供する以外にない。ただし、現在でも複数の光ファイバ保有事業者が競争状態にあることから、基本接続料は既に限界に近い低水準まで達していると考えべきである。仮にNTT東西のアクセス網保有部門の組織再編等により、固定電話よりも光ファイバのIP電話が低料金で提供されるようになったとすると、それはNTTグループ以外の光ファイバ保有事業者の撤退、廃業を意味する。その結果競争状態でなくなるため、基本接続料が徐々に高くなる、新規技術への対応が遅くなる、我が国の通信事業者の国際競争力が低下する、などの弊害が容易に想像される。また、当初の目的である「事業者間の公正競争を一層活発化する」とことと矛盾する。</p> <p>以上のことから、タスクフォースのまとめた「利用率向上の考え方」には根本的な問題があるため、再検討すべきである。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>可能性・拡張性から見て光ファイバーの設置は好ましい。できるだけ100%に近づけるべき。しかし家庭内ではすべて光で結べる訳ではなく、WIFI等の接続になる。その意味ではLAST 1 mileは過剰なコストをかけてまで光にこだわる必要はない。むしろ次項にあげるアプリケーションの要求する帯域と可用性が担保される条件で柔軟に考えるべき。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>国民が真に必要とするキラーアプリケーションを追求すべき。国民の最大関心事は健康、安全、老後であり、国民の手でこれらを実現するための基盤をユニバーサルサービスとして実現する必要がある。そのためには健康に関しては最低限の健康情報を活用する基盤(原ロビジョンに言う日本版 EHR)を早急にユニバーサルサービスとして国と自治体が協力して整備すべき。また安全・老後に関しては地域見守りを実現するためのユニバーサルな基盤を整備すべき。これら二つの基盤はIT的には共通の要素がほとんどで、国と自治体が協力すればユニバーサルサービスとして早期に実現可能と考えられる。国民の自身の情報のコントロールを基本とするこれらの基盤がなければ地方公共団体や医療機関に潤沢なネットワーク環境を整備しても利用されない。(現状の環境さえ十分に利用されていない。)</p> <p>一方でこのような基盤が整えば、地域コミュニティの活性化にもつながり、また、地域医療連携、遠隔医療の実現に関するコストを下げることができ、また、極端な格差を引き起こすことなく実現できる。</p> <p>また国民の側に情報を活用する基盤が整備されれば、情報を提供する側である地方公共団体や医療機関等の情報化への取り組みもニーズに基づき推進されることが期待される。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアについても早期に整備すべきであると思う。各地域企業や団体に参画しやすい仕組みを整備し、地域経済の活性化にもつなげてほしい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	各営業所の動きをより円滑にしてほしい。 NTTドコモのショップのような窓口にて、各社の窓口業務を一本化し、コンサルティングしてくれるような機能がほしい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
	<p>国がこれから行おうとしているネットや通信の行政のあり方については私には難しいです。すなわち多くの一般の国民にとっては難しすぎてよくわからないと思います。</p> <p>何が難しいかという多分ですが、「規制と、国や民間の技術力について」の知識が無いからです。よって、私としては、どんな世の中になってほしいかと考えてみました。</p> <p>今回は、知識が無いごく一般の国民として日本に期待していることを、意見として提出させていただきました。このような意見でも、お伝えしたことの意を汲んでいただければ幸いです。</p>
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>近い将来には、容量の大きな通信インフラを利用するコンテンツが当たり前の時代になってしまうので、国民全員の為の基盤として必要なインフラ整備であるので、未整備エリアはゼロにするように整備の実行が望まれると思います。整備の方法としては、設備を設置する方法だけでなく少数の住人(利用者)の方を移動させる整備の仕方も有ると思います。</p> <p>例えば、在宅のブロードバンドサービスで「医療の診察や手術に関する高画質・リアルタイムの動画データ送受信」などは、過疎地に住む高齢者には将来的に必要なサービスになると予想されます。このサービスを、全国の全ての国民が利用できる為に必要な最低限の通信基盤としてブロードバンド「光の道」を早急に実現してほしい。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>ブロードバンドサービスは、固定電話、携帯電話、各種通信網(何でもあり)、住民基本台帳・年金記録、電力供給などとシステム上の整合を計りながら、非常に広い意味のサービスと考えてはどうでしょうか。</p> <p>基本のサービス網であるからして、安価／生きるに必要なコンテンツ／全員参加が求められる。</p> <p>その他に、使い易さ(かなりの高齢者でも使える)+これを使わざるを得ない環境作り。</p>

	<p>・・・30%を向上させる為に行政が苦勞しなくても、民間がブロードバンド用のサービスを開發して安価で売り出せば、利用率は黙っていても向上すると思う。よってその民間にとってメリットがあればよい。例⇒「民間が安く売り出せる資金援助や制度が必要」、「民間が開發できる資金援助が必要」、「民間が海外での事業活動に逃げないように／海外の事業者も日本に来るように事業活動を行いたくなるようなインセンティブが必要」など。</p> <p>・・・日本がブロードバンド生活の世界を作って継続し發展していくためには、NTT分割よりも海外企業も含めて統合（吸収合併）を真剣に考えるべきだと思います。分割全く反対の意見ですが、「NTT が強い部分をもっと強くする、弱い部分は弱くする」という考えが必要と考えます。国内での例；NTTとSBとか、KDDIとSBとJCOMとかがお互いの強い事業部門を合併させてはどうですか？</p>
その他	<p>今までの検討部会や、「光の道」整備の在り方検討作業チーム」などのメンバー表には、民間企業は入っていないのですか。総務省の電機通信の研究所とかも入っていないのですか。その他に、経済産業省の計画とも整合をとるべきでメンバーに入れるべきで、大専とコンサルの先生方ばかりで、現実的ではないような気がします。但し、先生方が他の組織の意見をよく知っていて議論に反映させているならば、それでよいと思いますが、現実には無理ではないかと私としては考えます。民間企業を 20 社くらい参加させると、いろんな意見が出ると思います。</p> <p>以上でございます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	鹿児島県
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>当県は、離島や山間地など採算性が著しく不利な地域が多いため、民間主導によるブロードバンド基盤の整備が進みにくい状況にある。</p> <p>また、平成21年度の経済危機対策等によりブロードバンド・ゼロ地域の解消がほぼ達成されたものの、今後のICTの利活用による高速・大容量通信の需要増加に対応するため、光ファイバ等超高速ブロードバンド基盤の整備が課題となっている。</p> <p>については、「光の道」構想において、「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが望ましい」とする基盤整備の基本的考え方を踏まえ、早期に具体的な支援策を創設するとともに、不採算地域においても低廉な料金でブロードバンドが利用可能となるよう、整備後のランニングコストに対する支援策が講じられるよう要望する。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	現在光ファイバーのエリアカバー率9割以上でもブロードバンドは3割の普及となっており、2015年までに日本の4,900万世帯すべてに光ファイバー回線を敷くことが目標となっています。その一方で、光ファイバー回線100%敷設をいち早く実現した地域が残念ながら光サービスの契約率は3割でしかないのが現状のようです。日本国民全体への普及を目指す場合、PCは初期設定をはじめ端末操作が難しく、情報流失やウイルス対策など管理面でどうしても制約が伴います。光の道だけではサービスやコンテンツを充実しても限界があると考えられます。わが国では総務省タスクフォースで議論が進められていますが、行政や通信各社の思惑が絡み合って世界の大きな流れや時代の動きに必ずしも沿っているようには見えないところが残念です。光の道だけでなく、電波の道を加えた、固定/無線、通信/放送の融合を進める対策、インフラ先行ではないサービス/コンテンツ振興策などについて考えるべきと思います。

意見提出元	東北インテリジェント通信株式会社
意見項目	意見内容
総論	<p>弊社は、東北・新潟エリアにおいて自ら光ファイバを整備し法人を中心にブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と普及に取り組んでおり、「光の道」構想実現に向けて、今後もサービスの普及拡大に積極的に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>元々ICT政策に関するタスクフォースは、4つの部会においてICT政策を包括的に議論する場であると認識しておりますが、これまでの検討は、光アクセス基盤の整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方に議論が集中しているように思われます。</p> <p>今後は光アクセス基盤等の議論だけでなく、ICTの利活用策やICT産業の活性化による社会的課題の解決といった包括的な議論について、事業者だけでなく広く国民のコンセンサスを得た上で検討を進めることが重要であると考えます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>(1)整備すべきインフラについて</p> <p>グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースで検討された「光の道」構想実現に向けてー基本的方向性ー(2010年5月18日)(以下「基本的方向性」という。)では、整備すべきインフラ水準として、「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及すべき」と整理されております。想定される技術として、光(FTTH)が「光の道」実現に向け整備すべきインフラとしての代表例とされつつも、地理的条件や経済合理性の観点から、無線による方法もあると整理されています。</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアについては条件不利地域であり、その提供手段について全家庭すべてに光を敷設することは現実的ではないと考えます。光ファイバ以外にもCATVやWiMAX及びLTE等の無線技術など多種多様なアクセス手段を組み合わせ、利用者が選択できることが重要であり、費用対効果の点でも最も優れていると考えます。</p> <p>(2)基盤整備方法について</p> <p>基盤整備は原則として、民間主導を維持しつつ、「設備競争」「サービス競争」両面で競争すべきと考えますが、未整備エリアについては民間事業者にとって不採算地域であることから、引き続き民間事業者に対して自治体を通じた公的支援を行うといった仕組みが必要と考えます。</p> <p>なお、公的支援については、最小限に抑えることが望ましいため、方策として以下を提言いたします。</p> <p>①「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」と「無線システム普及事業」といった現在個別で対応している光ファイバや携帯電</p>

	<p>話基地局などの公的支援の目的をICT環境整備全般として統合する。</p> <p>⇒二重投資の回避が可能になると考えます。</p> <p>②IRU(公設民営)方式に基づく、公共設備の活用とあわせて、需要を踏まえた民間事業者により基盤整備を推進する。</p> <p>⇒IRU方式については、従来から基盤整備に一定の成果をあげており、今後もその仕組みを推進することが必要と考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上とNTT組織形態の在り方について、まとめて議論されていますが本来別の議論であり、両者については、切り離して議論することが必要と考えます。</p> <p>(1)ブロードバンドの普及(利用率30%→100%)について</p> <p>利用率向上については、以下の現状がアクセス環境や料金水準のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っていると考えます。</p> <p>①国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水準となっている。</p> <p>②基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが利用可能なブロードバンドでさえ、未利用者が4割近く存在する。</p> <p>③FTTHよりも携帯電話のほうが一世帯あたりの利用料金が低いにもかかわらず、普及率は圧倒的に携帯電話が高い。</p> <p>よって利用率の向上にはキラーコンテンツ等の必要性を高めることが重要であり、そのためには、国、自治体、民間が一体となり、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。</p> <p>例えば、行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野において、ICTの利活用の促進に向け省庁横断的に取組み、通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料の割引等といった政策を推進するなどが考えられます。</p> <p>弊社としても、行政の取組みを支援するとともに、公正な競争環境のもと、「設備競争」と「サービス競争」を展開することで、利用率向上につながる新たなサービスや付加価値の創出に努めてまいります。</p> <p>(2)NTTの組織形態の在り方について</p> <p>アクセス回線会社の分離に反対いたします。公正な設備競争環境の整備を要望いたします。</p> <p>アクセス回線会社の分離は、これまでリスクを負って設備投資を行い「設備競争」及び「サービス競争」を実施してきた事業者に多大な影響を及ぼすおそれがあります。基本的方向性にも示されているように事業者間競争は、「サービス競争」と「設備競争」の両面から促進することが重要であり、アクセス回線の分離等は</p>

「設備競争」を否定することであり、結果として、「技術イノベーションの阻害」、「インフラの脆弱化」及び「地方の衰退」にも繋がりにくいことから取るべき選択肢ではないと考えます。

利用者が多様なアクセス手段から希望したものを選択できる環境にあることが、利用者にとっても利便性があり、事業者間の公正な競争環境を促進するためにも必要であることから、これからは更なる公正な競争環境が整備されることを要望いたします。

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	「光の道」構想により、超高速ブロードバンドの利用エリアが拡大することは利用者として歓迎します。 ただ、利用意向のあるユーザにおいては問題ないが、現時点で利用意向の無いユーザ全てに対して提供することは、端末更改・費用負担など現実的にユーザ負担が生じることになるので、利活用の推進をすることが優先と考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	システム構築Sierとして思うのは、利用率の向上は電子政府・教育・医療などあらゆる分野において省庁横断的な取組により各種システムやサイトの整備などによる利用拡大を優先するべきであり、利用が拡大すれば各通信事業者も低廉な料金によるサービス開発も進むのではないかと考えます。 エリア拡大のインフラ整備については各通信事業者の競争を通じて利用拡大を推進し、通信事業者でリスクを負えない場合の費用負担は自治体の補助金施策など合理的かつ国民負担が少ない方向で検討すべきと考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>コンクリートから人へ。</p> <p>本当に必要な箇所にものみ、選択と集中が必要だと思います。従って、すべてのエリアに光ファイバーが必要かどうかの検討をまず行うべきであり、その後必要となれば今のIRUの方式で引けば良い。どこにでも考えなしに光を持っていったとなれば、これは今の高速道路と同じことになるであろう。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>NTTの分割はありえない。日本は社会主義ではない。NTTを分割するというのなら、いかなる法律に基づき1民間会社に対してそのようなことができるのかを明確にするるとともに株主にとっていかなるメリットがあるのか、株主総会等の場でしっかりと説明すべきである。(NTTが説明するのではなく、国として、大株主の立場として)それらが行われていない中で、勝手に決められたのでは株主としてたまらないし、株主の権利を侵害していないだろうか。今の時点では絶対に反対である。超高速ブロードバンドとNTTの話は全く別の話であるし、現に世界的に見ても日本より安価にどこでも超高速ブロードバンドを利用できる国はない。すなわちインフラ面は整っているのだから、それ以外のところで、なぜ利用率があがらないのかを考えるべきである。決して料金だけの問題ではない。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
意見項目	意見内容
	<p>◇「光の道」の政策的意義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が国経済の更なる発展を目指し、ICTを最大限活用して国民の生産性を高め、豊かな社会を実現することを目指す」とする「光の道」構想の趣旨の実現を図るには、「『光の道』構想実現に向けて－基本的方向性－」（以下、「報告書」という）にある通り、①基盤整備にあたり、いかにインセンティブを確保するか、②利用者にとって魅力あるアプリケーションを提供することで、いかに利用率を向上させていくかが重要なポイントとなると考えます。
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>◇基盤整備のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前提として、「報告書」で指摘されている通り、「国民負担をできる限り軽減するとともに、効率的かつ効果的に」整備するには、「民間主導での事業者間の設備競争のもとで整備」する必要があると考えます。 ・この考え方からは、NTT東西のみがこれを果たすとの前提はありえない訳であり、全ての超高速ブロードバンド提供事業者の共通の取り組みとすべきであると考えます。 加えて、NTT東西のみ、アクセス網保有部門の組織的な再編成を強いられる合理的な根拠は成り立たないものと考えます。また、例えば、NTT東西を構造分離すること等により、一元的に基盤整備を担う主体を設けるためには、設置スキームや法制度の整備等に時間を要するとともに、実現に際しては多大なコストを要する上、ユーザ利便、投資インセンティブ、経営の効率性、事業の継続性の担保等様々な課題があることから、一元的な整備主体を新たに設けるという考え方はとるべきではないと考えます。 ・また、「報告書」にある通り、「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援」が必要となるこの考え方には賛同しますが、多大なコストを要する一方で、利用率向上のために低廉な接続料金を実現するという「二律背反」的な課題を克服するためには、所要のコストを十分に賄える水準である必要があると考えます。 ソフトバンク殿は、全国一律で効率的なインフラ整備を推進するアクセス回線会社であれば採算性は確保可能とし、光回線は月額1,400円で提供可能と主張されていますが、このような非現実的かつ不十分な試算に基づく政策判断は是非とも回避

	<p>する必要がありと考へます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考へられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考へるか。</p>	<p>◇利用率向上に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用率向上のためには、「競争政策によるサービスの発展・料金の低廉化」が必要との「報告書」の指摘には異論はありませんが、それを実現するためとして、成長分野に対し、規制により過度なオープン化を強いることは、投資インセンティブを確保しえなくなる恐れが高く、ひいてはサービスの発展自体の足枷になりかねないことから、厳に慎むべきと考へます。 ・むしろ、有望なアプリケーションとしての「医療、教育、行政等の分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直し」を早急かつ大胆に実現することが求められているものと考えます。 <p>加えて、例えばエコポイント付与等の利用者のICT利用自体へのインセンティブの設定や、行政として国民ID化の実現並びにリテラシー支援等、利活用を促進するための新たな制度化の検討も必要であると考えます。</p> <p>◇ドミナント規制の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「報告書」では、「総合的な市場支配力に着目したドミナント規制」導入の「速やかな検討の開始」が適当とされていますが、その「市場支配力」が「NTTグループの市場支配力」を意図しているのであれば、論点として不十分と言わざるを得ません。欧州においては、「着信独占」の観点から、移動体事業者はすべてSMP指定事業者として非対称とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けている携帯電話特有の事情、更には、實際上、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえると、現行の第二種指定電気通信設備規制の範囲の見直しについての検討が必要であると考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	アトリエほっ
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>10%の未整備エリアの整備に、例えば保証金や税金優遇制度といった公的支援を民間事業者に行う事は賛成です。</p> <p>ただ、これからのインフラ整備とは、各生徒に、平等に配布すればよしといった給食のパンではないと思います。2015年、100%普及構想から漏れた地域には、光には整備に限定するのではなく、代替手段も含めて、その地域に応じた対策を講じることが、政府の立場なのでは？と思います。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>90%を誇る普及率において、実際の実利用率が30%に過ぎないというこの空虚な数値に関しては反省しなければならないし、注目しなければならない点であると考えます。</p> <p>パーフェクトな普及の為の料金引き下げやサービス向上を論じる以前の問題として、「超高速ブロードバンド」「光ファイバー」等の名称のみが一人歩きしていて、これらがいかなるものであるかが、一般人には浸透していないのが現状ではないでしょうか。</p> <p>今、国民は、茶の間に居ながらにして、高度でリアリティのある情報や知識を吸収しようとしている傾向にあります。その好奇心を大いに利用して、マスメディア等とも連携し、経済・医療・教育等の専門的視野から検証されたサービスの効用、将来の展望といったものを、もっとカジュアルに、ユーモアも交えて噛み砕き、母親が幼子に物事を説明するような姿勢で、国民に必要性を語りかけていくところから始めていくべきだと思います。</p>